第 学校教育法 の 一 部 改正 ( 第 一 条関 係

盲学校、

特別支援学校は、

視覚障害者、

聴覚障害者、

知的障害者、

肢体不自由者又は病弱者

(身体虚弱者を含

聾学校及び養護学校を特別支援学校とすること。

む。)に対して、 幼稚園、 小学校、 中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、 障害による学習

上又は生活 上 0) 困難を克服 し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とすること。

 $\equiv$ 特別支援学校においては、 二に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うもの を明らかにするこ

کے

兀 特別支援学校においては、二の目的を実現するための教育を行うほか、 幼稚園、 小学校、 中学校、 高

等学校又は中等教育学校の要請に応じて、 教育上特別の支援を必要とする児童、 生徒又は幼児の教育に

関 し必要な助 言又は援助を行うよう努めるものとすること。

五. 小 学校、 中学校、 高等学校、 中等教育学校及び幼稚園 にお į١ 、ては、 教育上特別の支援を必要とする児

童、 生徒及び幼児に対し、 障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする

第二 教育職員免許法の一部改正 (第二条関係

特別支援学校の教員の免許状の授与に当たっては、 当該免許状の授与を受けようとする者の特別支援

教育に関する科目の修得の状況又は教育職員検定の結果に応じて、 文部科学省令で定めるところによ り

又は二以上の特別支援教育領域を定めて授与するものとし、 当該教員の普通免許状の授与を受ける

ために大学に お , , て修得することを必要とする最低単位数を定めること。

特別支援学校の教員

 $\mathcal{O}$ 

免許状の授与を受けた者が、

当該

免許状に定められてい

る特別支援教育領域以

外の特別支援教育領域に関する科目を修得した場合又は当該免許状を授与した授与権者が行う教育職 員

検定に合格した場合には、 当該授与権者は、 当該免許状に新教育領域を追加して定めるものとすること。

三 特別支援学校において専ら自立教科等の教授を担任する教員の免許状は、 障害の種類に応じて文部科

学省令で定める自立教科等について授与するものとすること。

第三 義務教育諸学校等 0 施設 費の 玉 庫 負 、担等に関する法律の一部改正 (第三条関 係

特 別支援学校の小学部及び中学部の建物の新築又は増築に要する経費を国庫負担の対象とするとともに

その工事費の算定方法等に関し、 所要の規定の整備を行うこと。

第四 独立行政法 人国立特殊教育総合研 究所法 .. の 一 部改正 (第四条関係)

独立行政法人の名称を独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に改め、 その目的、 業務等に関し、 所

要の規定の整備を行うこと。

第五 施行期日等

この法律は、 平成十九年四月一日から施行すること。 (附則第 条関係)

この法律  $\mathcal{O}$ 施行に伴う所要の 経 過 措置について規定すること。 (附則第二条から第十 条まで関係

三 この法律の施行に伴い、 関係法律に関し、 所要の規定の整備を行うこと。 (附則第十一条から第四十

八条まで関係)

## 学校教育法等の一部を改正する法律

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条並びに第四条第一項第二号及び第三号中「盲学校、 、聾学校、 養護学校」を 「特別支援学校」に改

める。

第六条ただし書中 「盲学校、 聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第二十二条第一項及び第三十九条第一項中「盲学校、 聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に

改める。

第六章の章名を次のように改める。

第六章 特別支援教育

第七十一条中 「盲学校、聾学校又は養護学校は、それぞれ盲者(強度の弱視者を含む。 以下同じ。)、

聾<sup>ろ</sup>う (強 度の 難聴者を含む。 以下同じ。)又は」を 「特別支援学校は、 視覚障害者、 聴覚障害者、 に、

肢に 体不自由者若しくは」を「肢体不自由者又は」に、 「施し、 あわせてその欠陥を補うために、 を「

第七十一条の二中 「前条の盲者、 聾者又は」を 「第七十一 条に規定する視覚障害者、 聴覚障 .害者、 に

「肢体不自由者若しくは」を「肢体不自由者又は」に、 「心身の故障」を「障害」に改め、 同条を第七

十一条の四とし、第七十一条の次に次の二条を加える。

第七十一 条の二 特別支援学校にお *(* \ ては、 文部科学大臣 の定めるところにより、 前条に規定する者に対

する教育のうち当該学校が行うものを明らかにするものとする。

第七十一条の三

特別支援学校においては、

第七十一条の目的を実現するための教育を行うほか、

幼稚園

小学校、 中学校、 高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、 第七十五条第一 項に規定する児童 生

徒 人又は 幼児  $\mathcal{O}$ 教育に 関 し必 親要な助う 言 又は援助を行うよう努めるも のとする。

第七十二条から第七十三条の二までの規定及び第七十三条の三第一項中「盲学校、 聾学校及び養護学校

を「特別支援学校」に改める。

第七 + ·四条中 「盲者、 聾者又は」 を 「視覚障害者、 聴覚障害者、 に、 「肢体不自由者若しくは」 を「

肢 体不自由者又は」に、 「心身の故障」 を 「障害」に、 第七十一条の二」 を「第七十一条の四」 に、

「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第七十五条第一 項 中 特殊学級を」 を 「 特 別支援学級を」 に改 め、 同項第六号中 小 二 身に故 障 を 障

害」に、 「特殊学級」 を「特別支援学級」に改め、 同条第二項中 「学校は」を「学校においては」

特殊学級」を 「特別支援学級」 に改め、 同条に第一 項として次の一 項を加える。

小学校、 中学校、 高等学校、 中等教育学校及び 幼 稚 園 に お 1 て は、 次項各号の *\*\ ずれ かに該当する児

童、 生徒及び幼児その 他教育上特別の支援を必要とする児童、 生徒及び幼児に対し、 文部 科学大臣 の 定

めるところにより、 障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

第七十六条中 「盲学校、 聾学校及び養護学校」 を 「特別支援学校」 に改める。

第百二条第一項中「盲学校、聾学校、養護学校及び」を削る。

第百二条の二を削る。

第百七 条中 盲学校、 聾学校及び養護学校並びに特殊学級」を「及び特別支援学校並びに特別支援学

級」に改める。

(教育職員免許法の一部改正)

第二条 教育職員 免許 法 昭 和二十四年法律第百四 十七号) の一部を次のように改正 する。

第二条 第一 項 中 「盲学校、 聾学校、 養護学校」 を 特 別支援学校」 に改 め、 同 条に 次 の二項を加える。

3 この 法律で 「自立教科等」 とは、 理 療 (あん摩、 マツサージ、 指圧等に関する基 礎的な知 識 技能 の修

得を目標とした教科をいう。 理学療 法、 理容その 他 の職業につい て  $\mathcal{O}$ 知 識 技能 の修得 12 関する教科

及び学習上又は 生 活 上の 困 難 を克 服 L 自立を図 るた 8) ĺŹ 必 要な、 知 識 技 能 0) 修 得 を目 ら的とする る教育 に 係る

活動(以下「自立活動」という。)をいう。

4 0 法律で 「 特 別支援教育領域」 とは、 学校教育法第七十一条に規定する視覚障害者、 聴覚障害者、

知 的 障 :害者、 肢 体不 自由者 又は病 弱者 (身体 虚 弱者を含む。) に関するい ず ń か 0) 教育  $\mathcal{O}$ 領 域 をいう。

第三 条 第三 項 中 「盲学校、 聾学校2 及 び 養護学 校」 を 「 特 別支援学 校\_ に、 及 び )栄養教育 諭 並 び に盲学校

聾学校又は苦 養護学校」を 栄養教諭及び特別支援学校」に、 特殊 の教科」 を 「自立教科等」

盲学校、 聾学校又は養護学校  $\bigcirc$ を 「特別支援学校の」に改める。

第三条 の 二 一第 項 第 五. 一号中 「盲学校、 聾学校並びに養護学校」 を 「特別支援学校」 に、 特殊の教科」

を「自立教科等」に改める。

第四条第七項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第四条の二 特別支援学校の教員の普 通免許状及び臨時免許状は、 一又は二以上の特別支援教育領域につ

いて授与するものとする。

2 特別支援学校において専ら自立教科等の教授を担任する教員の普通免許状及び臨時免許状は、 前条第

二項の規定にか かわ らず、 文部科学省令で定めるところにより、 障害の種類に応じて文部科学省令で定

める自立教科等について授与するものとする。

3 特別支援学校教諭の特別免許状は、 前項の文部科学省令で定める自立教科等について授与するものと

する。

第五条の次に次の一条を加える。

(免許状の授与の手続等)

第五条の二 免許状の授与を受けようとする者は、 申請書に授与権者が定める書類を添えて、 授与権者に

申し出るものとする。

2 特別支援学校の教員の免許状の授与に当たつては、 当該免許状の授与を受けようとする者の別表第

 $\mathcal{O}$ 第三 欄 に定める特別支援教育に関する科目 (次項に お *(* \ · て 「特別支援教育科目」という。  $\mathcal{O}$ 修 得  $\mathcal{O}$ 

状況 又 は 教育 職 員 検定 の結果に応じて、 文部科学省令で定めるところにより、 又は二以上 0) 特 別 支援

教育領域を定めるものとする。

3 特 別支援学校 の教 員の免許状の授与を受けた者が、 その授与を受けた後、 当該 免許状に定められてい

る特 別 支援教育 領 域 以 外  $\mathcal{O}$ 特 別支援教育 領 域 ( 以 下 新教 育 領 域 という。 に . 関 l つて 特 別支援 教 育 科

目を修得し、 申 請 書に当該 免許状を授与した授与権者が定める書類を添えて当該授与権者にその旨を申

L 出た場合、 又は当該授与権者が行う教育職員検定に合格した場合には、 当該授与権者は、 前 項 に規定

する文部科学省令で定めるところにより、 当該 免許状に当該 新教育領域 を追り 加 して定めるも のとする。

第六条 第二 項 中 「前条第二項」 を 「第五条第二 項 に改め、 「第五 項」  $\mathcal{O}$ 下に 前条第三 項 を加え

る。

第七 条第一項中 「授与」の下に 新教育領域の追加の定め (第五条の二第三項の規定による新教育領

域の追加の定めをいう。)」を加える。

第八条に次の一項を加える。

3 第五条の二第三項の規定により免許状に新教育領域を追加して定めた授与権者は、 その旨を第一 項の

原簿に記入しなければならない。

第十六条の五中「盲学校、 聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に、 「盲学校、 聾学校又は養

護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十七 条第 項を削 b, 同 条第二項中 「前項の」 を 「第四条の二 第二項に規定する」に、 「及び第二号

並 びに」を 同項第二号及び」に改め、 「第五項」 の下に「並びに第五条の二第二項」を加え、 同項を

同条とする。

第十七条の二及び第十七条の三を次のように改める。

第十七条 *O* 特別支援学校に におい て自立 活 動  $\mathcal{O}$ 教授を担任するために必要な第四条の二第二項に規定す

る普 通 免許状又は 同条第三項に規定する特別免許状を有する者は、 第三条第一項及び第二項並びに 第四

条第二項及び第三項の規定にかかわらず、 学校教育法第七十五条第二項及び第三項に規定する特別 別支援

学級に おいて、これらの免許状に係る障害 の種類に応じた自立活動の教授を担任する教諭 又は講師とな

ることができる。

第十七 之 条 の 三 特別支援学校 いの教育 諭 の普通免許 状 いのほ か、 小学校、 中学校、 高等学校又は幼 稚 園  $\mathcal{O}$ 1 ずれ

か 0 学 校  $\mathcal{O}$ 教 諭 0) 普 通免許 状を有す る者 は、 第三条第 項からな 第三項・ ま での 規 定に か か わ 5 ず、 特 別支

援学校において自立 教科等以外の教科 (幼稚部にあつては、 自立教科等以外の事 項) の教授又は実習

専ら 知 的 障害者に対するも のに限 る。 を担任する教諭 又は講師となることができる。

第十八条に次の一項を加える。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規定 は 第五条の二 一第三項 の規定により特別支援学校 の教員 の免許状に新教育領域を追加 して

定める場合につい て準用する。 この場合において、 前項中 外国 とあるのは 「特別支援学校 0 教員

 $\mathcal{O}$ 免 ?許状を有する者であつて、 当該 免許状 の授与を受けた後、 外国 と、 各. 相当の免許状を授 与す

とあ るの は 「その 有する特別支援学校 0 教 員  $\mathcal{O}$ 免 許 状に各 相 当の 新 教育 領域 を追 加 して定め る لح

読み替えるものとする。

第二十一条第 一項第一号中 「第五項」 の下に、、 第五条の二第二項若しくは第三項」を、 「授与し」  $\mathcal{O}$ 

下に 若しく は 特 莂 支援教 育領域を定め」 を加え、 同条第二項中 「授与」の下に「若しくは特別支援教

育領域の定め」を加える。

附則第二項中 「盲学校、 撃学校若, しくは養護学校」 を 「特別支援学校」 に改める。

附則第九項の 表の第三 欄 及び 同表の備考第二号中 「並びに盲学校、 撃う学 校及び養護学校」を「及び特別

支援学校」に改める。

附則第十四項中 「盲学校、 聾学校、 養護学校及び」を削る。

附則第· 十五 項中 「盲学校、 聾学校若, しくは養護学校」 を 「特別支援学校」 に改める。

附則第十六項中 「盲学校、 聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第一中「(第五条関係)」を「(第五条、 第五条の二関係)」に改め、 同表の第三欄中 「特殊教育

を 「特別支援教育」に改め、 同 表の盲学校教諭、 聾学校教諭又は養護学校教諭 の項を次のように改める。

H-+-			
別支援			
学			
		専修免許状	
学士の学位を有すること及び小学校、中学校、	ること。	高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有す	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、
		五〇	
	支援学 学士の学位を有すること及び小学校、中	別支援学学士の学位を有すること及び小学校、中ること。	別支援学 学士の学位を有すること及び小学校、中学校、専修免許状 高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有す

二種方言北	二重至午犬	
普通免許状を有すること。	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の	ること。
- - -	-	

別表第一の備考第六号中「特殊教育」を「特別支援教育」に改める。

別表第三の第三 一欄及び別表第五の第二欄中「並びに盲学校、 聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学

校」に改める。

別表第七を次のように改める。

別表第七 (第六条関係)

		所要資格	第一欄
種免許状の授与を受けよ	特別支援学校の教員(二	有することを必要とする	第二欄
の教員(二種免許状の授与	取得した後、特別支援学校	第二欄に定める各免許状を	第三欄
において修得すること	状を取得した後、大学	第二欄に定める各免許	第四欄

		通免許状	
六		校又は幼稚園の教諭の普	二種免許状
		小学校、中学校、高等学	学校教諭
六		二種免許状	特別支援 一種免許状
一五.		一種免許状	専修免許状
	る最低在職年数		する免許状の種類
	明を有することを必要とす		受けようと
	た旨の実務証明責任者の証		
	として良好な成績で勤務し		
	は幼稚園の教員を含む。)	の免許状の種類	
	高等学校、中等教育学校又	学校又は幼稚園の教員)	
数	つては、小学校、中学校、	、小学校、中学校、高等	
を必要とする最低単位	を受けようとする場合にあ	うとする場合にあつては	/

備考 この 表の規定により専修免許状又は 一種免許状の授与を受けようとする者に係る第三欄に定 め

る最 低在 職年数については、 その授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援 教

育領域を担任する教員として在職した年数とする。

別表第八の第三欄中 「並びに盲学校、 聾学校及び養護学校」を 「及び特別支援学校」 に改める。

義務教育諸学校等の 施設費 0 国 庫負担等に関す うる法律  $\mathcal{O}$ 部改 Ē

第三条 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 (昭和三十三年法律第八十一号)の一部を次

のように改正する。

第二条第一 項中 「盲学校、 聾学校及び養護学校」 を「特別支援学校」 に改め、 同条第三項ただし書中

養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第三条第一項第三号中 「盲学校、 聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」 に改める。

第五条の三の見出し中 「盲学校、 聾学校及び養護学校」を 「特別支援学校」に改め、 同条中 「養護学校

の場合に あつて は、 新築又は増築を行う年度の翌年度の 五 月一日 (その翌 日 から起算して一年以内に当該

学校」 を 「その翌日から起算して二年以内に特別支援学校」 に、 「新築又は増築を行う年度の翌々年度の

五月一日)」 を 「文部科学大臣の定めるその二年以内 の 日 \_ に改める。

第六条第一項中 盲学校、 聾学校又は養護学校」 を 「又は特別支援学校」 に改め、 同条第二 |項中

盲学校、 聾学校又は養護学校」 を「又は特別支援学校」に、 「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を 「 特

別支援学校」に改める。

第八条第二 |項中 「養護学校」 を 「知的 障害者、 肢体不自由者又は病弱者 (身体虚弱者を含む。 である

児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校 (附則第三 項において 「養護特別支援学校」とい

う。)」に改める。

第十一 条第一 項 中 「並びに盲学校、 聾学校及び養護学校」 を 「及び特別支援学校」 に改める。

附則第三項 (見出しを含む。 中 「養護学校」 を 「養護特別支援学校」 に改める。

(独立行政法人国立特殊教育総合研究所法の一部改正)

第四条 独立行政法人国立特殊教育総合研究所法 (平成十一年法律第百六十五号) の一部を次のように改正

する。

題名を次のように改める。

## 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法

第 条 及び 第二条中 独 <u>\f}</u> 一行政法 人国 <u>\frac{1}{12}</u> 特 殊教育等 総合研究所」 を 「独立行政法人国立特別支援教育総合

研究所」に改める。

第三条中 「独立行政法人国立 特殊教育総合研究所」 を 「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所」 に

「 特 殊教. 育 (<u>C</u> を 特 別支援 数育 ど に、 特 殊教 育関係職 員 を 特 別支援教育関係 職 員 に、 特

殊教育の」を「特別支援教育の」に改める。

第九条第二項中 「独立行政法人国立特殊教育総合研究所法」を「独立行政法人国立特別支援教育総合研

究所法」に改める。

第十二条第 号中 特 殊教 育」 を 「特別支援 教育」 に 改 め、 同条第二号中 「 特 殊 教 **公育関係** 職 員 を 特

別支援教育関係職員」 に改め、 同条第三号から第五号までの規定中「特殊教育」 を 「特別支援教育」 に改

める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(学校教育法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行 の際現に設置されている第一条の規定による改正前の学校教育法 (以下「旧学校教

育法」 という。 第一条に規定する盲学校、 聾学校及び養護学校は、 この 法律の施行の時 に、 第 条  $\mathcal{O}$ 規

定による改 É 後 の学 校教育法 (以 下 「新学校教育法」 という。 第 一条に !規定す! る特 別支援学校とな るも

のとする。 この場合において、 旧学校教育法第四 条第一項の規定による当該盲学校、 聾う 校又は養護学校

 $\mathcal{O}$ 設置 の認可は、 新学校教育法第四条第一項の規定による特別支援学校の設置の認可とみなす。

2 この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行 の際現に 旧学校教 育法第四 [条第一 項の規定によりされて 7 る盲学校、 聾学校又は: 養護学

校  $\mathcal{O}$ 設 置 廃 止 設置 者  $\mathcal{O}$ 変更及び 同 項に規定する政令で定め る事 項につい ての 認 可  $\mathcal{O}$ 申 請 は、 新学校: 教育

法第四条第一項の規定によりされた認可の申請とみなす。

第三条 この法 律の施 行 の際現に旧学校教育法第一 条に規定する盲学校、 聾学校又は養護学校を設置してい 35

る私立学校法 (昭 和二十四年 -法律第 二百七十号) 第三条に規定する学校法 人は、 前条第 項 0 規 定に より

当該 盲学校、 聾学校又は養護学校が特別支援学校となることに伴い寄附行為を変更しようとするときは、

同法第四 兀 十五 条第 項 への規・ 定に か か わ らず、 同 項 の規定による寄附行為 の変更の認可を受けることを要し

な ک  $\mathcal{O}$ 場合に お 1 て、 当該 《学校法 人は、 遅滞なく、 その旨を都 道 府 県 知事 に届り け 出 なけ れ ば なら な

第四条 この法律の施行前に旧学校教育法第一条に規定する盲学校、 聾学校又は養護学校を卒業した者に対

法 律第百三十号) 第二十条第三 項 0) 規 定の 適 用 に つい て は、 その者は、 新学校教育法第 条 に規定する特

別支援学校を卒業した者とみなす。

す

る職業安定法

(昭

和二十二年法律第百四十

· 一 号)

第二十六条第

項及び

船員職業安定法

(昭

和二十三年

(教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置)

第五 条 ک 0) 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現 (C 第二条  $\mathcal{O}$ 規定による改正 前 の教育職員免許法 (以 下 旧 . 免 許: 法 という。

 $\mathcal{O}$ 規定 に より 授 分され て 7 る次  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 上 欄 に 撂 げる 免 許状 (以下この 項 及び 附 三則第七 条 に お 1 7 旧 免

許 光 という。) は、 それぞれ同表 の下欄に掲げる第二条の規定による改正後の教育 職員免許法 ( 以 下

新免許法」 という。) の規定による免許状 (以 下 「新免許状」という。) とみなし、 当該 旧 免許状を有す

る者は、 この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 に お V) て、 それぞれ当該新免許状の授与を受け たも のとみなす。

旧免許状

新免許状

支援学校教諭一種免許状	
知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を定めた特別	養護学校教諭一種免許状
許状	
において同じ。)に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭専修免	
知的障害者、肢体不自由者及び病弱者	養護学校教諭専修免許状
聴覚障害者に関する教育の領域を定め	<b>聾学校助教諭臨時免許状</b>
聴覚障害者に関する教育の領域を定め	聾学校教諭二種免許状
聴覚障害者に関する教育の領域を定め	<b>聾</b> 学校教諭一種免許状
聴覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭専修免許状	聾学校教諭専修免許状 55
視覚障害者に関する教育の領域を定め	盲学校助教諭臨時免許状
視覚障害者に関する教育の領域を定め	盲学校教諭二種免許状
視覚障害者に関する教育の領域を定め	盲学校教諭一種免許状
視覚障害者に関する教育の領域を定め	盲学校教諭専修免許状

		ı	
	養護学校助教諭臨時免許状		養護学校教諭二種免許状
支援学校助教諭臨時免許状	知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を定めた特別	支援学校教諭二種免許状	知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を定めた特別

2 表第一 前 項 0) 0 第三 規定により 欄 に定める特 新免許状の授与を受けたものとみなされる者については、 別支援教育に関する科目 ( 以 下 「特別支援教育科目」という。 新免許 状に係る新免許  $\mathcal{O}$ 最低単 法 位 数 別

を修得し

たものとみなす。

第六条  $\mathcal{O}$ 該特殊教科免許状を有する者は、 る教員の普通免許状又は臨時免許状 の項において る盲学校、 規定により授与される新免許法第四条の二第二項に規定する特別支援学校の自立教科等の教授を担 この 聾学校又は 法 律 「特殊教科免許状」という。) · の 施 行 養護学校の特殊 の際現に旧免許法第十七条第二項の規定により授与されている同条第一 この法律の施行の日において、 (以下この項において「自立教科等免許状」 外の教科 は、 の教授を担任する教員の普通免許状又は臨 文部科学省令で定めるところにより、 当該自立教科等免許状の授与を受けたも という。 時 新免許法第十七条 )とみなし、 免許状 項に規定す (以下こ 任 当 す

2 この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行 0 際 現に 旧 免許法第五条第二項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により授与されてい る旧免許法第四 条第七項 E 規

定する盲学校、 聾学校又は養護学校の特殊 の教科の教授を担任する教員の特別免許状 (以下この項に お

7 特 殊教科 特別免許状」という。) は、 文部科学省令で定めるところにより、 新免許法第五 条第二 一項の

規 定に ょ り授与され る新免許 法 第四 条 の 二 第三項に規定する特別支援学校  $\mathcal{O}$ 自 갶 教科 等 0) 教 授 を担 任 ける

教 į  $\mathcal{O}$ 特 別免許状 (以下この項にお いて「自立教科等特別免許状」という。)とみなし、 当該 特 殊教 科 特

別 免許状を有する者は、 この法律の施行の日において、 当該自立教科等特別免許状の授与を受けたも のと

みなす。

第七 条 この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現 1C 旧 免 許 法 別 表第 の備 考第五 一号イ に規定す る認定課 程を有する大学又 は 同

表 の備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関に在学している者で、 当 ¬該大

学又は教員養成機関を卒業するまでに、 当該大学の認定課程又は教員養成機関にお いて附則第五条第 項

 $\mathcal{O}$ 表 0 上 欄 に 掲げ Ś 旧 免許状の授与を受けるために 必要とされ た 旧 免許 法 別 表第 0) 第三 欄 に 定め る 特殊

教 育に 関する科目 の最低単位 数を修得したも のは、 それぞれ同項の 表 の下 欄に掲げる新免許状  $\mathcal{O}$ 授与 を受

けるために必要とされる特別支援教育科目 の最低単位数を修得したものとみなす。

第八 条 附 ]則第7 五条第 項の規定により新免許 状の授与を受けたものとみなされる者が新免許 法 l別表第· 七 0

規定により同 表の第 欄に掲げる専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする場合における同 表  $\mathcal{O}$ 

第三欄 に定める最低在 職年数の算定については、 文部科学省令で定めるところにより、 旧免許 法別表第七

 $\mathcal{O}$ 第三 欄 に定 め る各相当の学校 の教員として在職 した年数を特別支援学校の教員として在 職 L た年数 E 通

算することができる。

2 附則第五条第一項の規定により新免許状の授与を受けたものとみなされる者が新免許法別表第七の規定

に より 同 表 0 第 欄に掲げる専修免許状又は 種免許状の授与を受けようとする場合に お け る 同 表の 第四

欄 に定 め る最 低単 位 数 の算定に つい 7 は、 文部 科学省令で定めるところにより、 当 該 者 が 旧 免 許 法 別 表第

七 0) 第 欄に 掲げる専修免許状又は 種免許状の授与を受けるために大学において修得した単位数を 新免

許法別· 表第七 0) 第 欄に掲げる専修免許状又は一種免許状の授与を受けるために必要な単位数に合算する

ことができる。

3 小学校、 中学校、 高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を受けている者が新免許法別表第七の規定に

位 ょ る二種免許状の授与を受けるために大学において修得した単位数を新免許 数 り  $\mathcal{O}$ 同 算 表 定に の 第 0 1 欄 て に は 掲げる二種 文部 科学省令で定めるところにより、 免許 状 の授与を受けようとする場合に 当該 者が おお 旧 ける同 免 許 法別表第七 法 表 の第 別 表第一 匹 の第一欄に掲 欄 七 に定  $\mathcal{O}$ 第 め る最 欄 げ に . . . . . . . . 低単 掲げ

種 免許状の授与を受けるために必要な単位数に合算することができる。

義

務

教

育

諸学校:

等

Ò

施

設費

 $\mathcal{O}$ 

玉 庫

負

担

<del>等</del>

に

関

す

る法

律

 $\mathcal{O}$ 

部

改

正

に伴う経

過 措

置

第九 条 第三条 0) 規定による改 正後の 義務教育 育 諸学 ·校 等  $\bigcirc$ 施 記費 0 玉 庫 負 担 等に関 する法 律 () () 規定は、

平 度 前 平 + 成 十 以 成 九年度以降の年 の年度に 前 +の年 九 九 年 年 度の お 度 ける事 以 以 降 国庫 降 度  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 務 債 年 年度に支出され の予算に係る国 務負 又は 度に支出 担行為に基づき平成十九年度以降の年度に支出すべきものとされ 事 業の実施により平 すべ きも |の負担 る 玉  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ とされ 負担 (平成十八年度以前 成十 及び平成十八年度以 た 国 九年  $\mathcal{O}$ 度以降 負 担 を除  $\mathcal{O}$ の年 <\_ 年度に支出される国の 前 度における事  $\mathcal{O}$ に 年 度 つ V 0 て 玉 務又は 適 庫 用 債 務負担 Ļ 負担、 事業 平 た国 成 行 0 実施 平成十 + 為 に基 八  $\mathcal{O}$ 負 に 年 平 成 一づき 担及 八年 ょ 度以 り

び 平 成 + 八 年 -度以 前 0 年度 0 歳 出予算に係る国  $\mathcal{O}$ 負 担 で平成十九年度以降 の年度に繰り越されたも 0 に 0

1 7 は、 なお . 従 前  $\mathcal{O}$ 例 による。

## (罰則に関する経過措置)

第十条 こ の 法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

(産業教育振興法等の一部改正)

第十一条 次に掲げる法律の規定中 「並びに盲学校、 聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改め

る。

- 産業教育振興法 (昭和二十六年法律第二百二十八号) 第二条
- 公営企業金融公庫法 (昭和三十二年法律第八十三号) 附則第十項第三号
- 三 独立行政法人大学入試センター法 (平成十一年法律第百六十六号) 第三条
- 兀 独立 行政法人日本学生支援機構法 (平成十五 年法律第九十四号) 附則第十四条第一 項

(学校図書館法及び理科教育振興法の一部改正)

第十二条 次に掲げる法律の規定中「盲学校、聾学校及び養護学校の小学部」を「特別支援学校の小学部」

- に、 並 びに盲学校、 聾学校及び養護学校」 を「及び特別支援学校」に改める。
- 一 学校図書館法(昭和二十八年法律第百八十五号)第二条

一 理科教育振興法(昭和二十八年法律第百八十六号)第二条

義務教育諸学校に おける教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法等 の一部改正)

第十三条 次に掲げる法律の規定中「盲学校、 聾学校若しくは養護学校」を 「特別支援学校」に改める。

義務教育諸学校における教育の政治的中立 0 確保に関する臨時措置法 (昭和二十九年法律第百五十七

号) 第二条

二 学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第三条第二項

 $\equiv$ 学校保健法 (昭和三十三年法律第五十六号) 第五条及び第十七条

兀 公害 の防 止 に関する事業に係る国  $\mathcal{O}$ 対政上 0) 〉特別措| 置に関する法律 (昭和四十六年法律第七十号) 第

二条第三項第四号

五. 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法 ( 昭 和

四十九年法律第二号)第二条第一項

(女子: 教職 員  $\mathcal{O}$ 出 産 に際 して  $\mathcal{O}$ 補助 教 職 員  $\mathcal{O}$ 確 保に関する法律等  $\mathcal{O}$ 部改 Ē

第十 ·四条 次に掲げる法律の規定中「盲学校、 聾学校、 養護学校」 を 「特別支援学校」に改める。

女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律 (昭和三十年法律第百二十五号) 第二条

第一項

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第三十四条第一号

 $\equiv$ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法 (昭和四十六年法律第七十七号) 第

二条第一項

四 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二十三条

(地方財政法の一部改正)

第十五条 地方 財 政法 (昭和二十三年法律第百九号) の一部を次のように改正する。

第十条第二十五号中 「盲学校、ろう学校及び養護学校」 を 「特別支援学校」 に改める。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第十六条 市町村立学校職員給与負担法 (昭和二十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一 条中 盲学校、 聾学校及び養護学校」を 「及び特別支援学校」に改め、 同 条第 一号中 「特殊 教育

諸学校教職員定数」 を「特別支援学校教職員定数」 に改め、 同条第二号中 「特殊教育諸学校高等部教 職員

定数」 を 「特別支援学校高等部教職員定数」に、 「盲学校、 聾学校及び養護学校」を 「特別支援学校」 に

改め、 同条第三号中 「盲学校、 聾学校及び養護学校」を 「特別支援学校」 に改める。

、少年院法の一部改正

第十七条 少年院法 (昭和二十三年法律第百六十九号) の一部を次のように改正する。

第四 条第一 項第三号中 「養護学校その 他の特殊教育を行う学校」 「特別支援学校」 に改める。

を

教育公務員 、特例法の一 部改正)

第十八条 教育公務員特例法 (昭和二十四年法律第一号) の一部を次のように改正する。

第十二条第一 項 中 「盲学校、 聾学校、 養護学校」 を 「特別支援学校」 に改める。

第十三条第二項各号中 「盲学校、 聾学校若しくは養護学校」を 「特別支援学校」 に改 いめる。

附則第二条第二項第三号中「、盲学校、 聾学校若しくは養護学校」を「若しくは特別支援学校」に改め 『

る。

附則 に次の一 条を加える。

(幼稚園等の教諭等に対する研修等の特例)

第四条 幼稚 :園及び特別支援学校の幼稚部 (以下この条において 「幼稚」 園等」という。 の教 渝渝、 助 教 諭

及び 講 師 (以下この 条に お 7 て 教 **添輸等**」 という。 0 任命権 者については、 当分の 間、 第二十三条第

項の規定は、 適用しない。 この場合において、 幼稚園等の教諭等の任命権者 (地方自治法第二百 五十

二条の十九第一 項の指定都市 (次項において「指定都市」 という。) 以外の市町村 の設置する幼稚 園等

 $\mathcal{O}$ 教 諭 等に 0 7 て は 当該 市 町村を包括 す る都 道府日 県 の教育委員 会 は、 採用 L た 日 カン 5 起 算 L 7 年

12 満 たない 幼稚園等の教諭等 (政令で指定する者を除く。)に対して、 幼稚園等の教諭の職務の遂行に

必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

2 市 (指 定 都 市を除く。) 町村の教育委員会は、 その 所管に属する幼稚園等の教諭等に対 して都道府県

 $\mathcal{O}$ 教育 委員 会が 行う前で 項 後 段  $\mathcal{O}$ 研 修 に協力 しな け れば なら な V

3 第十二条第一項の規定は、 当分の間、 幼稚園等の教諭等については、 適用しない。

、教育職員免許法施行法の一部改正)

第十九条 教育 職 員 免 許 法 施 行 法 (昭 和 <u>二</u> 十 -四年法: 律第百四十八号) の — 部を次のように改正する。

第二条第一 項の表第二十二号及び第二十三号中「盲学校又は聾学校」 を 「視覚障害者に関する教育又は

聴覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校」 に改める。

第三条中 「盲学校又は聾学 校の教員」 を 「視覚障害者に 関する教育又は聴覚障害者に関す ,る教育( 0 領域

を定めた特別支援学校の教員」に、 「盲学校又は聾学校の各部」 を 「特別支援学校の各部」 に改める。

附則第四項中「盲学校、聾学校、養護学校及び」を削る。

(教育) 職 員 免許 法 施 行 法 の 一 部 改正 に 伴う経過 過 措 置

第二十条 この 法律の施行の際現に前 条の 規定による改正 前の教育職員免許法施行法の規定により授与され

てい る次の表の上欄に掲げる免許状 (以下この項において「旧免許状」という。) は、 それぞれ同り 表 の 下

欄に掲げる新免許状とみなし、 当 該 旧 免許状を有する者は、 この法律の施行の 日において、 それぞれ当該

新免許状の授与を受けたものとみなす。

先許状   聴覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭二種免許状	聾学校教諭二種免許状 55
时免許状   視覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校助教諭臨時免許状	盲学校助教諭臨時免許5
発許状   視覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭二種免許状	盲学校教諭二種免許状
新免許状	旧免許状

聴覚障 害者に関す る教 育  $\mathcal{O}$ 領 域を定め た特点 別支援学校 助教 諭 臨 時 免許 状

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ ŋ 新免許 状  $\mathcal{O}$ 授与を受けたも  $\mathcal{O}$ とみなされる者につい て は、 新 免許: 状に係る る特別支援教

育科目の最低単位数を修得したものとみなす。

3 附則第 八条第一項及び第二 項の規定は、 第 項の規定により新免許状の授与を受けたものとみなされる

者について準用する。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第二十一 出入国管 理及び 難 民 認定法 (昭和二十六年政令第三百十九号) の一部を次のように改正する。

別 表 第 の二の表  $\mathcal{O}$ 教育  $\mathcal{O}$ 項 の下 · 欄 中 「盲学校、 聾学校、 養護学 校\_ を 「 特 別 支援学校」 に 改 め、 別表

第 0 兀  $\mathcal{O}$ 表 0 就学 0 項 0 下 欄 中 「盲学校、 聾学校若しくは養護学 校 を 「 特 別支援学校」 に改める。

(国有財産特別措置法の一部改正)

第二十二条 玉 有 財 産 特 莂 措 置 法 (昭 和 <u>-</u> 七 年法律第二百 十九号) の 一 部 を次のように改正する。

第二条第二 項第六号中 盲学校、 聾学校又は養護学校」 を 「又は特別支援学校」 に改める。

(義務教育費国庫負担法の一部改正

第二十三条 義務教育費国庫 負担法 (昭和二十七年法律第三百三号) の 一 部を次のように改正する。

一条中 並 びに盲学校、 聾学校及び 養護学校」 を 並 びに特別支援学校」 に改 め、 同 条第二号中

盲学校、 聾学校及び養護学校」 を 「及び特別支援学校」 に改める。

離 |島振興法の一部改正|

第二十四条 離島 振 (興法 (昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第八 項第一号中 「盲学校若しくは聾学校」 を「特別支援学校 (視覚障害者又は 聴覚障害者である

児 童 文 は 生徒に対する教育を主として行うも のに限る。 別 が表(五にお) **(**) て同じ。 に改める。

公立 の盲学校

別表(五)中

を

「公立の特別支援学校」

に改める。

公立の聾学校

私立学校教職員共済法の一 部改正)

第二十五条 私立学校 教 職員共済法 (昭 和二十八年法律第二百四十五号) の一部を次のように改正する。

附則第十項中 「盲学校、ろう学校、 養護学校又は」 を削 る。

(盲学校、 聾学校及び養護学校への就学奨励に関 する法律 .. の 一 部改 更

第二十六条 盲学校、 聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律 (昭和二十九年法律第百四十四号) 0)

一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特別支援学校への就学奨励に関する法律

第 条 中 「盲学校、 聾学校及び養護学校」 を「特別支援学校」に、 「これらの学校」 を 「特別支援学校

に改める。

第二条第一項中「盲学校、 聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に、「これらの学校への」を

特別支援学校への」 に改め、 「これらの学校の」 を削り、 同条第四項中「盲学校、 聾学校又は養護学校

を「特別支援学校」に改める。

第五条中「盲学校、 聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、 「これらの学校」を「特別支援学校

一に改める。

(教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十七条 教育職員免許法の一 部を改正する法律 (昭和二十九年法律第百五十八号) の一部を次のように

改正する。

附則第十七 項中 「新法第六条第二項別表第七により盲学校、 聾学校又は養護学校」を 「学校教育法等の

部を改正する法律 (平成十八年法律第八十号) 第二条の規定による改正後の教育職員免許法 (以下この

項において 「新免許法」という。 別表第七により特別支援学校」に、 「旧法第五条第一項別表第一又は

第六条第二項」 を 「旧法別表第一又は」に、 「それぞれの学校」を「盲学校、 聾学校又は養護学校」 に、

「、新法第六条第二項」を「、新免許法」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第二十八条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十二号) の — 部を次のよ

うに改正する。

第四十七条の四第一項中「、盲学校、 聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

附則第二十六条 (見出しを含む。) 中「盲学校、 聾学校及び養護学校」 を 「特別支援学校」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十九条 租税特別措置法 (昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九十一条の二中「、盲学校」を 「及び特別支援学校」に、 「に限る。 以下聾学校及び養護学校につい

て同じ。) 、聾学校及び養護学校」を 「に限る。)」に改 かる。

(盲学校、 聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律の一部改正

第三十条 盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律 (昭和三十二年

法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律

第一条中 「盲学校、 聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、 「これらの学校」を「特別支援学校

に改める。

第二条中「盲学校、 聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第三条中 「盲学校、 聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第五条第一項中 「盲学校、 聾学校又は養護学校」 を 「特別支援学校」 に改める。

、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一 部改正)

第三十一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 (昭和三十三年法律第百十

六号) の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「盲学校、 聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改め、 同条第二項中 「特殊

教育諸学校」 を 「特別支援学校」に、 「盲学校、 聾学校又は養護学校」を 「特別支援学校」 に改め、 同条

第三項中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

第三条第二項の表中「第七十五条に規定する特殊学級」を「第七十五条第二項及び第三項に規定する特

別支援学級」 に改め、 同条第三項中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に、 「心身の故障」 を 「障害

」に改める。

第十 条 の前  $\mathcal{O}$ 見出 しを (特別支援学校教職員定数の標準)」 に改め、 同 条中 特 殊教育諸学校 の \_ を

特別支援学校の」に、 「特殊教育諸学校教職員定数」を「特別支援学校教職員定数」に改める。

第十条の二中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

第十 条第一 項第二号及び第三号中 「特殊教育諸学校」 を 「特別支援学校」 に改め、 同項第四号中 「 学

校 の種類ごと」を「特別支援学校の区分ごと」に、 「学校の種類に」を「特別支援学校の区分に」に、

特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に、「(肢体不自由者」を「(肢体不自由者」に、 「生徒を教育 す

を「生徒に対する教育を主として行う特別支援学校」に改め、

同号の表を次のように改める。

る養護学校」

								援   学   校	う特別支援学校
五.	を主として行		に対する	である児童又は生徒に対する教育	ある児童	じ。	(身体虚弱者を含む。)	身体虚弱	病弱者(
七	別支援学校		として行	体不自由者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特	に対する		る児童型	田者であ	肢体不自-
五	支援学校	別	して行う	障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特	対する教	は生徒には	児童又は		知的障害
四	支援学校	別	して行う		対する教	は生徒には	児童又は	者である	聴覚障害者
四	支援学校	別	して行う	育を主と	対する教	は生徒には	児童又は	者である	
乗ずる数	分	区	の	校	学	援	支	別	特

殊教育諸学校教頭教諭等標準定数」を「特別支援学校教頭教諭等標準定数」に、 第十一条第一項第五号及び第六号中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改め、 「特殊教育諸学校の」 同条第二項中 「 特 を

特別支援学校の」 に、 「特殊教育諸学校教 頭標準定数」 を 「特別支援学校教頭標準定数」 に改める。

第十二条中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

第十三条中 「特殊教育諸学校」 を 「特別支援学校」 に改め、 同条各号中「肢体不自由者」 を 「肢体不自

由者」に改める。

第十三条の二及び第十四条中 「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

第十五条第二号中 「聾学校」 を「聴覚障害者である児童若しくは生徒に対する教育を主として行う特別

支援学校」に改める。

第十八条中 「特殊教育諸学校教職員定数」を「特別支援学校教職員定数」 に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三十二条 国家公務員共済組合法 (昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第三独立 行 政法 人国立 特殊教育総合研究所の 項を次のように改 らめる。

独立行政法人国立特別支援教育総合

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法(平成十一年法

研究所

律第百六十五号)

公立高等学校 の適 正 一配置 及 び教職員定数の標準 等に関する法律  $\mathcal{O}$ 部改 Ē

第三十三条 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律 (昭和三十六年法律第百八十八

号)の一部を次のように改正する。<br/>

第一条中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

第二条第一項中 「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改め、 同条中第二項を削り、 第三項を第二項

とし、第四項を第三項とする。

第六章の章名を次のように改める。

第六章 公立の特別支援学校の高等部の学級編制の標準

第十四条中 「特殊教育諸学校の」を「特別支援学校の」に、 「心身の故障」を「障害」 に改め、 同条た

だし書中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章 公立の特別支援学校の高等部の教職員定数の標準

第十五条中 「特殊教育諸学校の」 を 「特別支援学校の」に、 「特殊教育諸学校を」 を「特別支援学校を

に、 特殊教育諸学校高等部教職員定数」 を 「特別支援学校高等部教職員定数」 に改める。

第十六条中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

第十七条第一号から第三号までの規定中 「特殊教育諸学校」を 「特別支援学校」に改め、 同条第四号中

特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に、 「養護学校の高等部 を「知的障害者、 肢体不 自由者 文は

病弱者 (身体虚弱者を含む。次号において同じ。) である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校

( 以 下 「養護特別支援学校」という。)の高等部 こに、 「養護学校の高等部で」を「養護特別支援学校

の高等部で」 に改め、 同条第五号中 「学校の種類ごと」を 「特別支援学校の区分ごと」に、 「学校 0 種 類

に」を「特別支援学校の区分に」に、 「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改め、 同号の表を次のよ

うに改める。

			支援学校	行う特別	主として		に対す	ある生は	病弱者で
11		援学校	う特別支	として行	教育を主	体不自由者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	める生徒	田者でも	肢体不良
1		学校	特別支援	して行う	育を主と	的障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	る生徒に	口者である	知的障害
		学校	特別支援	して行う	育を主と	聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学	る生徒に	口者であっ	聴覚障害
		学校	特別支援	して行う	育を主と	視覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	る生徒に	日者である	視覚障害
乗ずる数	分	区	0	校	学	援	支	別	特

第十七条第六号及び第十八条中 「特殊教育諸学校」 を 「特別支援学校」 に改める。

第十 九条第一 号中 「特殊教育諸学校」を 「特別支援学校」に改め、 同条第二号中「養護学校」 を 「養護

特別支援学校」に改める。

第二十条中 「特殊教育諸学校」を 「特別支援学校」 に改め、 同条各号中「肢体不自由者」 を 「肢体不自

由者」に改める。

第二十一条、第二十二条第二号及び第二十三条中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」 に改める。

第二十四条中「特殊教育諸学校高等部教職員定数」を 「特別支援学校高等部教職員定数」 に改める。

義務教育諸学校の教科用図 書の無償措置に関する法律の 部改正)

第三十四条 義務教育諸学校 の教科用 図書の無償措置に関する法律 (昭和三十八年法律第百八十二号)の一

部を次のように改正する。

第二条第一項中 「盲学校、 聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(所得税法の一部改正)

第三十五条 所得税法 (昭和四十年法律第三十三号) の一部を次のように改正する。

第九条第一 項第二号中 「盲学校等」 を 「特別支援学校」 に、 「盲学校、 聾学校若しくは養護学校」 を

特別支援学校」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

別

表第三の

+

0

項

0)

第三欄

 $\mathcal{O}$ 

第二号中

「盲学校、

聾学校、

養護学校又は

を削

り、

同

表

 $\mathcal{O}$ 

十 二 の

項

の第

第三十六条 登録 免許 税 法 (昭 和四十二年法律第三十五号) の一部を次のように改正する。

 $\equiv$ 欄  $\mathcal{O}$ 第一号中 「もつぱら」 を 「専ら」 に改め、 同 欄  $\mathcal{O}$ 第二号中 「盲学校、 撃学校、 な、 養護学校又は」 を削

り、同項の第四欄中「添附」を「添付」に改める。

(私立学校振興助成法の一部改正)

第三十七条 私立 学 校 振 興 助 成 法 (昭 和 五. 十年法律第六十一号) の <u>ー</u> 部を次のように改正 する。

第九条中 「盲学校、 聾学校、 養護学校」 を 「特別支援学校」に改 いめる。

附 :則第二条の見出し中 「学校の」 を 「幼稚園  $\bigcirc$ に改め、 同 条第一 項中 「盲学校、 聾学校、 養護学校又

は を 削 り、 「学校 *の* を 与幼 稚 遠 <u>の</u> に改 め、 同 条第二 一項中 「学校の設 置 者」 を 幼幼 稚 園  $\mathcal{O}$ 設 置 者 に

改 め、 同 項の表第十二条第一 号の項及び第十二条第三号の項中 「学校の経営」 を 幼 稚園 0 経営」 に 改 8

同 表第十二条第四 号の項中 「学校 の経営」 を 「幼稚」 遠 の経営」 に、 「学校を設置」 を 幼 稚 園を設 置

に、 「学校について」 を 幼幼 稚 屋 に つい . て \_ に改 め、 同 表第十三条第一 項 0) 項中 「学校を設置」 を 「幼稚

園を設置」 に改め、 同条第三項中 「学校の」を 「幼稚園の」 に改め、 同条第五項中 「学校の」 を 「幼稚園

の」に、「学校が」を「幼稚園が」に改める。

教育公務員 (特例: 法 及 び 地方教育行 政 0 組 織 及び 運営に関する法律 ... の 一 部を改正する法律 の — 部 改正)

第三十八条 教育公務員 以特例法 及び地方教育 行 政の 組織及び 運営に関する法律の一部を改正する法律 ( 昭 和

六十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

(教育職員免許法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十九条 教育職員免許法等の一 部を改正する法律 (昭 (和六十三年法律第百六号) の一部を次のように改

正する。

附則第二 八項中 「新法」 を「学校教育法等の一 部を改正する法律 (平成十八年法律第八十号) 第二条の規

定による改正 一後の教 い育職員な 免許法」 に、 「盲学校教諭、 聾学校教諭又は養護学校教諭」 を 「特別支援学校

教諭」に改める。

(消費税法の一部改正)

第四十条 消費税法 (昭 和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

別 表第 一第十二号中 ( 特 殊教育)」 を (特別支援学校) に改 め る。

(地震防災対策特別措置法の一部改正)

第四十一 条 地震防災対策特別措置法 (平成七年法律第百十一 号) の一部を次のように改正する。

第三条第一 項第十号中 「盲学校、 ろう学校又は 養護学校」 を 「特別支援学校」 に改め る。

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正)

第四十二条 日本私立学校振興 共済事 業団法 (平成九年法律第四十八号) の一部を次のように改正する。

附則第十三条中 「盲学校、 聾学校、 養護学校及び」を削り、 「これらの学校」 を 幼 稚園」 に 改める。

(小学校及び中学校 0 教 諭  $\mathcal{O}$ 普 通 免許 状授与に係る教育職 員免許法  $\mathcal{O}$ 特例等に関 関する法語 律 0 部 改 正

第四十三条 小学校及び中学校  $\mathcal{O}$ 教諭 の普通な 免許状授与に係る教育職 員免許 法の特例等に関する法律 ( 平成

九年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中 「盲学校、 聾学校若しくは養護学校」を 「特別支援学校」に改める。

第三条第二項中「盲学校、 聾学校及び養護学校並びに」を「特別支援学校及び」に改める。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第四十四条 沖縄! 振興 特別措置法 (平成十四年法律第十四号) の — 部を次のように改正する。

別表二十二の項中 「並びに盲学校、 聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に、 「(盲学校、 聾ぅ

学校及び養護学校」を「(特別支援学校」に改める。

(独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正)

第四 一十五条 独立行政法人日本スポー ツ振興センター法 (平成十四年法律第百六十二号) の一部を次のよう

に改正する。

第三条中 「特殊教育諸学校(盲学校、 聾学校又は養護学校をいう。 第十八条において同じ。)」 を ) 特

別支援学校」に改める。

第十八条中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

# (発達障害者支援法の一部改正)

第四 一十六条 発達 障 害者支援法 (平成十六年法律第百六十七号) の 一 部を次のように改正する。

第八条第一項中 盲学校、 聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」 に改める。

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律 上の整備 に関す うる法律  $\mathcal{O}$ 部改正)

第四 十七条 独立 立行政法 人に係る改革を推進す るため Ď 文部 科学省関 係法律 0) 整 備 に関する法 律 (平成十八

年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五 条中 独立 行政法人国立特殊教育総合研究所の」 を 「独立行政法人国立特別支援教育総合研究

所の」に改める。

(文部科学省設置法の一部改正)

第四十八条 文部科学省設置法 (平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第七号中 「盲学校、 聾学校、 養護学校」 を 「特別支援学校」に改め、 同条第十一号中 「盲学校、

聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附則第二項中 「並びに盲学校、 聾学校及び養護学校」 を「及び特別支援学校」に改める。

障害のある児童生徒等の教育の充実を図るため、 児童生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行う

校等に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒等に対して、障害による困難を克服するための教育 ことができるよう、盲学校、 聾学校及び養護学校の学校種別を廃止し特別支援学校にするとともに、小中学

を行うものとするほか、 特別支援学校の教育職員の免許 制度に関して所要の規定の整備を行う等の必要があ

る。これが、この法律案を提出する理由である。

### (第一条関係)

②~⑤ (略)	②~⑤ (略)
養護学校及び幼稚園 都道府県知事	幼稚園 都道府県知事
三 私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、	三 私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び
校及び幼稚園 都道府県の教育委員会	都道府県の教育委員会
二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学	二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園
一 (略)	一 (略)
に応じ、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。	に応じ、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。
、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分	、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分
第六十九条の二第二項の大学の学科についても同様とする。)の設置廃止	第六十九条の二第二項の大学の学科についても同様とする。) の設置廃止
通信制の課程という。)、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに	通信制の課程という。)、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに
課程(以下定時制の課程という。)及び通信による教育を行う課程(以下	課程(以下定時制の課程という。)及び通信による教育を行う課程(以下
制の課程という。)、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う	制の課程という。)、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う
(高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通常の課程(以下全日	(高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通常の課程(以下全日
都道府県の設置する学校(大学及び高等専門学校を除く。)のほか、学校	都道府県の設置する学校(大学及び高等専門学校を除く。)のほか、学校
第四条 国立学校、この法律によつて設置義務を負う者の設置する学校及び	第四条   国立学校、この法律によつて設置義務を負う者の設置する学校及び
大学・高等専門学校・盲学校・蘭学校・養護学校及び分稚園とする	大学 高等専門学校 特別支援学校及び分稚園とする
の没有で、学校とに、 小	「毎年日本で、
- 一)生生。、 全文 二十、 、全文、 司 至文、 司等全文、	
現	改正案

校の前期課程における義務教育については、これを徴収することができなは公立の小学校及び中学校、これらに準ずる特別支援学校又は中等教育学第六条 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又

② (略

したときは、その修了した日の属する学年の終わり)までとする。

は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。の属する学年の終わりまで、これを、中学校、中等教育学校の前期課程又の属する学年の終わりまで、これを、中学校、中等教育学校の前期課程又了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五才に達した日第三十九条 保護者は、子女が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修

②·③ (略)

又は中等教育学校の前期課程における義務教育については、これを徴収すは公立の小学校及び中学校、これらに準ずる盲学校、聾学校及び養護学校第六条。学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又

ることができない。

第二十二条 する学年の終わり)までとする。 部の課程を修了しないときは、 る学年の終わりまでに小学校又は盲学校、 部に就学させる義務を負う。 の終わりまで、これを小学校又は盲学校、 日以後における最初の学年の初めから、 (それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属 未成年後見人をいう。以下同じ。)は、子女の満六歳に達した日の翌 保護者(子女に対して親権を行う者、 ただし、 満十五歳に達した日の属する学年の終わり 子女が、 満十二歳に達した日の属する学年 聾学校若しくは養護学校の小学 聾学校若しくは養護学校の小学 満十二歳に達した日の属す 親権を行う者のないとき

② (略)

②·③ (略)

# 第六章 特別支援教育

ることを目的とする。 学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授け、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害によるのがである。以下同じ。)に対して、幼稚園のでは、中学校のでは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体の質がある。

第七十一条の二 特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところに

にするものとする。
より、前条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明らか

第七十一条の三 特別支援学校においては、第七十一条の目的を実現するた

めの教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学

校の要請に応じて、第七十五条第一項に規定する児童、生徒又は幼児の教

育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で、これを定める。 第七十一条の四 第七十一条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害 第二

。ただし、特別の必要のある場合においては、その一のみを置くことがで第七十二条 特別支援学校には、小学部及び中学部を置かなければならない

② 特別支援学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置く

きる。

## 第六章 特殊教育

第七十一条 )に対して、 的障害者、 を含む。 以下同じ。)、 肢体不自由者若しくは病弱者 盲学校、 幼稚園、 聾学校又は養護学校は、 小学校、 聾者 (強度の難聴者を含む。以下同じ。 中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、 (身体虚弱者を含む。 それぞれ盲者 (強度の弱視者 以下同じ。 又は知

(新設)

る。

あわせてその欠陥を補うために、

必要な知識技能を授けることを目的とす

(新設)

病弱者の心身の故障の程度は、政令で、これを定める。第七十一条の二 前条の盲者、聾者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは

を置くことができる。ければならない。ただし、特別の必要のある場合においては、その一のみ第七十二条「盲学校、聾学校及び養護学校には、小学部及び中学部を置かな

② 盲学校、聾学校及び養護学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又

ができる。わらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことにとができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかか

て、文部科学大臣が、これを定める。 ――科又は幼稚部の保育内容は、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園に準じ第七十三条 特別支援学校の小学部及び中学部の教科、高等部の学科及び教 第

し、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。第七十三条の二 特別支援学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただ

ければならない。 第七十三条の三 寄宿舎を設ける特別支援学校には、寄宿舎指導員を置かな

#### ② (略)

障害が第七十一条の四の政令で定める程度のものを就学させるに必要な特視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その第七十四条 都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、

別支援学校を設置しなければならない。

の支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対し、文部科学大臣の定めるとは、次項各号のいずれかに該当する児童、生徒及び幼児その他教育上特別第七十五条 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園において

のみを置くことができる。 項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前

は幼稚園に準じて、文部科学大臣が、これを定める。
部の学科及び教科又は幼稚部の保育内容は、小学校、中学校、高等学校又第七十三条 盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部の教科、高等

る。 ならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができずらない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができ第七十三条の二 盲学校、聾学校及び養護学校には、寄宿舎を設けなければ

指導員を置かなければならない。 第七十三条の三 寄宿舎を設ける盲学校、聾学校及び養護学校には、

#### ② (略)

| 「富学校、聾学校又は養護学校を設置しなければならない。 | 「富者、聾者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者で、その心身の | 「富者、聾者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者で、その心身の | 「第七十四条 都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、

いずれかに該当する児童及び生徒のために、特殊学級を置くことができる第七十五条 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号の

寄宿舎

3 2 第七十六条 規定は、 用する場合を含む。)、第十九条、 て、 六 五. 兀 三 に該当する児童及び生徒のために、 部に、これを準用する 第五十一条及び第八十二条において準用する場合を含む。)、第三十四条 において準用する場合を含む。)、第二十七条、第二十八条(第四十条、 行うものとする。 ころにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を 第三十七条、第四十六条から第五十条まで、第八十条及び第八十一条の 前項に掲げる学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対し 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、 なもの 難聴者 弱視者 その他障害のある者で、 身体虚弱者 附 特別支援学級を設け、 肢体不自由者 知的障害者 特別支援学校に、 則 第十八条の二(第四十条及び第五十一条において読み替えて準 又は教員を派遣して、教育を行うことができる 第五十二条の二の規定は、 特別支援学級において教育を行うことが適当 第二十一条(第四十条及び第五十一条 特別支援学級を置くことができる。 特別支援学校の高等 次の各号のいずれか 2 第七十六条 規定は、 用する場合を含む。)、第十九条、 学級を設け、 三 校、 第五十一条及び第八十二条において準用する場合を含む。)、第三十四条 において準用する場合を含む。)、第二十七条、第二十八条(第四十条、 六 五. 兀 第三十七条、第四十六条から第五十条まで、第八十条及び第八十一条の 前項に掲げる学校は、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、 当なもの 難聴者 弱視者 聾学校及び養護学校の高等部に、これを準用する。 附 その他心身に故障のある者で、 身体虚弱者 肢体不自由者 知的障害者 盲学校、 則 第十八条の二(第四十条及び第五十一条において読み替えて準 又は教員を派遣して、教育を行うことができる。 聾学校及び養護学校に、第五十二条の二の規定は、 特殊学級において教育を行うことが適 第二十一条 (第四十条及び第五十一条

特殊

盲学

第百二条 学校法人によつて設置されることを要しない。 私立の幼稚園は、 第二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、 第百二条 私立の盲学校、 聾学校、

2 (略)

(削除)

規定にかかわらず、当分の間、 (略) 学校法人によつて設置されることを要しな 養護学校及び幼稚園は、 第二条第一項

 $\mathcal{O}$ 

2

第百二条の二 規定により知的障害者 のとみなす。 ているときは、 る義務を負う保護者がその子女を養護学校の小学部又は中学部に就学させ 第七十一条の二の政令で定める程度の子女を小学校又は中学校に就学させ における就学義務に関する部分の規定が施行されるまでの間は、 第二十二条第一項又は第三十九条第一 その保護者は、 肢体不自由者又は病弱者で、 これらの規定による義務を履行しているも 項に規定する養護学校 その心身の故障が これらの

第百七条 できる。 二十一条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することが を含む。)の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、 第五十一条、 校並びに特殊学級においては、 高等学校、中等教育学校の後期課程、 第五十一条の九第一項及び第七十六条において準用する場合 当分の間、 第二十一条第一項 盲学校、 聾学校及び養護学 (第四十条、

支援学級においては、当分の間、第二十一条第一項 の規定にかかわらず、 第五十一条の九第一項及び第七十六条において準用する場合を含む。 項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別 文部科学大臣の定めるところにより、 (第四十条、第五十一 第二十一条

第

第百七条

(第二条関係)	

	4	3 2	第	
(免許)	定別者を含む。)に関するいずれかの教育の領域をいう。 生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能の修得を目的とする教育に係る活動(以下「自立活動」という。)をいう。 この法律で「特別支援教育領域」とは、学校教育法第七十一条に規定する教育に係る活動(以下「自立活動」という。)をいう。	関する基礎的な知識技能の修得を目標とした教科をいう。)、理学療法、この法律で「自立教科等」とは、理療(あん摩、マツサージ、指圧等に(略)	副、栄養教諭及び講師(以下教員という。)をいう。(校及び幼稚園(以下学校という。)の教諭、助教諭、養護教諭の法律で「教育職員」とは、学校教育法(昭和二十二年法律」の法律で「教育職員」とは、学校教育法(昭和二十二年法律	改正案
	( 規 的 - 身 定 と フ 体 す す i			
(免許)	(新設)	(新設)	養護教諭、 校、聾을 第一章 (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義)	現
			養護助教諭、栄養教諭及び講師(以下教員という。)をいう。、養護学校及び幼稚園(以下学校という。)の教諭、助教諭、一条に定める小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学法律で「教育職員」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二総則	行

2~6 (略)	第四条 (略)	(種類)	第二章 免許状	2 (略)	六 (略)	げる事項及び自立教科等の領域の一部に係る事項	五 特別支援学校(幼稚部を除く。)に	一~四(略)	い者を充てることができる。	ては、前条の規定にかかわらず、各相当	第三条の二 次に掲げる事項の教授又は実習を担任する非常勤の講師に	(免許状を要しない非常勤の講師)		4 (略)		校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。	項の規定にかかわらず、特別支援学校のな	校において自立教科等の教授を担任する教員を除く。	3 特別支援学校の教員(養護教諭、養護)	2 (略)	第三条 (略)
2	第			2		に係る事項	における第一号から第三号までに掲			各相当学校の教員の相当免許状を有しなし	い			4			特別支援学校の教員の免許状のほか、特別支援学	)については、第一	養護助教諭、栄養教諭及び特別支援学る	2	
2~6 (略)	第四条 (略)	(種類)	第二章 免許状	(略)	六 (略)	ら第三号までに掲げる事項及び特殊の教科の領域の一部に係る事項	五 盲学校、聾学校並びに養護学校(幼稚部を除く。)における第一号か	一~四 (略)	い者を充てることができる。	ては、前条の規定にかかわらず、各相当学校の教員の相当免許状を有しな	第三条の二 次に掲げる事項の教授又は実習を担任する非常勤の講師につい	(免許状を要しない非常勤の講師)	į į	(略)	部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。	校又は養護学校の教員の免許状のほか、盲学校、聾学校又は養護学校の各	る教員を除く。) については、第一項の規定にかかわらず、盲学校、聾学	諭並びに盲学校、聾学校又は養護学校において特殊の教科の教授を担任す	盲学校、聾学校及び養護学校の教員(養護教諭、養護助教諭及び栄養教	(略)	第三条 (略)

	「以下「新教育頂域」という。) こ関して寺別支援教育科目を珍得し、申、当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域
以	3 特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者が、その授与を受けた後
	上の特別支援教育領域を定めるものとする。
<u> </u>	員検定の結果に応じて、文部科学省令で定めるところにより、一又は二以
184	(次項において「特別支援教育科目」という。) の修得の状況又は教育職
	受けようとする者の別表第一の第三欄に定める特別支援教育に関する科目
2.1	2 特別支援学校の教員の免許状の授与に当たつては、当該免許状の授与を
	る書類を添えて、授与権者に申し出るものとする。
(新設)	第五条の二 免許状の授与を受けようとする者は、申請書に授与権者が定め
	(免許状の授与の手続等)
	科等について授与するものとする。
<b>松</b>	3 特別支援学校教諭の特別免許状は、前項の文部科学省令で定める自立教
	について授与するものとする。
<del>।</del>	めるところにより、障害の種類に応じて文部科学省令で定める自立教科等
	状及び臨時免許状は、前条第二項の規定にかかわらず、文部科学省令で定
HII.	2 特別支援学校において専ら自立教科等の教授を担任する教員の普通免許
	以上の特別支援教育領域について授与するものとする。
(新設)	第四条の二 特別支援学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、一又は二
科学省令で定める特殊の教科について授与するものとする。	
一項の規定により、免許状の種類をその別により定めることとされた文部	
7   盲学校教諭、聾学校教諭及び養護学校教諭の特別免許状は、第十七条第	(削除)

(新設)	3   第五条の二第三項の規定により免許状に新教育領域を追加して定めた授
2 (略)	2 (略)
第八条 (略)	第八条 (略)
(授与の場合の原簿記入等)	(授与の場合の原簿記入等)
2 · 3 (略)	2・3 (略)
	は、こ
関する証明書を発行しなければならない。	定めをいう。)又は教育職員検定を受けようとする者から請求があつたと
育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の学力に	育領域の追加の定め(第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加の
の認定する講習及び通信教育の開設者を含む。)は、免許状の授与又は教	の認定する講習及び通信教育の開設者を含む。)は、免許状の授与、新教
第七条 大学(文部科学大臣の指定する教員養成機関、並びに文部科学大臣	第七条 大学(文部科学大臣の指定する教員養成機関、並びに文部科学大臣
(証明書の発行)	(証明書の発行)
3 (略)	3 (略)
ろによつて行わなければならない。	人の定めるところによつて行わなければならない。
除くほか、別表第三、第五、第六、第六の二、第七又は第八の定めるとこ	十八条の場合を除くほか、別表第三、第五、第六、第六の二、第七又は第
2 学力及び実務の検定は、前条第二項及び第五項並びに第十八条の場合を	2 学力及び実務の検定は、第五条第二項及び第五項、前条第三項並びに第
第六条 (略)	第六条 (略)
(教育職員検定)	(教育職員検定)
	ろにより、当該免許状に当該新教育領域を追加して定めるものとする。
	た場合には、当該授与権者は、前項に規定する文部科学省令で定めるとこ
	にその旨を申し出た場合、又は当該授与権者が行う教育職員検定に合格し
	請書に当該免許状を授与した授与権者が定める書類を添えて当該授与権者

与権者は、 その旨を第 一項の原簿に記入しなければならない。

#### 第四章 雑則

第十六条の五 者でなければならない。 部の教諭又は講師となる場合は、それぞれの学校の教員の免許状を有する 部の教諭若しくは講師となることができる。 授又は実習を担任する小学校の教諭若しくは講師又は特別支援学校の小学 に相当する教科その他教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教 項から第三項までの規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科 中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、第三条第 ただし、 特別支援学校の小学

2 学省令で定める教科の領域の一部に係る事項について高等学校の教諭の免 それぞれの学校の教員の免許状を有する者でなければならない ができる。 のの教授又は実習を担任する中学校若しくは中等教育学校の前期課程の教 る教科に相当する教科その他教科に関する事項で文部科学省令で定めるも 許状を有する者は、第三条の規定にかかわらず、それぞれその免許状に係 祉実習若しくは商船実習の教科又は第十六条の四第一項に規定する文部科 又は看護実習、 **諭若しくは講師又は特別支援学校の中学部の教諭若しくは講師となること** 工芸、 書道、 ただし、 看護、情報、 情報実習、 特別支援学校の中学部の教諭又は講師となる場合は、 農業実習、 農業、 工業、 工業実習、 商業、 水産、 商業実習、 福祉若しくは商船 水産実習、 福

#### 第四章 雑則

第十六条の五 盲学校、 ぞれの学校の教員の免許状を有する者でなければならない。 授又は実習を担任する小学校の教諭若しくは講師又は盲学校、 くは養護学校の小学部の教諭若しくは講師となることができる。 に相当する教科その他教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教 項から第三項までの規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科 書道、 聾学校又は養護学校の小学部の教諭又は講師となる場合は、それ 中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、 看護、情報、 農業、 工業、商業、 水産、福祉若しくは商 聾学校若し 第三条第

る者でなければならない。 学部の教諭又は講師となる場合は、 くは講師となることができる。 諭若しくは講師又は<br />
盲学校、 のの教授又は実習を担任する中学校若しくは中等教育学校の前期課程の教 る教科に相当する教科その他教科に関する事項で文部科学省令で定めるも 許状を有する者は、第三条の規定にかかわらず、それぞれその免許状に係 学省令で定める教科の領域の一部に係る事項について高等学校の教諭の免 祉実習若しくは商船実習の教科又は第十六条の四第一項に規定する文部科 又は看護実習、 工芸、 情報実習、 農業実習、 聾学校若しくは養護学校の中学部の教諭若し ただし、 それぞれの学校の教員の免許状を有す 工業実習、 盲学校、 聾学校又は養護学校の中 商業実習、 水産実習、 福

第十七条 盲学校、 聾学校又は養護学校において特殊の教科の教授を担任

(削除)

2

第十七条 状に係る教員資格認定試験に合格した者又は文部科学省令で定める資格を 第二号及び第五項並びに第五条の二第二項の規定にかかわらず、その免許 第四条の二第二項に規定する免許状は、第五条第一項本文、 同項

有する者に授与する

第十七条の二 する特別支援学級において、 三項の規定にかかわらず、 免許状を有する者は 立活動の教授を担任する教諭又は講師となることができる な第四条の二第二項に規定する普通免許状又は同条第三項に規定する特別 特別支援学校において自立活動の教授を担任するために必要 第三条第一項及び第二項並びに第四条第二項及び第 学校教育法第七十五条第二項及び第三項に規定 これらの免許状に係る障害の種類に応じた自

第十七条の三 講師となることができる 授又は実習(専ら知的障害者に対するものに限る。)を担任する教諭又は 自立教科等以外の教科 第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、特別支援学校において 高等学校又は幼稚園のいずれかの学校の教諭の普通免許状を有する者は、 特別支援学校の教諭の普通免許状のほか、 (幼稚部にあつては 自立教科等以外の事項 小学校、 中学校、 の教

(外国において授与された免許状を有する者等の特例)

第十八条

四項及び第五項の規定にかかわらず る教員の普通免許状及び臨時免許状の種類については、 学校の種類 特殊の教科等の別に文 第四条第 項、 第

部科学省令で定める。

2 省令で定める資格を有する者に授与する。 かわらず、その免許状に係る教員資格認定試験に合格した者又は文部科学 前項の免許状は、第五条第一項本文及び第二号並びに第五項の規定にか

第十七条の二 条第一項に規定するいずれかの学校において自立活動の教授を担任するた 第一 めに必要な同項の普通免許状又は第四条第七項の特別免許状を有する者で する特殊学級において自立活動の教授を担任する教諭又は講師は 項及び第二項並びに第四条第二項及び第三項の規定にかかわらず、 前条第一項に規定する学校又は学校教育法第七十五条に規定 第三条 前

あれば足りる

第十七条の三 障害者に対するものに限る。)を担任する教諭又は講師は、 学校の教諭の普通免許状を有する者であれば足りる。 の普通免許状のほか、 から第三項までの規定にかかわらず、 (幼稚部にあつては、 盲学校、 小学校、 特殊の教科以外の事項) 聾学校又は養護学校において特殊の教科以外の教科 中学校、 盲学校、 高等学校又は幼稚園のいずれかの 聾学校又は養護学校の教諭 の教授又は実習 第三条第一項 (専ら知的

(外国において授与された免許状を有する者等の特例)

第十八条 (略)

は、当該学ある教科の	R及び教諭の申請により、一年以担任すべき教員を採用することが任又は特別支援学校の中学部若し
権	権
)付到	) 利 則
者も、前項と同様とする。	の定め又は教育職員検定を受けた者も、前項と同様とする。
2 偽りその他不正の手段により、免許状の授与又は教育職員検定を受けた	2 偽りその他不正の手段により、免許状の授与若しくは特別支援教育領域
二 (略)	二 (略)
	教育領域を定め、又は教育職員検定を行つたとき。
免許状を授与し、又は教育職員検定を行つたとき。	三項又は第六条の規定に違反して、免許状を授与し、若しくは特別支援
一 第五条第一項、第二項若しくは第五項又は第六条の規定に違反して、	一 第五条第一項、第二項若しくは第五項、第五条の二第二項若しくは第
、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした者は	第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした者は
第五章 罰則	第五章 罰則
	各相当の新教育領域を追加して定める」と読み替えるものとする。
	許状を授与する」とあるのは「その有する特別支援学校の教員の免許状に
	る者であつて、当該免許状の授与を受けた後、外国(」と、「各相当の免
	いて、前項中「外国(」とあるのは「特別支援学校の教員の免許状を有す
	許状に新教育領域を追加して定める場合について準用する。この場合にお
(新設)	2   前項の規定は、第五条の二第三項の規定により特別支援学校の教員の免

ことができる。 項の規定にかかわらず、当該学校、当該前期課程若しくは後期課程又は当 該中学部若しくは高等部において、その許可に係る教科の教授を担任する することができる。この場合においては、 についての免許状を有しない教諭が当該教科の教授を担任することを許可 許可を得た教諭は、第三条第一

間を限り、当該教科についての免許状を有しない教諭が当該教科の教授を

くは後期課程又は当該中学部若しくは高等部において、その許可に係る教

教諭は、第三条第一項の規定にかかわらず、当該学校、

当該前期課程若し

許可を得た

担任することを許可することができる。この場合においては、

9 り次の表の第一欄に掲げる高等学校教諭の一種免許状を授与する場合にお ける学力及び実務の検定は、 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者に対して教育職員検定によ 当分の間、 第六条第二項の規定にかかわらず

所要資格

第

欄

第 欄 次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる 9

ける学力及び実務の検定は、 り次の表の第一欄に掲げる高等学校教諭の一種免許状を授与する場合にお 科の教授を担任することができる。 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者に対して教育職員検定によ 次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。 当分の間、 第六条第二項の規定にかかわらず

	(略)		低在職年数	証明を有することを必要とする最						したのち、高等学校(中等教育学	第二欄に規定する基礎資格を取得	第三欄	
				単位数	を必要とする最低	いて修得すること	たのち、大学にお	基礎資格を取得し	第二欄に規定する			第四欄	
備考		状の種類	する免許	ようと	受け/						\ 所要資格	第一欄	
							基礎資格					第二欄	
	(略)	る最低在職年数	の証明を有することを必要とす	で勤務した旨の実務証明責任者	を助ける職員として良好な成績	げる実習を担任する教諭の職務	を含む。)において第一欄に掲	、聾学校及び養護学校の高等部	育学校の後期課程並びに盲学校	得したのち、高等学校(中等教	第二欄に規定する基礎資格を取	第三欄	
			9	18	121								
		出用达了		# まる免許	(略)       # 位数         はることを必要とする最 単位数       まうと         状の種類       る最低在職年数         の証明を有することを必要とする。       (略)	(略)       佐野とする最低       受け       を助ける職員として良         (略)       大の種類       る最低在職年数         (略)       なの証明を有することを	(略)       構り       (略)       (略)       (時)       (時)       (時)       (時)       (日)       (日)	たのち、大学にお       基礎資格       を含む。)において第一         上のち、大学にお       基礎資格       を含む。)において第一         上のち、大学にお       基礎資格       を含む。)において第一         上のち、大学にお       基礎資格       を含む。)において第一	基礎資格を取得し 基礎資格を取得し 基礎資格を含む。)において第一 を必要とする最低 単位数 単位数 ようと する免許 する免許 する免許 の証明を有することを必 の証明を有することを必 の証明を有することを必 の証明を有することを必	第二欄に規定する 基礎資格 を含む。)において第一を必要とする最低 受け 基礎資格 を含む。)において第一を必要とする最低 受け ようと げる実習を担任する教論 する免許 する免許 の証明を有することを必 の証明を有することを必 る最低在職年数 る最低在職年数	第二欄に規定する 基礎資格 を含む。)において第一を必要とする最低 受け 基礎資格 を含む。)において第一を必要とする最低 受け 基礎資格 を含む。)において第一をが要とする最低 で勤務した旨の実務証明 する免許 の証明を有することを必 の証明を有することを必 る最低在職年数 (略)	#5   (略)	(略) 第三欄

ようと

状の種類 する免許

備考

(略)

受け

基礎資格

14

一 第三欄に掲げる「高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この号において同じ。)において第一欄に掲げる実習掲げる実習を担任する助教諭及び高等学校において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職務を助ける実習助手(文部科学省令で定めるものに限る。)をいい、実習助手についての第三欄の実務証明責任者は、文部科学省令で定める。)において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職限る。)をいい、実習助手についての第三欄の実務証明責任者は、文部校の高等部を含む。以下この号において同じ。)において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職校の高等部を含む。以下この号において同じ。)において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職校の高等部を含む。以下この号において同じ。)において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職校の高等部を含む。以下この号において同じ。)において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職校の高等部を含む。以下この号において同じ。)において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職を対していての第三欄の実務証明責任者は、文部校の高等部を含む、

三 (略)

15 養護教諭の免許状を有する者(三年以上養護教諭として勤務したことが教授を担任する教諭又は講師となることができる。
教授を担任する教諭又は講師となることができる。
教授を担任する教諭又は講師となることができる。
教授を担任する教諭又は講師となることができる。
教授を担任する教諭又は講師となることができる。

分の間、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、特別支援学校16 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の免許状を有する者は、当

二 第三欄の実務証明責任者は、文部科学省令で定める。 一 第三欄の実務証明責任者は、文部科学省令で定める。

三 (略)

令で定めるもの)の教授を担任する教諭又は講師となることができる。 「校の小学部にあつては、体育の教科の領域の一部に係る事項で文部科学省保健の教科の領域に係る事項(小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学保健の教科の領域に係る事項(小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学において、登護教諭の免許状を有する者(三年以上養護教諭として勤務したことが

分の間、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、盲学校、聾学16 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の免許状を有する者は、当

		°						٥		
		免許状を有すること						免許状を有すること		
		幼稚園の教諭の普通						幼稚園の教諭の普通		
1111		学校、高等学校又は	一種免許状	学校教諭	二六			学校、高等学校又は	一種免許状	
		こと及び小学校、中		諭又は養護				こと及び小学校、中		校教諭
		学士の学位を有する		、 聾学校教				学士の学位を有する		特別支援学
				盲学校教諭						
		٥						0		
		免許状を有すること						免許状を有すること		
		幼稚園の教諭の普通						幼稚園の教諭の普通		
四七		学校、高等学校又は	専修免許状		五〇			学校、高等学校又は	専修免許状	
		こと及び小学校、中						こと及び小学校、中		
		修士の学位を有する						修士の学位を有する		
		(略)						(略)		
る科目目			· ************************************	免許状の種類	目る科目	る科目			類	免許状の種類
科目に関すする科	科目和		/		すに関す	ローに関す	科目科目			
関するは教職一育に関	関する一関				援教育	9る は教職	関する関する	<b>1</b> 20-		
教職に 教科又 特殊教	教科に教	基礎資格			<b>大</b> 特別支	順に 教科又	教科に教職に	基礎資格		
K低単位数	要とする最低単位数			/		<b>以</b> 単位数	要とする最低単位数			/
大学において修得することを必	大学におい		所要資格		ことを必	て修得する	大学において修得することを必		所要資格	
二欄	第	第二欄	欄	第	欄	11]	第	第二欄	欄	第
			(第五条関係)	別表第一(第				第五条の二関係)	(第五条、第五条	別表第一(第
ことができる。	講師となる	当する各部の教諭又は講師となることができる。	学校の相当	校又は養護学校の相			かできる。	の相当する各部の教諭又は講師となることができる。	合部の教諭	の相当する

		別表第二第一第一	七
闘 論 当 に	所要資格	第 一 欄	
欄において同じ論を含む。第三論を含む。第三	要とする第一欄	第二欄	来年限を一年とする課別支援教育に関する科品 (略) (略)
教育学校の前期課程とは後期課程及び特別支援学校の各部の別支援学校の各部の	第二欄に定める免許 状を取得した後第一 欄に掲げる教員又は 当該学校の講師(こ	第三欄	「一種免許状   小学校、中学校、高   「一種免許状   等学校又は幼稚園の   有すること。   「一種免許状を   有すること。   (略)
世 新状を取得した後、 対 大学において修得する ることを必要とする	第二欄に定める各免	第 四 欄	た 数 め 能 に に に
る す 、			大関六
		別表	備
	所	別表第三 (第	七
	所要資格	一欄網	(略)       (略)
編におい   		(第六条関係)	(略)       (略)
調において同じ間に掲げる教員(	所要資格要とする第一欄	(第六条関係)	(略)       (略)
第第数	要とする第一欄	(第六条関係)	(略)       (略)
では   では   では   では   では   では   では   では	要とする第一欄	第二欄第二欄	(略)
(司じ 及び養護学校の各部 第三 びに盲学校、聾学校 のの前期	要とする第一欄 (これらに相当する 第二欄に定める各免 第一欄に掲げる教員	一欄     第二欄     第三	(略)
同じ   及び養護学校   第三   びに盲学校、   第二   でに盲学校、	要とする第一欄	<ul><li>一欄</li><li>第二欄</li><li>第三欄</li></ul>	(略)       (略)

	欄において同じ。) において	許状	実習を		において職業実習を担任する教員	。)において職業		実
_	及び養護学校の中学部を含む。以下こ	専修免	おいて職	一 五.	以下この欄において同じ	学部を含む。以下	専修免	おいて職
	学校の前期課程並びに盲学校、聾学校		中学校に		学校の前期課程及び特別支援学校の中	学校の前期課程及		中学校に
	得した後、三年以上中学校(中等教育				三年以上中学校(中等教育	得した後、三年以		
	第一欄に掲げる教諭の一種免許状を取				欄に掲げる教諭の一種免許状を取	第一欄に掲げる数		
			状の種類					状の種類
		計	とする免許				許	とする免許
最低単位数			受けよう	る最低単位数			/	受けよう
ることを必要とする	基礎資格			することを必要とす	基礎資格	世.		
大学において修得す			/	、大学において修得				
許状を取得した後、			/	免許状を取得した後				
第二欄に定める各免		所要資格		第二欄に定める各			所要資格	
第三欄	第二欄	欄	第一	第三欄	第二欄	<b>学</b>	欄	第
	係)	(第六条関係)	別表第五(			係)	(第六条関係)	別表第五
	(略)				(略)			
			備考					備考
	(略)				(略)			
	最低在職年数							
	ることを必要とする	種類	る免許状の種類		低在職年数		の種類	る免許状の種類
	責任者の証明を有す	とす 	受けようとす		ことを必要とする最		と す	受けようとす
	務した旨の実務証明				任者の証明を有する			
	種類して良好な成績で勤				した旨の実務証明責	種類		
_	。)の免許状の  の教員を含む。)と				て良好な成績で勤務	。)の免許状の		

		別表第七		する	習か	は産	祉	実習、	習、	, <del>,</del>	工業	業実習、	実習、	習、	、安	看業	にお	高			教諭	扌
	第一			する教諭	習を担任	は商船実	祉実習又	福	水産	商業実	工業実習	大習、	農	情 報	家庭実	看護実習	において	高等学校			пĦIJ	打住でえ
所要資格	欄	(第六条関係)											許状	専修免								
有することを必	第二欄	係)								務証明責任者の証明を有すること。	員として良好な成	じ。)において当	高等部を含む。以	育学校の後期課程	得した後、三年以	第一欄に掲げる教			•		証明責任者の証明を有すること。	- として 耳女力 万糸
第二欄に定める各	第二欄		(略)			(略)				明を有すること。	員として良好な成績で勤務した旨の実	)において当該実習を担任する教	以下この欄において同	育学校の後期課程及び特別支援学校の	三年以上高等学校(中等教	第一欄に掲げる教諭の一種免許状を取			(略)		を有すること。	(1)
第二欄に定める各免	第四欄											<u> </u>	— 五			· ·						
	第一	別表第七(		する教諭	習を担任	は商船実	祉実習又	実習、福	習、水産	、商業実	工業実習	業実習、	実習、農	習、情報	、家庭実	看護実習	において	高等学校			教諭	打住できる
所要資格	欄	(第六条関係)											許状	専修免								
有することを必	第二欄	係)							を有すること。	で勤務した旨の害	実習を担任する数	この欄において同	校及び養護学校の高等部を含む。	育学校の後期課程並びに盲学校、	得した後、三年以	第一欄に掲げる数			•	有すること。	勤務した旨の実致	習を担任する拳点
第二欄に定める各	第三欄		(略)			(略)				で勤務した旨の実務証明責任者の証明	実習を担任する教員として良好な成績	この欄において同じ。)において当該	の高等部を含む。以下	性並びに盲学校、聾学	得した後、三年以上高等学校(中等教	第一欄に掲げる教諭の一種免許状を取			(略)		勤務した旨の実務証明責任者の証明を	習を担任する教員として良好な成績で
第二欄に定める各免	第四欄									91	<b>小</b> 児	以	<u></u> 五	寸[	拟	ųх					, c	

		小学校、中学校					小学校、中学校		
		状	ബ	校教諭					
		教諭の二種免許	護学 許 状	は養護学				教諭許状	学校教諭
치	三	又は養護学校の	前又 一種免	校教諭又	치	픠	二種免許状	支援一種免	特別支援
		盲学校、聾学校	電学 学	諭					
		状	校 教	盲学校教					
		教諭の一種免許	許状					許状	
一五	三	又は養護学校の	専修免		一五.	=	一種免許状	専修免	
		盲学校、聾学校							
	在職年数		る免許状の種類	る免許		る最低在職年数		する免許状の種類	する
	を必要とする最低		受けようとす	受け		ることを必要とす		受けようと	受け
	証明を有すること					任者の証明を有す			
	実務証明責任者の					た旨の実務証明責			
	績で勤務した旨の					好な成績で勤務し			
	)として良好な成	の種類				含む。)として良	の種類		
	園の教員を含む。	教員)の免許状				は幼稚園の教員を	教員)の免許状		
	教育学校又は幼稚	校又は幼稚園の				、中等教育学校又	校又は幼稚園の		
	、高等学校、中等	中学校、高等学				中学校、高等学校	中学校、高等学		
	、小学校、中学校	ては、小学校、				つては、小学校、	ては、小学校、		
	る場合にあつては	する場合にあつ				うとする場合にあ	する場合にあつ		
最低単位数	状を受けようとす	与を受けようと			最低単位数	状の授与を受けよ	与を受けようと		
ることを必要とする	の教員(二種免許	二種免許状の授			ることを必要とする	の教員(二種免許	二種免許状の授		
大学において修得す	後、各相当の学校	の学校の教員(			大学において修得す	後、特別支援学校	援学校の教員(		
許状を取得した後、	免許状を取得した	要とする各相当		_	許状を取得した後、	免許状を取得した	要とする特別支		

												所要資格	第一欄	別表第八(第六条関係)		職した年数とする。	る免許状に定る	者に係る第三	備考 この表の知		許状	二種免
						免許状	要とする学校の	有することを必				格	第二欄	関係)		する。	められることとなるな	者に係る第三欄に定める最低在職年数につい	の規定により専修免許状又は	普通免許状	幼稚園の教諭の	元 一、高等学校又は
旨の実務証明責任	務成績で勤務した	)として良好な勤	又は講師を含む。	学校の各部の教諭	課程及び特別支援	前期課程又は後期	る中等教育学校の	(これらに相当す	ける教諭又は講師	後、当該学校にお	免許状を取得した	第二欄に定める各	第三欄				特別支援教育領域を担	ては、				<u> </u>
			ことを要する単位数	学において修得する	状を取得した後、大	第二欄に定める免許							第四欄				る免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担任する教員として在	その授与を受けようとす	一種免許状の授与を受けようとする			六
														i								
													第一欄	別表第八(第六条関							許状	
						免許状	要とする学校の	有することを必				所要資格	_	別表第八(第六条関係)						普通免許状	許状 幼稚園の教諭の	
務成績で勤務した	)として良好な勤	又は講師を含む。	学校の各部の教諭	、聾学校及び養護	課程並びに盲学校	免許状前期課程又は後期	要とする学校のる中等教育学校の	有することを必(これらに相当す	ける教諭又は講師	後、当該学校にお	免許状を取得した	所要資格第二欄に定める各	一欄第二							普通免許状		二種免

	(略)		(略)	
	最低在職年数	る免許状の種類		る免許状の種類
3 る	ことを必要とする	受けようとす	最低在職年数	受けようとす
3	者の証明を有する		ことを必要とする	
頁任			者の証明を有する	

## (第三条関係)

関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案 現		(定義)	第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十 第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育	二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課 二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、中等教育	る学級編制の標準により算定した学級の数をいう。ただし、第五条第一項 る学級編制の標準により算定した学級の数をいう。ただし、	工事 規 学校教育 法 学校教育 法 算 の 規 運 動 は と の 第 次 の ま で の 規 定 に よ り 、 第 で に よ り に で に り に か に に か に か に か に か に か に か に か に	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	行 で
中等教育学校の前期課 二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、学校教育法(昭和二十 第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、(定義)	中等教育学校の前期課 二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、学校教育法(昭和二十 第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、(定義)	中等教育学校の前期課 二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、学校教育法(昭和二十 第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、	中等教育学校の前期課   二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、		3 この法律において (略)	程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。	びに盲学校、聾	の小学部及び中学部を
中等教育学校の前期課 二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、学校教育法(昭和二十 第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、(定義)	中等教育学校の前期課 二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、中学校、昭和二十 第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、(定義)	中等教育学校の前期課 二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、学校教育法(昭和二十 第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、	程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中等教育学校の前期課   二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、	程並びに盲学校、聾	教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)に規定す 教職員定数の標準に関この法律において「学級数」とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び 3 この法律において			
2 (略) 中等教育学校の前期課 二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、学校教育法(昭和二十 第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、「定義」	で表)   (定義)   (定義)   (で表)   (でまた)   (で表)   (でまた)   (でまた	中等教育学校の前期課   二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、学校教育法(昭和二十 第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、	(略) 2 (略) 程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。 程並びに特別支援学校の小学部及び大学である。 日本道の前期課 日本道のに言学校、聾学校及び養護学校の小学部及び二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、中学校、中学校、中学校、中学校、中学校、中学校、中学校、中学校、中	(略) 2 (略)程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。 程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。	教職員定数の標準に		この法律において	公立義務教育諸学校の
「一日   1   1   1   1   1   1   1   1   1	「	『諸学校の学級編制及び       3 この法律において「学級数」とは、公立義務教育学校の前期課         二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、学校教育法(昭和二十 第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、	この法律において「学級数」とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び 3 この法律において(略) (略) 2 (略) 程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。 程並びに盲学校、聾崇二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課 二年法律第二十六号)	この法律において「学級数」とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び 3 この法律において(略) 2 (略)程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。 程並びに盲学校、聾崇		教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)に規定す		二十三年法律第百十六
ただし、第五条第一項 る学級編制の標準により算定した学級の数をいう。 中等教育学校の前期課 二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、中学校、曹学校及び養護学校の小学部及び書音学校の学級編制及び 3 この法律において「学級数」とは、公立義務教育諸学校、中学校、中学校、中学校、中学校、中学校、中学校、中学校、中学校、中学校、中	ただし、第五条第一項 る学級編制の標準により算定した学級の数をいう。 中等教育学校の前期課 二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、中学校、聾学校及び養護学校の小学部及び程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び名が、中学校、中学校、中学校、中学校、中学校、中学校、中学校、中学校、中学校、中学校	ただし、第五条第一項 る学級編制の標準により算定した学級の数をいう。中等教育学校の前期課 二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、曹学校及び養護学校の小学部及び学校教育法(昭和二十 第二条 この法律において「学級数」とは、公立義務教育学校教育法(昭和二十 第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十 第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、	る学級編制の標準により算定した学級の数をいう。ただし、第五条第一項 る学級編制の標準に 、の法律において「学級数」とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び 3 この法律において 「略」 2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 3 この法律において 「学校、中学校、中等教育学校の前期課 二年法律第二十六号	る学級編制の標準により算定した学級の数をいう。ただし、第五条第一項 る学級編制の標準に この法律において「学級数」とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び 3 この法律において (略) 2 (略) 2 (略) 程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。			同項	何があるため、校舎又
8、校舎又は屋内運動場 の規定により、同項の政令で定める事情があるため 中等教育学校の前期課 二年法律第二十六号)に規定する小学校の小学部及び 程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び 程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び ただし、第五条第一項 る学級編制の標準に関する法律(昭和三十三年法律 ただし、第五条第一項 る学級編制の標準に関する法律(昭和三十三年法律 を	8、校舎又は屋内運動場 の規定により、同項の政令で定める事情があるため中等教育学校の前期課 二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、中学校、1年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、中学校、2 (略) 2 (略) 3 この法律において「美級数」とは、公立義務教育活学校の小学部及び表記されて「第五条第一項 る学級編制の標準により算定した学級の数をいう。ただし、第五条第一項 る学級編制の標準により第三とは、公立義務教育活学校」とは、学校教育法(昭和二十三年法律	8、校舎又は屋内運動場 の規定により、同項の政令で定める事情があるため 中等教育学校の前期課 二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、 中等教育学校の前期課 二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、 学校教育法(昭和二十 第二条 この法律において「学級数」とは、公立義務教育 をただし、第五条第一項 る学級編制の標準により算定した学級の数をいう。 をだし、第五条第一項 る学級編制の標準により算定した学級の数をいう。 とば、公立義務教育 をいう。	の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場 の規定により、同項る学級編制の標準により算定した学級の数をいう。ただし、第五条第一項 る学級編制の標準において「学級数」とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び 3 この法律において「学級数」とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び 3 この法律において、	の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場 の規定により、同項る学級編制の標準により算定した学級の数をいう。ただし、第五条第一項 る学級編制の標準において「学級数」とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び 3 この法律において保別支援学校の小学部及び中学部をいう。 程並びに管学校、聾稚並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。	同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場の規定により、同項	の不足を生ずるおそれがある場合における校舎又は屋内運動場の新築又は		いる校舎又は屋内運動
は屋内運動場の新築又は の不足を生ずるおそれがある場合における校舎又は屋内運動場の新築又は の不足を生ずるおそれがある場合における校舎又は屋内運動場の規定により、同項の政令で定める事情があるためただし、第五条第一項 る学級編制の標準に関する法律(昭和三十三年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、中学校、曹学校及び養護学校の小学部及びただし、第五条第一項 る学級編制の標準に関する法律(昭和三十三年法律を大き、第五条第一項 る学級編制の標準により算定した学級の数をいう。 ただし、第五条第一項 る学級編制の標準により算定した学級の数をいう。	は屋内運動場の新築又は の不足を生ずるおそれがある場合における校舎又は 学校教育法(昭和二十 第二条 この法律において「義務教育諸学校の小学部及び とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び 3 この法律において「学級数」とは、公立義務教育諸学校の小学部及び を	は屋内運動場の新築又は の不足を生ずるおそれがある場合における校舎又は 学校教育法(昭和二十 第二条 この法律において「義務教育諸学校の小学部及び作第百十六号)に規定す 教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、中学校、第三校の単独をいう。 ただし、第五条第一項 る学級編制の標準により算定した学級の数をいう。 ただし、第五条第一項 る学級編制の標準により算定した学級の数をいう。 ただし、第五条第一項 る学級編制の標準により算定した学級の数をいう。 とは、公立義務教育法律(昭和三十三年法律を) に規定する小学校、中学校、中学校、	の不足を生ずるおそれがある場合における校舎又は屋内運動場の新築又は の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場 の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場 の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場 の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場 の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場 名学級編制の標準に 教職員定数の標準に 教職員定数の標準に 教職員定数の標準に 教職員定数の標準に 教職員定数の標準に とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び 名 (略) 2 (略) 程並びに盲学校、聾 この法律において な、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の不足を生ずるおそれがある場合における校舎又は屋内運動場の新築又は の不足を生ずるおその規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場 の規定により、同項の対令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場 3 この法律において「学級数」とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び 3 この法律においての法律において「学級数」とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び 3 この法律において経並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。	<ul><li>おそれがある場合における校舎又は屋内運動場の新築又は の不足を生ずるおそ同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場 の規定により、同項</li></ul>	同	$\mathcal{O}$	及び同条第二項の規定
「項の規定により、同項 増築に係る工事費の算定を行うとき、及び同条第二項の規定により、同項	「項の規定により、同項	「項の規定により、同項	増築に係る工事費の算定を行うとき、及び同条第二項の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場の規定により、同項の政治により、同項の規定により、同項のは、同項のは、同項のは、同項のは、同項のは、同項のは、同項のは、同項のは	増築に係る工事費の算定を行うとき、及び同条第二項の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場の規定により、同項の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場の規定により、同項の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場の規定により、同項と生ずるおその規定により、同項と生ずるおその規定により、同項の規定により、同項と生ずるおその規定により、同項と生ずるおその規定により、同項と生ずるおその規定により、同項と生ずるおその規定により、同項とは、整定により、同項と生ずるおその規定により、同項と生ずるおその規定により、同項と生ずるおその表により、同項とは、整定により、同項とは、整定により、同項とは、整定により、同項とは、整定により、同項とは、整定により、同項とは、整定により、同項とは、をは、表により、同項とは、表により、のの法律においに、をは、表により、同項とは、表により、のの法律において、整定により、同項をは、表により、同項とは、表により、同項をは、表により、可可の法律において、をは、表により、同項とは、表により、同項とは、表により、同項とは、表により、同項のは、表により、同項とは、表により、同項とは、表により、表により、同項とは、表により、同項とは、表により、同項とは、表により、同項とは、表により、同項とは、表により、同項とは、表により、同項とは、表により、同項とは、表により、表により、表により、表により、表により、表により、表により、表により	同項 増築に係る工事費の 衆又は の不足を生ずるおそ	運動場		座内運動場の新築又は
の新築又は増築に係る工 第一号に掲げる場合における校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工 第一号に掲げる場合における校舎又は屋内運動場の新築又は の不足を生ずるおそれがある場合における校舎又は屋内運動場の新築又は の不足を生ずるおそれがある場合における校舎又は「項の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場のの規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場のの規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場のの規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場のの不足を生ずるおそれがある場合における校舎又は屋内運動場のの新築又は増築に係る工 第一号に掲げる場合における校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工 第一号に掲げる場合における校舎又は屋内運動場のの新築又は増築に係る工 第一号に掲げる場合における校舎又は屋内運動場のの新築又は増築に係る工 第一号に掲げる場合における校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工事費の算定を行うとき、及び同条第一項規定により、同項の政令で定める事情があるためで表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を	(定義)  (定義)	の新築又は増築に係る工 第一号に掲げる場合における校舎又は屋内運動場のの新築又は増築に係る工 第一号に掲げる場合におけて「義務教育諸学校の小学部及び標準により、同項の規定により、同項 の規定により、同項の規定により、同項 の規定により、同項の規定により、同項 の規定により、同項の規定により、同項 の規定により、同項の規定により、同項 の規定により、同項の規定により、同項 の不足を生ずるおそれがある場合における校舎又は屋内運動場の新築又は の不足を生ずるおそれがある場合における校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工 第一号に掲げる場合における校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工 第一号に掲げる場合における校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工 第一号に掲げる場合における校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工 第一号に掲げる場合における校舎又は屋内運動場のの新築又は増築に係る工 第一号に掲げる場合における校舎又は屋内運動場のの新築又は増築に係る工 第一号に掲げる場合における校舎又は屋内運動場のの新築又は増築に係る工事費の算定を行うとき、及び同条第二項の規定により、同項 対象に係る工事費の算定を行うとき、及び同条第二項の規定により、同項 対象を記述した。	第一号に掲げる場合における校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工 第一号に掲げる場合の不足を生ずるおそれがある場合における校舎又は屋内運動場の新築又は の不足を生ずるおそれがある場合における校舎又は屋内運動場の新築又は の不足を生ずるおその不足を生ずるおそれがある場合における校舎又は屋内運動場の新築又は の不足を生ずるおその不足を生ずるおそれがある場合における校舎又は屋内運動場の新築又は の不足を生ずるおその不足を生ずるおそれがある場合における校舎又は屋内運動場の新築又は の不足を生ずるおそ 教職員定数の標準に の不足を生ずるおそれがある場合における校舎又は屋内運動場の新築又は の不足を生ずるおそ 神築に係る工事費の算定を行うとき、及び同条第二項の規定により、同項 増築に係る工事費の算定を行うとき、及び同条第二項の規定により、同項 増築に係る工事費の の不足を生ずるおそ ない に	第一号に掲げる場合における校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工 第一号に掲げる場合(略) (略) 2 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4	運動場の新築又は増築に係る工 第一号に掲げる場合同条第二項の規定により、同項 増築に係る工事費の校舎又は屋内運動場の新築又は の不足を生ずるおそあるため、校舎又は屋内運動場 の規定により、同項	の算定を行うとき、並びに第五条の三第一項の規定により、特	き、	の三第一項の規定によ
(定義)  (定義)	(定義)  (定法)  (定法)  (定義)  (定義)  (定法)  (定法)	の規定により、特別支援 事費の算定を行うとき、並びに第五条の三第一項の規定により、特別支援 の規定により、同項 の規定により、同項 の規定により、同項の規定により、同項の政令で定める事情があるため ただし、第五条第一項 の規定により、同項の政令で定める事情があるため の形とを生ずるおそれがある場合における校舎又は を大き、及び同条第一項 の規定により、同項の政令で定める事情があるため の不足を生ずるおそれがある場合における校舎又は 第二号に掲げる場合における校舎又は 第二号に掲げる場合における校舎又は屋内運動場の 規定により、同項の政令で定める事情があるため の不足を生ずるおそれがある場合における校舎又は 第一号に掲げる場合における校舎又は屋内運動場の 第一号に掲げる場合における校舎とき、及び同条第一 第二号に掲げる場合における校舎とき、及び同条第一 第一号に掲げる場合における校舎とき、をは、とは、	事費の算定を行うとき、並びに第五条の三第一項の規定により、特別支援 事費の算定を行うと事業の算定を行うとき、立びに第別支援学校の小学部及び中学部をいう。 ただし、第五条第一項 名学級編制の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)に規定す 教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)に規定す 教職員定数の標準にあり、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場 の規定により、同項の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場の新築又は の不足を生ずるおその不足を生ずるおそれがある場合における校舎又は屋内運動場の新築又は の不足を生ずるおそ の不足を生ずるおそれがある場合における校舎又は屋内運動場の新築又は の不足を生ずるおそ の不足を生ずるおそれがある場合における校舎又は屋内運動場の新築又は 第一号に掲げる場合 第一号に掲げる場合における校舎又は屋内運動場の新築又は 第一号に掲げる場合 第一号に掲げる場合における校舎又は屋内運動場の新築又は 第二年法律第二十六号 1年法律第二十六号 1年法律法律第二十六号 1年法律法律法律法律法律法律法律法律法律法律法律法律法律法律法律法律法律法律法律	事費の算定を行うとき、並びに第五条の三第一項の規定により、特別支援 事費の算定を行うと事費の算定を行うとき、及び同条第二項の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場の新築又は の不足を生ずるおそれがある場合における校舎又は屋内運動場の新築又は の不足を生ずるおそれがある場合における校舎又は屋内運動場の新築又は の不足を生ずるおその不足を生ずるおそれがある場合における校舎又は屋内運動場の新築又は の不足を生ずるおその不足を生ずるおそれがある場合における校舎又は屋内運動場の新築又は の不足を生ずるおその不足を生ずるおそがある場合における校舎又は屋内運動場の新築又は の不足を生ずるおその子に掲げる場合における校舎又は屋内運動場の新築又は の不足を生ずるおその子に掲げる場合における校舎又は屋内運動場の新築又は 第一号に掲げる場合と表して、第一号に掲げる場合と表して、第一号に掲げる場合で表して、第一号に掲げるまして、第一号に掲げるまして、第一号に掲げるまして、第一号に掲げるまして、第一号に掲げるまして、第一号に掲げるまして、第一号に掲げるまして、第一号に掲げるまして、第一号に掲げるまして、第一号に掲げるまして、第一号に掲げるまして、第一号に掲げるまして、第一号に掲げるまして、第一号に掲げるまして、第一号に掲げるまして、第一号に掲げるまして、第一号に掲げるまして、第一号に表して、表して、第一号に表して、第一号に表して、第一号に表して、表して、第一号に表して、第一号に表	の算定を行うとき、並びに第五条の三第一項の規定により、特別支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工	屋内運動	に係る工事費の算定を行
工事費の算定を行うとき の校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工事費の規定により、特別支援 事費の算定を行うとき、及び同条第二項の規定により、同項 増築に係る工事費の算定を行うとき、及び同条第二項の規定により、同項 増築に係る工事費の算定を行うとき、及び同条第二項の規定により、同項 増築に係る工事費の算定を行うとき、及び同条第二項の規定により、同項 増築に係る工事費の算定を行うとき、及び同条第二項の規定により、同項 が表を生ずるおそれがある場合における校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工 第一号に掲げる場合における校舎又は屋内運動場の別定により、特別支援 事費の算定を行うとき、並びに第五条の三第一項の規定により、特別支援 事費の算定を行うとき、並びに第五条の三第一項の規定により、特別支援 事費の算定を行うとき、並びに第五条の三第一項の規定により、特別支援 事費の算定を行うとき、並びに第五条の三第一項の規定により、特別支援 事費の算定を行うとき、並びに第五条の三第一項の対策又は増築に係る工事費の算定を行うとき、並びに第五条の三第一項の対策とは、公立義務教育諸学校」とは、学校教育とき、並びに第五条の三第一項の対策とは、公立義務教育とさいが、中学校、中学校、中学校、中学校、中学校、中学校、関連などは関係を正常を表示して、中等教育学校の前期課 の規定により、同項の政令で定める事情があるための規定により、特別を表示して、対策を表示しているといいでは、対策を表示しているによりにないるによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	(定義)  (定義)	工事費の算定を行うとき の校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工事費の規定により、特別支援 事費の算定を行うとき、及び同条第二項の規定により、同項 増築に係る工事費の算定を行うとき、及び同条第二項の規定により、同項 増築に係る工事費の算定を行うとき、及び同条第二項の規定により、同項 増築に係る工事費の算定を行うとき、及び同条第二項の規定により、特別支援 事費の算定を行うとき、並びに第五条の三第一項の規定により、特別支援 事費の算定を行うとき、並びに規定するが表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	学校の校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工事費の算定を行うとき の校舎又は屋内運動	学校の校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工事費の算定を行うとき の校舎又は屋内運動学校の校舎又は屋内運動場の対策では、公立義務教育諸学校の学級編制及び 3 この法律において「学級数」とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び 3 この法律において「学級数」とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び 3 この法律において「学級数」とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び 3 この法律において「学級数」とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び 3 この法律においての規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工事費の増築に係る工事費の算定を行うとき、及び同条第二項の規定により、同項 の規定により、同項の規定により、同項の関定を行うとき、及び同条第二項の規定により、同項 の規定により、同項の規定により、同項の規定により、同項の規定により、同項の規定により、同項の規定により、同項の規定により、同項の規定により、同項の規定により、同項の規定により、同項の規定により、同項の規定により、同項の規定により、同項の規定により、特別支援 事費の算定を行うとき、を生ずるおその技術を表示を表示して、事費の算定を行うときの校舎又は屋内運動場の校舎又は屋内運動場の校舎又は屋内運動場の校舎又は屋内運動場の校舎又は屋内運動場で校の校舎又は屋内運動場で校の校舎又は屋内運動とで表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表	の校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工事費の算定を行うとき の校舎又は屋内運動の算定を行うとき、並びに第五条の三第一項の規定により、特別支援 事費の算定を行うとき、及び同条第二項の規定により、同項 増築に係る工事費の足を生ずるおそれがある場合における校舎又は屋内運動場の新築又は の不足を生ずるおそ足を生ずるおそれがある場合における校舎又は屋内運動場の新築又は の不足を生ずるおそにより、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場 の規定により、同項	は、文部科学大臣が同法に規定する学級編制の標準に準じて定める方法に	文部科学大臣が同法に規定する学級編制	前の標準に準じて定め!
(定義)  (定義)	(定義)  (定法)  (定法)	学校教育法(昭和二十 第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、中等教育学校の前期課 二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課 二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課 二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課 二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課 二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課 二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課 二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課 二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、中学校、中等教育学校の前期課 二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課 二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、中学校、中等教育学校の前期課 二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課 二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、中等教育学校の方部及び同様により、時間、対し、中等教育学校の方部を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	は、文部科学大臣が同法に規定する学級編制の標準に準じて定める方法に 文部科学大臣が同法学校の校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工事費の算定を行うとき、並びに第五条の三第一項の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場の規定により、同項の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場の規定により、同項の規定により、同項の規定により、同項の規定により、同項の規定により、同項の規定により、同項の規定により、同項の規定により、同項の規定により、同項の規定により、同項の規定により、同項の規定により、同項の規定により、同項の規定により、同項の規定により、同項の規定により、同項の規定により、同項の規定により、特別支援 事費の算定を行うとき、及び同条第二項の規定により、特別支援 事費の算定を行うとを生ずるおその不足を生ずるおその大とを生ずるおその大とを生ずるおその大とを生ずるおその大とを生ずるおその大とをとずるおその大きをとが、整理を表示して、事費の算定を行うとを表示して、事費の算定を行うとを表示して、事費の算定を行うとを表示して、事費の算定を行うとを表示して、事費の算定を行うとを表示して、事費の算定を行うとを表示して、事費の算定を行うとを表示して、事費の算定を行うとを表示して、事費の算定を行うとを表示して、事費の算定を行うとを表示して、事費の算定を行うとを表示して、事費の算定を行うとを表示して、事費の算定を行うとを表示して、事費の算定を行うとを表示して、事費の算定を行うとを表示して、事費の算定を行うと表示して、事費の算定を行うとを表示して、事費の算定を行うと表示して、事費の算定を行うと表示して、事費の算定を行うと表示して、事費の算定を行うと表示して、事費の算定を行うと表示して、事費の算定を行うと表示して、事費の算定を表示して、事費の算定を行うと表示して、事費の算定を行うと表示して、事費の算定を行うと表示して、事費の算定を行うと表示して、事費の算定を行うと表示して、事費の算定を行うと表示して、事費の算定をといて、事費の算定を表示して、事費の算定をといて、事費の算定を表示して、事費の算定を表示して、事費の算定をといて、事費の算定をといて、事費の第2により、「申】を表示して、事費の算定をといて、事費の算定をといて、事費の算定をといて、事費の算定をといて、事費の算定をといて、事費の算定をといて、事費の算定をといて、事費の算定をといて、事費の算定をといて、事費の算定をといて、事費の算定をといて、事費の算定をといて、事費の算定をといて、事費の算定をといて、事費の算定をといて、事費の算定をといて、事業の表示して、表示して、表示していて、するの表示していているといるの表示してい	は、文部科学大臣が同法に規定する学級編制の標準に準じて定める方法に 文部科学大臣が同法学校の校舎又は屋内運動場の第定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場の発達に係る工事費の算定を行うとき、及び同条第二項の規定により、同項 増築に係る工事費の算定を行うとき、及び同条第二項の規定により、同項 増築に係る工事費の算定を行うとき、及び同条第二項の規定により、同項 増築に係る工事費の算定を行うとき、及び同条第二項の規定により、同項 増築に係る工事費の算定を行うとき、並びに第五条の三第一項の規定により、特別支援 事費の算定を行うとき、がに第五条の三第一項の規定により、特別支援 事費の算定を行うとき、をび同条第二項の規定により、同項 増築に係る工事費の算定を行うとき、並びに第五条の三第一項の規定により、特別支援 事費の算定を行うとき、がに第五条の三第一項の規定により、特別支援 事費の算定を行うと の校舎又は屋内運動場のが準に 第一号に掲げる場合 第一号に掲げる 第一号に対する 第一号に対す	文部科学大臣が同法に規定する学級編制の標準に準じて定める方法に 文部科学大臣が同法の (	より算定した学級の数をいう。	算定した学級の数をいう。	

(国の負担)

該各号に掲げる割合によるものとする。、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当第三条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について

一~二の二 (略)

る経費 二分の一 
三 公立の特別支援学校の小学部及び中学部の建物の新築又は増築に要す

四 (略)

2 (略)

(特別支援学校の建物の工事費の算定方法)

第五条の三 第三条第一項第三号に規定する建物のうち校舎及び屋内運動場に乗じて算定するものとする。

けた場合、又は当該学校の寄宿舎に収容する児童若しくは生徒の数が増加の五月一日(その翌日から起算して二年以内に特別支援学校に寄宿舎を設工事費は、児童及び生徒一人当たりの基準面積に新築又は増築を行う年度第三条第一項第三号に規定する建物のうち寄宿舎の新築又は増築に係る

2

(国の負担)

該各号に掲げる割合によるものとする。、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当第三条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について

〜二の二 (略)

三

又は増築に要する経費 二分の一公立の盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部の建物の新築

四 (略)

(略)

2

(盲学校、聾学校及び養護学校の建物の工事費の算定方法

第五条の三 第三条第一項第三号に規定する建物のうち校舎及び屋内運動場第五条の三 第三条第一項第三号に規定する建物のうち校舎及び屋内運動場の単価に乗じて算定するものとする。

度の五月一日(その翌日から起算して一年以内に当該学校に寄宿舎を設けの五月一日(養護学校の場合にあつては、新築又は増築を行う年度の翌年工事費は、児童及び生徒一人当たりの基準面積に新築又は増築を行う年度 第三条第一項第三号に規定する建物のうち寄宿舎の新築又は増築に係る

りの建築の単価に乗じて算定するものとする。からその日における保有面積を控除して得た面積を、一平方メートル当たにおいて当該学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数を乗じて得た面積することが明らかな場合には、文部科学大臣の定めるその二年以内の日)

第六条 規定により工事費を算定する場合の学級数に応ずる必要面積は、 の所在地の積雪寒冷度に応じ、 級数に応ずる必要面積については、政令で定めるところにより、 積として政令で定める。 に応じ、 又は屋内運動場のそれぞれについて、教育を行うのに必要な最低限度の面 (中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。)の学級数 (学級数に応ずる必要面積及び児童又は生徒一人当たりの基準面積 第五条第一項若しくは第二項、 小学校、 中学校、 この場合において、 中等教育学校等又は特別支援学校ごとに、 必要な補正を加えるものとする。 第五条の二第一項又は前条第一項の 積雪寒冷地域にある学校の学 当該学校 当該学校 校舎

0

所在地の積雪寒冷度に応じ、

必要な補正を加えた面積とする。

2

ル当たりの建築の単価に乗じて算定するものとする。

一平方メートのことが明らかな場合には、新築又は増築を行う年度の翌々年度の五月一のことが明らかな場合には、新築又は増築を行う年度の翌々年度の五月一次 において当該学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数を乗じて得た場合、又は当該学校の寄宿舎に収容する児童若しくは生徒の数が増加す

第六条 ごとに、校舎又は屋内運動場のそれぞれについて、教育を行うのに必要な に応じ、 る。 り、 ある学校の学級数に応ずる必要面積については、 最低限度の面積として政令で定める。この場合において、 規定により工事費を算定する場合の学級数に応ずる必要面積は、 (中等教育学校の前期課程を含む。 (学級数に応ずる必要面積及び児童又は生徒一人当たりの基準面積 当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じ、必要な補正を加えるものとす 第五条第一項若しくは第二項、 小学校、 中学校、 中等教育学校等、 以下この項において同じ。 第五条の二第一項又は前条第一項 盲学校、 政令で定めるところによ 聾学校又は養護学校 積雪寒冷地域に の学級数 当該学校

2 等教育学校等にあつてはこれらの学校(中等教育学校の前期課程を含む) 定める児童又は生徒一人当たりの面積に、政令で定めるところにより、 児童又は生徒一人当たりの基準面積は、中等教育学校等、 等教育学校の前期課程を含む。 てはこれらの学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数又は当該学校 又は養護学校ごとに、 の寄宿舎に収容する生徒の数、 第五条の二第一 一項又は前条第一 教育を行うのに必要な最低限度の面積として政令で 一項の規定により工事費を算定する場合の 盲学校、 の所在地の積雪寒冷度に応じ、 聾学校若しくは養護学校にあつ 盲学校、 必要な補 聾学校 中

# (工事費の算定方法の特例

#### 第八条 (略)

2

第五条の三第二項の規定により知的障害者、

肢体不自由者又は病弱者

2

ため、 積とみなして、工事費を算定するものとする。 基準面積に当該学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数を乗じて得た面 舎が児童及び生徒の教育を行うのに著しく不適当であると認められるとき 別支援学校 身体虚弱者を含む。 て得た面積に政令で定める面積を加えた面積を児童及び生徒一人当たりの は、 舎に係る工事費を算定する場合において、 当該基準面積に当該学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数を乗じ 児童及び生徒一人当たりの基準面積に基づく新築又は増築後の寄宿 (附則第三項において「養護特別支援学校」という。) の寄宿 である児童又は生徒に対する教育を主として行う特 政令で定める特別の理由がある

### (施設整備基本方針等)

3

略

第十一条 施設で文部科学省令で定めるものをいう。 教員及び職員のための住宅、 園及び特別支援学校の幼稚部をいう。 及び特別支援学校の高等部をいう。)及び幼稚園等 (昭和二十九年法律第百六十号)第五条の二に規定する施設をいう。 高等学校等(学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程 文部科学大臣は、 公立の義務教育諸学校等施設 スポーツ施設その他学校の教育活動に資する )の施設、 以下同じ。 共同調理場 (同法に規定する幼稚 の整備の目標に関 (義務教育諸学校 (学校給食法

正を加えた面積とする。

# (工事費の算定方法の特例

#### 第八条 (略)

算定するものとする 宿舎に収容する児童及び生徒の数を乗じて得た面積とみなして、 る面積を加えた面積を児童及び生徒一人当たりの基準面積に当該学校の寄 学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数を乗じて得た面積に政令で定め 当たりの基準面積に基づく新築又は増築後の寄宿舎が児童及び生徒の教育 る場合において、 を行うのに著しく不適当であると認められるときは、当該基準面積に当該 第五条の三第一 一項の規定により養護学校の寄宿舎に係る工事費を算定す 政令で定める特別の理由があるため、 児童及び生徒一人 工事費を

#### 略

#### 3

(施設整備基本方針等)

第十一条 )の施設、 施設その他学校の教育活動に資する施設で文部科学省令で定めるものを 条の二に規定する施設をいう。 法に規定する幼稚園並びに盲学校、 並びに盲学校、 高等学校等 文部科学大臣は、 共同調理場 (学校教育法に規定する高等学校、 聾学校及び養護学校の高等部をいう。)及び幼稚園等 (学校給食法 公立の義務教育諸学校等施設(義務教育諸学校 教員及び職員のための住宅、 聾学校及び養護学校の幼稚部をいう。 (昭和二十九年法律第百六十号) 中等教育学校の後期課程 スポーツ 第五 同

」という。)について定めた施設整備基本計画を作成しなければならない する事項その他公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する重要事項を定 めた施設整備基本方針を作成するとともに、当該施設整備基本方針に基づ き公立の義務教育諸学校等施設に係る安全性の向上等を図るために必要な 改造その他文部科学省令で定める事業(次条において「改築等事業

2

(略)

附 則

3

第三条第一項第三号の規定にかかわらず、

国は、

当分の間、

都道府県が

、養護特別支援学校の小学部及び中学部に係る国の負担割合の特例

係る建物について当該都道府県が新築又は増築を行う場合にあつては、 該新築又は増築に要する経費の十分の五・五を負担するものとする。 設置する養護特別支援学校のうち政令で定めるものの小学部及び中学部に

当

う。以下同じ。)の整備の目標に関する事項その他公立の義務教育諸学校 る事業(次条において「改築等事業」という。)について定めた施設整備 安全性の向上等を図るために必要な改築、 等施設の整備に関する重要事項を定めた施設整備基本方針を作成するとと もに、当該施設整備基本方針に基づき公立の義務教育諸学校等施設に係る 改造その他文部科学省令で定め

(略)

基本計画を作成しなければならない。

2

附 則

(養護学校の小学部及び中学部に係る国の負担割合の特例)

3 は増築に要する経費の十分の五・五を負担するものとする。 について当該都道府県が新築又は増築を行う場合にあつては、 設置する養護学校のうち政令で定めるものの小学部及び中学部に係る建物 第三条第一項第三号の規定にかかわらず、国は、当分の間、 当該新築又 都道府県が

#### (第四条関係)

こと等により、特別支援教育の振興を図ることを目的とする。 に行い、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行う。) は、特別支援教育に関する研究のうち主として実際的な研究を総合的第三条 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(以下「研究所」という(研究所の目的)	(开記行の目的) の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所とする。	第二条 この法律は、独立行政法人重判法(平戈十一年去律第百三号。以下的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。 (名称)	(目的) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法	改正案
(研究所の目的) (研究所の目的) (研究所の目的) (研究所の目的) (研究所の目的) (研究所の目的) (研究所の目的) (研究所の目的)	(所とする。 「通則法」という。) の定めるところ 項に規定する独立行政法人の名称は、 所とする。	第二条 この法律は、独立行政法人国立特殊教育総合研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。 (名称)	(目的) 独立行政法人国立特殊教育総合研究所法	現
る。 技術的な研修を行うこと等によりて実際的な研究を総合的に行い、 究所 (以下「研究所」という。)	独立行政法人国立特殊教育総合研究独立行政法人国立特殊教育総合研究	日本書籍写三号。以下    日本書籍写三号。以下    日本書籍写三号。以下    日本書籍写三号。以下    日本書籍写三号。以下    日本書籍写三号。以下		行

(役員の欠格条項の特例) (役員の欠格条項の特例)

第九条 (略)

2 政法人国立特別支援教育総合研究所法第九条第一項」とする。 の規定の適用については、 研究所の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項 同項中「前条」とあるのは、 「前条及び独立行

(業務の範囲)

第十二条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

特別支援教育に関する研究のうち主として実際的な研究を総合的に行

うこと。

特別支援教育関係職員に対する専門的、 技術的な研修を行うこと。

第一号の研究の成果の普及その他特別支援教育に関する研究の促進を

兀 特別支援教育に関する図書その他の資料及び情報を収集し、整理し、

保存し、

及び提供すること。

行うこと。

五. 特別支援教育に関する相談に応じ、 助言、 指導及び援助を行うこと。

六

(略)

第九条 (略)

2 の規定の適用については、 研究所の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項 同項中「前条」とあるのは、 「前条及び独立行

政法人国立特殊教育総合研究所法第九条第一項」とする。

(業務の範囲)

第十二条 研究所は、第三条の目的を達成するため、 次の業務を行う。

特殊教育に関する研究のうち主として実際的な研究を総合的に行うこ

特殊教育関係職員に対する専門的、 技術的な研修を行うこと。

Ξ 第一号の研究の成果の普及その他特殊教育に関する研究の促進を行う

こと。

兀 特殊教育に関する図書その他の資料及び情報を収集し、整理し、 保存

及び提供すること。

五. 特殊教育に関する相談に応じ、 助言、 指導及び援助を行うこと。

六 (略)

## (附則第十一条関係)

	もつて行う教育(家庭科教育を含む。)をいう。	他の産業に従事するために必要な知識、技能及び態度を習得させる目的をして、	等専門学校が、生徒又は学生等に対して、農業、工業、商業、水産業その	の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)、大学又は高 校	び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。)、高等学校(中等教育学校) び	第二条 この法律で「産業教育」とは、中学校(中等教育学校の前期課程及 第二を	(定義) (1)	改正案
をいう。	技能及び態度を習得させる目的をもつて行う教育(家庭科教育を含む。	て、農業、工業、商業、水産業その他の産業に従事するために必要な知識	を含む。以下同じ。)、大学又は高等専門学校が、生徒又は学生等に対し	( (中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部	びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。以下同じ。)、高等学	第二条 この法律で「産業教育」とは、中学校(中等教育学校の前期課程1	(定義)	現

## (附則第十一条関係)

~	でその糸骨の貝沙とでる必要力あると言められるものをいって
寺こ也方責をもつてその圣費の材原とすると要があると忍められるものの改築又は施設の移転による改築の事業でその円滑な実施を図るために	てその圣費の材原とする公要があると忍められるものをいう。一移転による改築の事業でその円滑な実施を図るために特に地方債をもつ
、聾学校及び養護学校の高等部をいう。)の老朽施設若しくは危険施設	学校の高等部をいう。)の老朽施設若しくは危険施設の改築又は施設の
二十六号)に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程並びに盲学校	二十六号)に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援
三 臨時高等学校整備事業(高等学校(学校教育法(昭和二十二年法律第	三 臨時高等学校整備事業(高等学校(学校教育法(昭和二十二年法律第
(略)	一•二 (略)
ができる。	ができる。
発行の方法による当該地方債の応募及びこれらに附帯する業務を行うこと	発行の方法による当該地方債の応募及びこれらに附帯する業務を行うこと
外の地方債をいう。以下この項において同じ。)の資金の貸付け又は証券	外の地方債をいう。以下この項において同じ。)の資金の貸付け又は証券
定する許可を得た次に掲げる事業に係る地方債(公営企業に係る地方債以	定する許可を得た次に掲げる事業に係る地方債(公営企業に係る地方債以
おいて同意を得、又は同法第五条の四第一項、第四項若しくは第五項に規	おいて同意を得、又は同法第五条の四第一項、第四項若しくは第五項に規
特に必要があるものとして地方財政法第五条の三第一項に規定する協議に	特に必要があるものとして地方財政法第五条の三第一項に規定する協議に
んがみ地方公共団体によつて行われる建設事業の円滑な実施を図るために	んがみ地方公共団体によつて行われる建設事業の円滑な実施を図るために
10 公庫は、第十九条及び前項に規定する業務のほか、地方財政の現状にか	10 公庫は、第十九条及び前項に規定する業務のほか、地方財政の現状にか
(公庫の業務の特例等)	(公庫の業務の特例等)
附則	附則
現	改正案

### (附則第十一条関係)

	を含む。以下同じ。)における教育の振興に資することを目的とする。て大学及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部		大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に	第三条 独立行政法人大学入試センター(以下「センター」という。) は、	(センターの目的)	改 正 案
を目的とする。	養護学校の高等部を含む。以下同じ。)における教育の振興に資することて大学及び高等学校(中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び	関する業務等を行うことにより、大学の入学者の選抜の改善を図り、もっ	大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に	第三条 独立行政法人大学入試センター (以下「センター」という。) は、	(センターの目的)	現

(附則第十一条関係)

## (傍線部分は改正部分)

2 : 3 (瞬)	2 • 3 (瞬)
英会法第二十二条第一項に規定する第一種学資金に係る業務を行う。	第一項に規定する第一種学資金に係る業務を行う。
る年度の翌年度以降にこれらの学校に入学する者を除く。)に対する旧育	降にこれらの学校に入学する者を除く。)に対する旧育英会法第二十二条
高等部を含む。)又は専修学校の高等課程の生徒(機構の成立の日の属す	又は専修学校の高等課程の生徒(機構の成立の日の属する年度の翌年度以
高等学校(中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の	高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)
第二十一条第一項第一号に規定する業務及びこれに附帯する業務のうち、	第二十一条第一項第一号に規定する業務及びこれに附帯する業務のうち、
第十四条 機構は、当分の間、第十三条に規定する業務のほか、旧育英会法	第十四条 機構は、当分の間、第十三条に規定する業務のほか、旧育英会法
(業務の特例等)	(業務の特例等)
附則	附則
現	改正案

### (附則第十二条関係)

う。	生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をい	することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は	を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供	教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。)	の高等部を含む。)(以下「学校」という。)において、図書、視覚聴覚	学部を含む。)及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校	学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中	第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校(特別支援学校の小	(定義)	改正案
成することを目的として設けられる学校の設備をいう。	校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育	び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学	教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、及	以下「学校」という。)において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校	学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。)(	盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。)及び高等学校(中等教育	び養護学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程並びに	第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校(盲学校、聾学校及	(定義)	現

### (附則第十二条関係)

					<i>⊱</i> ⊁-		
	及び数学に関する教育をいう。	特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)において行われる理科、算数	中学部を含む。以下同じ。)又は高等学校(中等教育学校の後期課程及び	む。以下同じ。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の	第二条 この法律で「理科教育」とは、小学校(特別支援学校の小学部を含	(定義)	改正案
をいう。	を含む。以下同じ。)において行われる理科、算数及び数学に関する教育	校(中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部	に盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。以下同じ。)又は高等学	校の小学部を含む。以下同じ。)、中学校(中等教育学校の前期課程並び	第二条 この法律で「理科教育」とは、小学校(盲学校、聾学校及び養護学	(定義)	現

くは講師をいう。	
聾学校若しくは養護学校の校長又は教頭とする。) 又は教諭、助教諭若し	とする。)又は教諭、助教諭若しくは講師をいう。
にあつては、当該課程の属する中等教育学校又は当該部の属する盲学校、	程の属する中等教育学校又は当該部の属する特別支援学校の校長又は教頭
の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部	の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部にあつては、当該課
2 この法律において「教育職員」とは、校長若しくは教頭(中等教育学校	2 この法律において「教育職員」とは、校長若しくは教頭(中等教育学校
程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。	程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。
二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課	二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課
第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十	第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十
(定義)	(定義)
現	改 正 案

支援学校の小学部若しくは中学部をいう。	「上い子)こ見官とる小学交、中学交、中等文質学交の前期果呈くよ <u>寺川</u> 2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第	第三条 (略)	(定義)	改正案
校、聾学校若しくは養護学校の小学部若	- 二十六号)こ見官けるト学交、中学交、中等文資学交の前期果呈てよ宣学。 2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第	第三条 (略)	(定義)	現

正 案	現
前条の健康診断の結果に基き、治療を勧告	第五条 市町村の教育委員会は、前条の健康診断の結果に基き、治療を勧告
及び学校教育法第二十二条第一項に規定す	し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第二十二条第一項に規定す
の猶予若しくは免除又は特別支援学校への就学に関し指導を行う等	る義務の猶予若しくは免除又は盲学校、聾学校若しくは養護学校への就学
適切な措置をとらなければならない。	に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。
	(地方公共団体の援助)
その設置する小学校、中学校、中等教育学校の	第十七条 地方公共団体は、その設置する小学校、中学校、中等教育学校の
前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒が、伝	前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部の
又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかか	児童又は生徒が、伝染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令
の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者	で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児
(学校教育法第二十二条第一項に規定する保護者をいう。) で次の各号の	童又は生徒の保護者(学校教育法第二十二条第一項に規定する保護者をい
その疾病の治療のための医療に要する	う。)で次の各号のいずれかに該当するものに対して、その疾病の治療の
いて必要な援助を行うものとする。	ための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。
	一・二 (略)
	の健康診断の結果に基き、治療を勧告字校教育法第二十二条第一項に規定す 支援学校への就学に関し指導を行う等 支援学校への就学に関し指導を行う等 でときは、当該児童又は生徒が、伝のある疾病で政令で定めるものにかか たときは、当該児童又は生徒の保護者 でする保護者をいう。)で次の各号の での疾病の治療のための医療に要するとする。

五~九 (略) 施されるもの	は施設整備の事業で、公害による被害を防止し、又は軽減するために実含む。)又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。)の移転又四「公立の義務差育請学校(小学校)中学校(中等差育学校の前期課程を		害防止計画に基づいて実施する事業その他公害の防止のための事業で次に3 この法律において「公害防止対策事業」とは、国又は地方公共団体が公2 (略)	<u>-</u>	改正案
五~九 (略)	をいう。)の移転又は施設整備の事業で、公害による被害を防止し、又含む。)又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部四、公式の義務養育諸学校(小学校)中学校(中等奏育学校の前期誤程を	一〜三 (略) 「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	害防止計画に基づいて実施する事業その他公害の防止のための事業で次に3 この法律において「公害防止対策事業」とは、国又は地方公共団体が公2 (㎡)	<del>-</del> <del>-</del> <del>-</del>	現

_			
2 (略)	程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、中等党	第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校**(定義)	改正案
2	つ。 中等教育学校の前期課 コ	学校教育法(昭和二十 第1	
(略)	程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小二年法律第二十六号)に規定する小学校、中	第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、(定義)	現
	校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。)に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課	一とは、学校教育法(昭和二十	行

○女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号)

(附則第十四条関係)

2 (略)	教育学校、特別支援学校及び幼稚園をいう。	第二条 この法律において「学校」とは、小学校、中学校、高等学校、中等	(定義)	改正案
2 (略)	教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。	第二条 この法律において「学校」とは、小学校、中学校、高等学校、中等	(定義)	現

(附則第十四条関係)

## (傍線部分は改正部分)

二・三 (略)	調整その他厚生労働省令で定める援助を総合的に行うこと。	ー、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関との連絡に、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センタ		- という。)は、次に掲げる業務を行うものとする。第三十四条 前条の指定を受けた者(以下「障害者就業・生活支援センター	(業務)	改正案
	。 機関との連絡調整その他厚生労働省令で定める援助を総合的に行うこと	一、社会福祉施設、医療施設、盲学校、聾学校、養護学校その他の関係の、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センタ	一支援対象障害	という。)は、次に掲げる業務を行うものとする。    第三十四条 前条の指定を受けた者(以下「障害者就業・生活支援センター	(業務)	現

### (附則第十四条関係)

	2 (略)		第二条 この法律において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法(昭和	(定義)	改正案
	2 (略) 単学校 童学校 養護学校又に多种園をいって	$\overline{T}$	第二条 この法律において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法(昭和	(定義)	現

### (附則第十四条関係)

属させて設置することができる。	学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園又は専修学校を附	第二十三条 国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、小学校、中 :	(大学附属の学校)	改正案
専修学校を附属させて設置することができる。	学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園又は	第二十三条 国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、小学校、中	(大学附属の学校)	現

### (附則第十五条関係)

#### (附則第十六条関係)

当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育	特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手
外勤務手当(学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。)、宿日直手	学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。)、宿日直手当、管理職員
準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、時間	含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当(
整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに	手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を
掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調	あるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤
いう。)第二条第三項の政令で定める者をいう。以下同じ。)のうち次に	条第三項の政令で定める者をいう。以下同じ。)のうち次に掲げる職員で
る法律(昭和三十三年法律第百十六号。以下「義務教育諸学校標準法」と	三十三年法律第百十六号。以下「義務教育諸学校標準法」という。)第二
ずる者として公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関す	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和
六十七号)第百七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準	百七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者として
員を含む。以下同じ。)及び事務職員(地方自治法(昭和二十二年法律第	下同じ。)及び事務職員(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第
のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職	諭以外の者をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。以
(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第五条の三に規定する職員	(昭和二十九年法律第百六十号)第五条の三に規定する職員のうち栄養教
五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、学校栄養職員	定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、学校栄養職員(学校給食法
の者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の	公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規
、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師(常勤	栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師(常勤の者及び地方
あつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。)、教頭、教諭	該課程の属する中等教育学校の校長とする。)、教頭、教諭、養護教諭、
期課程、盲学校、聾学校及び養護学校の校長(中等教育学校の前期課程に	期課程及び特別支援学校の校長(中等教育学校の前期課程にあつては、当
第一条 市(特別区を含む。)町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前	第一条(市(特別区を含む。)町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前
現 行	

当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職

諸学校標準法第十八条各号に掲げる者を含む。) 標等教職員定数及び義務教育諸学校標準法第十条の規定に基づき都道府校等教職員定数及び義務教育諸学校標準法第十条の規定に基づき都道府 一 義務教育諸学校標準法第六条の規定に基づき都道府県が定める小中学

に基づき配置される職員 特別支援学校の幼稚部に置くべき職員の数として都道府県が定める数

等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職手当、退職人がいる。)は、都道府県の負担とする。

育諸学校標準法第十八条各号に掲げる者を含む。) 「大学教職員定数及び義務教育諸学校教職員定数に基づき配置される職員(義務教界が定める特殊教育諸学校教職員定数に基づき都道府校等教職員定数及び義務教育諸学校標準法第十条の規定に基づき都道府県が定める小中学義務教育諸学校標準法第六条の規定に基づき都道府県が定める小中学

等学校標準法第二十四条各号に掲げる者を含む。) 等学校標準法第二十四条各号に掲げる者を含む。) 第十五三十六年法律第百八十八号。以下「高等学校展準法」という。) 第十五二 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和二 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和二 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和二 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和二 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和

(附則第十七条関係)

#### 第四条 2 な訓練及び医療を授けるものとする。 覚に訴え紀律ある生活のもとに、左に掲げる教科並びに職業の補導、 一・二 (略) 医療少年院においては、 (略) 少年院の矯正教育は、在院者を社会生活に適応させるため、その自 改 特別支援学校で必要とする教科 正 案 適当 第四条 2 覚に訴え紀律ある生活のもとに、左に掲げる教科並びに職業の補導、 三 医療少年院においては、 な訓練及び医療を授けるものとする。 <u>·</u> とする教科 (略) 少年院の矯正教育は、在院者を社会生活に適応させるため、その自 (略) 現 養護学校その他の特殊教育を行う学校で必要 行

適当

## (附則第十八条関係)

改正案	現
(条件附任用)	(条件附任用)
第十二条 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校	第十二条(公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学
及び幼稚園(以下「小学校等」という。)の教諭、助教諭及び講師(以下	校、養護学校及び幼稚園(以下「小学校等」という。)の教諭、助教諭及
「教諭等」という。)に係る地方公務員法第二十二条第一項に規定する採	び講師(以下「教諭等」という。)に係る地方公務員法第二十二条第一項
用については、同項中「六月」とあるのは「一年」として同項の規定を適	に規定する採用については、同項中「六月」とあるのは「一年」として同
用する。	項の規定を適用する。
2 (略)	2 (略)
(校長及び教員の給与)	(校長及び教員の給与)
第十三条 (略)	第十三条 (略)
2 前項に規定する給与のうち地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)	2 前項に規定する給与のうち地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)
第二百四条第二項の規定により支給することができる義務教育等教員特別	第二百四条第二項の規定により支給することができる義務教育等教員特別
手当は、これらの者のうち次に掲げるものを対象とするものとし、その内	手当は、これらの者のうち次に掲げるものを対象とするものとし、その内
容は、条例で定める。	容は、条例で定める。
一 公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の	一公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校
小学部若しくは中学部に勤務する校長及び教員	若しくは養護学校の小学部若しくは中学部に勤務する校長及び教員
二 前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立	二 前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立
の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部若しくは	の高等学校、中等教育学校の後期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学

幼稚部又は幼稚園に勤務する校長及び教員	校の高等部若しくは幼稚部又は幼稚園に勤務する校長及び教員
(恩給法の準用)	(恩給法の準用)
第二条 (略)	第二条 (略)
2 前項の公立の学校の職員とは、次に掲げる者をいう。	2 前項の公立の学校の職員とは、次に掲げる者をいう。
一・二(略)	一•二 (略)
三 公立の中学校、小学校若しくは特別支援学校の校長、教諭若しくは養	三 公立の中学校、小学校、盲学校、聾学校若しくは養護学校の校長、教
護教諭又は公立の幼稚園の園長、教諭若しくは養護教諭	論若しくは養護教諭又は公立の幼稚園の園長、教諭若しくは養護教諭
四・五 (略)	四•五 (略)
3 (略)	3 (略)
(幼稚園等の教諭等に対する研修等の特例)	
第四条 幼稚園及び特別支援学校の幼稚部(以下この条において「幼稚園等	(新設)
」という。)の教諭、助教諭及び講師(以下この条において「教諭等」と	
いう。)の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の規定は、	
適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者(地方自治	
法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(次項において「指定都市」と	
いう。)以外の市町村の設置する幼稚園等の教諭等については、当該市町	
村を包括する都道府県の教育委員会)は、採用した日から起算して一年に	
満たない幼稚園等の教諭等(政令で指定する者を除く。)に対して、幼稚	
園等の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければなら	
ない。	
2 市(指定都市を除く。)町村の教育委員会は、その所管に属する幼稚園	

教

用しない。	3 第十二条第一項の規定は、当分の間、幼稚園等の教諭等については	なければならない。	等の教論等に対して都道府県の教育委員会が行う前項後段の研修に協力
	、適		力し

(附則第十九条関係)

## (傍線部分は改正部分)

	<u> </u>		] 第	
	<u>-</u> +	略号	第二条教育職	
令第三百七十五号)に基く公立私立盲学校及聾唖学校規程(大正十二年文部省令第三十四号)(以下「旧公立私立盲学校及聾唖学校規程」という。)第十条第一項又は第十一条第一項の規定により、盲学校又はろうあ学校の教員となることができる者	[ ]	(略) 上 欄	とができる。 教育職員検定により、それぞれその下欄に掲げる免許状の授与を受けるこ二条 次の表の上欄各号に掲げる者は、免許法第六条第一項の規定による(従前の規定による学校の卒業者等に対する免許状の授与)	改正案
で特別支援学校の教諭の二種免許状	視覚障害者に関する教	(略) 下 欄	9免許状の授与を受けるこれの授与)	
		(略) 番号	第二条 第二条 がで	
令第三百七十五号)に基く公立私立盲学校及聾唖学校規程(大正十二年文部省令第三十四号)(以下「旧公立私立盲学校及聾唖学校規程」という。)第十条第一項又は第十一条第一項の規定により、盲できる者	[B	(略) 上 欄	とができる。 教育職員検定により、それぞれその下欄に掲げる免許状の授与を受けるこ二条 次の表の上欄各号に掲げる者は、免許法第六条第一項の規定による(従前の規定による学校の卒業者等に対する免許状の授与)	現行
- 諭の二種免許状	盲学校又は聾学校の教 	(略) 下欄	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	

	htte o =	
4 1 に は り あ 、第 3 つ 当 二 附	第三条	_ + =
にあつては、その法人を代表する権限を有する者)を含むものとする。は、当分の間、学校法人以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者(法人第二条第一項の表備考の規定中私立学校を設置する学校法人の理事長に〜3 (略)	(略)	二十三 旧公立私立盲学校及聾唖学校規程第十条 第二項又は第十一条第二項の規定により 第二項又は第十一条第二項の規定により
色が、を含むものとする。とする学校法人の理事長に	(略) (略) (略) (時) (では、 の で の を 対 が で が た 特別 支援学校の 教 で の を が が が で の 教 員 の 免 許 法 第 三 条 第 三 項 に は り 、 視 覚 障 害 者 に で が で が が が が が が が が が が が が が が が が	福覚障害者に関する教 育又は聴覚障害者に関 する教育の領域を定め た特別支援学校の助教
4 1 す 学 は 5 る 校 第 3 者 及 当 二 附	第 2 第 三 (略) 教 条 第 校 の 数 前 の 数 前 の 数 前 の 数 前 の 数 前 数 前 数 前 数	- + =
する者)を含むものとする。	(略)	二十三 旧公立私立盲学校及聾唖学校規程第十条 第二項又は第十一条第二項の規定により 第二項又は第十一条第二項の規定により
3法人を代表する権限を有当の盲学校、聾学校、養護はる学校法人の理事長に	(略) (略) (の各部に相当する学校の各部に相当する学校の場での目が、1000年の日本の目が、1000年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	教諭の臨時免許状の助

## (附則第二十一条関係)

																m.1	
就学	(略)	在留資格	四	三 (略)	(略)				教育	(略)	在留資格	1	一 (略)	の二の八関係)	条の三、第	別表第一(第)	
者しくは特別支援学校の高等部、専修学校の高等課本邦の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。	(略)	本邦において行うことができる活動			(略)	その他の教育をする活動	編制に関してこれに準ずる教育機関にお	別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び	本邦の小学校、中学校、高等学校、中	(略)	本邦において行うことができる活動			係)	条の三、第二十二条の四、第二十四条、第六十一条	(第二条の二、第五条、第七条、第七条の二、	改正
専修学校の高等課程と参加課程を含む。)							において語学教育	石しくは設備及び	中等教育学校、特						第六十一条の二の二、第六十一条	一、第十九条、第二十二	案
	(略)	在留資格	四	三 (略)	(略)				教育	(略)	在留資格	=	一 (略)	の二の八関係)	条の三、第二	別表第一(第二条の二	
本邦の高等学校、 本邦の高等学校、	(略)	本邦において行			(略)	いて語学教育	くは設備及び	学校、聾学校、	本邦の小学校、	(略)	本邦において				条の三、第二十二条の四、第二十四条、	条の二、第五条、	現
、聾学校若しくは養護学校の高等部、(中等教育学校の後期課程を含む。)		て行うことができる活動				て語学教育その他の教育をする活動	くは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関にお	、養護学校、専修学校又は各種学校若し	、中学校、高等学校、中等教育学校、盲		て行うことができる活動				<b>弗二十四条、第六十一条の二の二、第六十一条</b>	条、第七条、第七条の二、第十九条、第二十二	行

	者しくに一般  一般  一般  一般  一般  一般  一般  一般  一般  一般		専催学校の高等態程者しくに一般態程プに名種学校へ
	下欄に規定する機関を除く。)若しくは設備及び編制		この表の留学の項の下欄に規定する機関を除く。)若
	に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける		しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関に
	活動		おいて教育を受ける活動
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
五 (略)		五(略)	

## (附則第二十二条関係)

3					六	_	<b>⊞</b> :	体	2	第二条		
略)	地域として	災害による著しい被害、	又は特別支援	第一条に規定する小学校、中学校、中等教育学校(前期課程に限る。)		~五 (略)	無償で貸し付けることができる。	体、社会福祉	普通財産は、	条 (略)	(無償貸付)	
	地域として政令で定める地域にあるものの用に供するとき。	者しい被害、	又は特別支援学校の施設	正する小学校	地方公共団体において、		けることがで	社会福祉法人又は更生保護法人に対し、政令で定めるところにより、				改
	地域にある	児童又は生		、 中学校、			きる。	- 保護法人に	掲げる場合			正
	ものの用に	徒の急増そ	(学校給食の実施に必要な施設を含む。) で、	中等教育学点	学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)			対し、政令	次の各号に掲げる場合においては、			
	供するとき。	の他の特別の	要な施設を会	校(前期課品	十二年法律符			で定めると				案
		児童又は生徒の急増その他の特別の事由がある	百む。)で、	性に限る。)	<sup>弗二十六号)</sup>			ころにより、	当該各号の地方公共団			
3							fπr.	<i>1</i> <b>→</b>	2	第		
(略	の 事	含む。	盲	第一	六 地	了 五.	無償では	体、社	普通	第二条	(無償貸付)	
	の事由がある地域	含む。)で、災害	盲学校、	第一条に規定する	地方公共団体に	(略)	貸し付	社会福祉法人又	普通財産は、	(略)	貸 付 )	
	る地域	災実	聾学 校	定する	団体に		ける	法人				
		$\Box$	12	<b>'</b> \(\)	V _		~	$\nabla$	$\mathcal{O}$			
	し	によっ		小学校			ことがで		次の各号に			現
	こして政令	による著し		小学校、中兴	おいて、		ことができる。		いの各号に掲げ			現
	こして政令で定め	による著しい被害、		小学校、中学校、	おいて、		無償で貸し付けることができる。		いの各号に掲げる場合.			現
	こして政令で定める地域	による著しい被害、児童	又は養護学校の施設	小学校、中学校、中等教	おいて、		ことができる。		いの各号に掲げる場合におい			現
	こして政令で定める地域にある	による著しい被害、児童又は生	又は養護学校の施設	小学校、中学校、中等教育学校	おいて、		ことができる。		各号に掲げる場合においては、			現行
	こして政令で定める地域にあるものの	による著しい被害、児童又は生徒の急	又は養護学校の施設	小学校、中学校、中等教育学校(前期	おいて、		ことができる。		各号に掲げる場合においては、			
	こして政令で定める地域にあるものの用には	による著しい被害、児童又は生徒の急増その	又は養護学校の施設	小学校、中学校、中等教育学校(前期課程に	おいて、		ことができる。		各号に掲げる場合においては、			
	として政令で定める地域にあるものの用に供するとき	による著しい被害、児童又は生徒の急増その他の特別		小学校、中学校、中等教育学校(前期課程に限る。)			ことができる。	八又は更生保護法人に対し、政令で定めるところにより、	いの各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団			

職員の給与及び報酬等に要する経費	び報酬等に要する経費
ものに限る。)、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校に係る教	ものに限る。)、中等教育学校及び特別支援学校に係る教職員の給与及
五十一条の十の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す	五十一条の十の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す
二 都道府県立の中学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第	二 都道府県立の中学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第
一 (略)	一 (略)
令で定めることができる。	ができる。
、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政	あるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めること
、次に掲げるものについて、その実支出額の三分の一を負担する。ただし	のについて、その実支出額の三分の一を負担する。ただし、特別の事情が
を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。)に要する経費のうち	、以下「義務教育諸学校」という。) に要する経費のうち、次に掲げるも
(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第五条の二に規定する施設	昭和二十九年法律第百六十号)第五条の二に規定する施設を含むものとし
育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部	育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部(学校給食法(
第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、中等教	第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、中等教
(教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担)	(教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担)
現	改正案

## (附則第二十四条関係)

別表(第七条関係)	別表(第七条関係)
二 (略)	二 (略) ニー (略) おすること。
9 こと。	部に勤務する教員又は職員のための住宅の建築(買収その他これに準ず
子 住宅の建築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。)をする	として行うものに限る。別表(五において同じ。)の小学部若しくは中学
工 しくは聾学校の小学部若しくは中学部に勤務する教員又は職員のための	学校(視覚障害者又は聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主
一 公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は公立の盲学校若	一 公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は公立の特別支援
を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。	を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。
掲げる事業がある場合においては、当該事業に要する費用の十分の五・五	掲げる事業がある場合においては、当該事業に要する費用の十分の五・五
に規定する「改築等事業」をいう。)として、離島振興計画に基づく次に	に規定する「改築等事業」をいう。)として、離島振興計画に基づく次に
より作成した施設整備計画に記載された改築等事業(同法第十一条第一項	より作成した施設整備計画に記載された改築等事業(同法第十一条第一項
交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定に	交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定に
三年法律第八十一号)第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して	三年法律第八十一号)第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して
8 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十	8 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十
2~7 (略)	2~7 (略)
第七条 (略)	第七条 (略)
(国の負担又は補助の割合の特例等)	(国の負担又は補助の割合の特例等)
現	改正案

略)		立の	略	学	(五)(一) 規 定 義(四)
		公立の特別支援学校		学校の区分	でする義務教育諸学校
(略)	建物の新築又は増築	小学部及び中学部の	(略)	事業の区分	規定する義務教育諸学校に係る同条第二項に規定する建物に義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第一〜四 (略)
(略)		地方公共団体	(略)	事業主体	「項に規定する建物について
(略)		十分の五・五	(略)	国庫の負担割合	建物について
( ) H	公	公			(五)(一)
色)	立の聾学校	立の盲学校	哈)	学校の区分	規定する義務教育諸(一)〜四 (略)
(略)	建物の新築又は増築	小学部及び中学部の	(略)	事業の区分	規定する義務教育諸学校に係る同条第二項に規定する建物について義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第二条第一〜四 (略)
(略)		地方公共団体	(略)	事業主体	1項に規定する法
(略)		十分の五・五	(略)	国庫の負担割合	建物について
	(略) (略) (略) (略) (略)	の新築又は増築     (略)     (略)     (略)     (略)     (略)     (略)     (略)     (の新築又は増築	(略)       (地方公共団体中学部の地方の対域を対する。       (本)       (本)       (本)       (本)       (本)       (本)       (地方公共団体中学部の地方の社会体中学部の地方の社会体中学部の地方の社会体中学部の地方の社会体中学的方式を対する。       (本)       (本)       (本)       (本)       (本)       (本)       (地方公共団体中学的方式と同称の上的社会体中学的方式と同称の上的社会体中学的方式と同称の上的社会体中学的方式と同称の上的社会体内的社会体内的社会体内的社会体内的社会体内的社会体内的社会体内的社会体内	(略)       (地)       (地) <th< td=""><td>(略)         (略)         (地方公共団体)         (地方公共団体)         (地方公共団体)         (地方公共団体)         (地方公共団体)         (地方公共団体)         (地方公共団体)         (地方公共団体)         (地方公共団体)         (地方公工団体)         (地方公工団体)</td></th<>	(略)         (地方公共団体)         (地方公共団体)         (地方公共団体)         (地方公共団体)         (地方公共団体)         (地方公共団体)         (地方公共団体)         (地方公共団体)         (地方公共団体)         (地方公工団体)         (地方公工団体)

## (附則第二十五条関係)

間、この法律の適用については、兴	10 私立の幼稚園を設置する者は、当	(学校法人とみなされるもの)	附則	改
学校法人とみなす。				正案
人でない場合においても、当分の間、この法律の適用については、	10 私立の盲学校、ろう学校、養護学校又は幼稚園を設置する者は、	(学校法人とみなされるもの)	附則	現
	. この法律の適用については、学校法人とみなす。	間、この法律の適用については、学校法人とみなす。	間、この法律の適用については、学校法人とみなす。	間、この法律の適用については、学校法人とみなす。

### (附則第二十六条関係)

にあつては第二号から第六号までに掲げるものについて、これらの学校の	掲げるものについて、高等部(専攻科を除く。)の生徒に係るものにあつ
経費のうち、これらの学校の小学部又は中学部の児童又は生徒に係るもの	又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第二号から第六号までに
るため、その負担能力の程度に応じ、これらの学校への就学のため必要な	力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、小学部
学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。)の経済的負担を軽減す	担する者をいう。以下同じ。)の経済的負担を軽減するため、その負担能
十二条第一項に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就	する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負
未成年の生徒については学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二	ては学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十二条第一項に規定
の私立のこれらの学校への児童又は生徒の就学による保護者等(児童又は	校への児童又は生徒の就学による保護者等(児童又は未成年の生徒につい
村の設置する盲学校、聾学校若しくは養護学校又は当該都道府県の区域内	村の設置する特別支援学校又は当該都道府県の区域内の私立の特別支援学
第二条 都道府県は、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町	第二条 都道府県は、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町
(国及び都道府県の行う就学奨励)	(国及び都道府県の行う就学奨励)
てこれらの学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	における教育の普及奨励を図ることを目的とする。
らの学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もつ	する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もつて特別支援学校
及び養護学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体がこれ	の就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学
第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、盲学校、聾学校	第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校へ
(この法律の目的)	(この法律の目的)
盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律	特別支援学校への就学奨励に関する法律
現	改正案

除く。)について、その全部又は一部を支弁しなければならない。ては第一号から第五号までに掲げるもの(付添人の付添に要する交通費を

#### 一~六 (略)

#### 2 · 3 (略)

への就学のため必要な経費について、第一項及び第二項の規定に準じて支|4 国は、学校教育法第二条第二項に規定する国立学校である特別支援学校

(経費に関する資料の提出)

弁しなければならない。

第五条

特別支援学校の校長及び特別支援学校に就学する児童又は生徒

(高

委員会に提出しなければならない。

の教育委員会の定めるところにより、国又は都道府県が第二条の規定によの教育委員会の定めるところにより、国又は都道府県が第二条の規定によいの教育委員会の定めるところにより

の全部又は一部を支弁しなければならない。までに掲げるもの(付添人の付添に要する交通費を除く。)について、そ高等部(専攻科を除く。)の生徒に係るものにあつては第一号から第五号

#### 一~六 (略)

#### 2 3 (略)

| 校又は養護学校への就学のため必要な経費について、第一項及び第二項の4 | 国は、学校教育法第二条第二項に規定する国立学校である||盲学校、聾学|

# 規定に準じて支弁しなければならない。

# (経費に関する資料の提出)

(附則第二十七条関係)

(傍線部分は改正部分)

#### (附則第二十八条関係)

四一市(旨官部市を余く。以下この条こおって司ご。) 灯寸修に係る非常勤講師の派遣) 正 案
教育委員会は、都道府県委員会が教育公務員特例法第二十三条第一項の初第四十七条の四 市(指定都市を除く。以下この条において同じ。)町村の
等学校、中等教育学校(後期課程に定時制の課程(学校教育法第四条第一任者研修を実施する場合において、市町村の設置する小学校、中学校、高
)又は特別支援学校に非常勤の講師(高等学校にあつては、定時制の課程項に規定する定時制の課程をいう。以下同じ。)のみを置くものに限る。
の授業を担任する非常勤の講師に限る。)を勤務させる必要があると認め
るときは、都道府県委員会に対し、当該都道府県委員会の事務局の非常勤
の職員の派遣を求めることができる。
2~4 (略)
(中核市の特別支援学校の幼稚部の教諭等に対する研修の特例)附 則
第二十六条 中核市の設置する特別支援学校の幼稚部の教諭、助教諭及び講
師に対する教育公務員特例法第二十四条第一項の十年経験者研修は、当分
の間、新法第五十九条の規定にかかわらず、当該中核市を包括する都道府

#### (附則第二十九条関係)

掲げる消費貸借に関する契約書には、印紙税を課さない。	V.
資としての資金の貸付けに係る印紙税法別表第一第一号の物件名の欄3に	号の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書には、印紙税を課さな
政令で定めるものに限る。)が高等学校等の生徒に対して無利息で行う学	して無利息で行う学資としての資金の貸付けに係る印紙税法別表第一第一
いて同じ。)の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行うもの(	る事業を行うもの(政令で定めるものに限る。)が高等学校等の生徒に対
十二条の三第一項に規定する高等課程に限る。)をいう。以下この条にお	う。以下この条において同じ。)の生徒に学資としての資金の貸付けに係
校及び養護学校並びに同法第八十二条の二に規定する専修学校(同法第八	専修学校(同法第八十二条の三第一項に規定する高等課程に限る。) をい
規定する高等部に限る。以下聾学校及び養護学校について同じ。)、聾学	第二項に規定する高等部に限る。) 並びに同法第八十二条の二に規定する
条の五に規定する後期課程に限る。)、盲学校(同法第七十二条第二項に	条の五に規定する後期課程に限る。)及び特別支援学校(同法第七十二条
律第二十六号)第一条に規定する高等学校、中等教育学校(同法第五十一	律第二十六号)第一条に規定する高等学校、中等教育学校(同法第五十一
人であつて都道府県に代わつて高等学校等(学校教育法(昭和二十二年法	人であつて都道府県に代わつて高等学校等(学校教育法(昭和二十二年法
第九十一条の二 都道府県又は民法第三十四条の規定に基づき設立された法	第九十一条の二   都道府県又は民法第三十四条の規定に基づき設立された法
る消費貸借契約書等の印紙税の非課税)	る消費貸借契約書等の印紙税の非課税)
(都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係	(都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係
現行	改正案

#### (附則第三十条関係)

ように努めなければならない。	おいて、その幼児又は生徒に対して実施される給食をいう。 部又は高等部にお第二条 この法律で「学校給食」とは、特別支援学校の幼稚部又は高等部に 第二条 この法律で(定義)	に関し必要な事項を定め、かつ、その普及充実を図ることを目的とする。	特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律盲学校、聾盲学校、聾	改 正 案
食が実施されるように努めなければならない。            三条 盲学校、聾学校及び養護学校の設置者は、当該学校において学校給(設置者の任務)	高等部において、その幼児又は生徒に対して実施される給食をいうこの法律で「学校給食」とは、盲学校、聾学校又は養護学校の幼稚()	を目的とする。	>法律 、 聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に	現

	 負担とする。	の運営に要する経	第五条 学校給食の	(経費の負担)	
		の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、特別支援学校の設置者の	学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食		
2 (咯)	学校の設置者の負担とする。	の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、盲学校、聾学校	第五条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに	(経費の負担)	

校又は養護のに学校給食

### (附則第三十一条関係)

現 (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義)	(学級編制の標準)	第十七条を除き、以下同じ。)をいう。	として政令で定める者をいう。以下同じ。)(それぞれ常勤の者に限る。	号)第百七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者	。以下同じ。)並びに事務職員(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七	律第百六十号)第五条の三に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいう	教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法	の校長及び教頭とする。)、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助	別支援学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する特別支援学校	課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長及び教頭とし、特	3 この法律において「教職員」とは、校長及び教頭(中等教育学校の前期	援学校で小学部又は中学部を置くものをいう。	2 この法律において「特別支援学校」とは、学校教育法に規定する特別支	程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。	二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課	第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十	(定義)	改正案	
	(学級編制の標準)	第十七条を除き、	める者をいう。	十七号)第百七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及び	以下同じ。)並びに事務職員(地方自治法		、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員(学校給食法	とする。)、教諭、	の小学	つては、当時	この法律において「教職員」とは、校長及び教頭	聾学校又は養護	いて			いて「義務教育諸学校」とは、	(定義)		

、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。
いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところによりものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制する

2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校(中等教育学校の前期課程 2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校(中等教育学校の前期課程 2 とおっことができる。

中学校 程を含む。 小学校 育学校の前期課 学校の種類 (中等教 学級 る学級 学級 る学級 同学年の生徒で編制する る特別支援学級 学校教育法第七十五条第 同学年の児童で編制する 四十人 学級編制 一の学年の児童で編制す 一の学年の生徒で編制す 一項及び第三項に規定す の区 分 八人 四十人 八人 十六人 む学級にあつては、 学級の児童又は生徒の数 (第一学年の児童を含 八人)

第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するとなる。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少ものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

定めることができる。 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)の一学級の児童又は生徒の数の基準として場がる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して場がる数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準としてといることができる。

程を含む。)					小学校			学校の種類
する学級二の学年の生徒で編制	る学級同学年の生徒で編制す	に規定する特殊学級	学校教育法第七十五条	する学級	二の学年の児童で編制	る学級	同学年の児童で編制す	学級編制の区分
八人	四十人		八人	む学級にあつては、八人)	十六人(第一学年の児童を含		四十人	一学級の児童又は生徒の数

一 一 (略)	
計した数とする。	計した数とする。
第十一条 教頭及び教諭等の数は、次に定めるところにより算定した数を合	第十一条   教頭及び教諭等の数は、次に定めるところにより算定した数を合
第十条の二 校長の数は、特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数とする。	第十条の二 校長の数は、特別支援学校の数に一を乗じて得た数とする。
した数を標準として定めるものとする。	数を標準として定めるものとする。
次条、第十一条第一項及び第十二条から第十四条までに規定する数を合計	、第十一条第一項及び第十二条から第十四条までに規定する数を合計した
くべき教職員の総数(以下「特殊教育諸学校教職員定数」という。)は、	べき教職員の総数(以下「特別支援学校教職員定数」という。)は、次条
第十条 各都道府県ごとの、公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部に置	第十条 各都道府県ごとの、公立の特別支援学校の小学部及び中学部に置く
(特殊教育諸学校教職員定数の標準)	(特別支援学校教職員定数の標準)
とができる。	් බ
る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めるこ	当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができ
があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回	認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、
委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要	、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると
を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育	して、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は
二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあつては、三人)	せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあつては、三人)を標準と
の児童又は生徒の数の基準は、六人(文部科学大臣が定める心身の故障を	児童又は生徒の数の基準は、六人(文部科学大臣が定める障害を二以上併
3 各都道府県ごとの、公立の特殊教育諸学校の小学部又は中学部の一学級	3 各都道府県ごとの、公立の特別支援学校の小学部又は中学部の一学級の
	る特別支援学級
に規定する特殊学級	二項及び第三項に規定す
学校教育法第七十五条 八人	学校教育法第七十五条第 八人

株のでは、三分の一(技体不自由者である児童又は生徒を教育する養護学校にあつては、三分の一)を乗じて得た数の合計数とを合計した数	敗体不自由者である児童又は	뉩	肢体不自由者である児童又は生徒に対する教育を主として
(1) (1) (1) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	害者 である 児		
「大き」とは、三分の一(肢体不自由者である児童又は生徒をは、三分の一)を乗じて得た数の合計数とをは、三分の一)を乗じて得た数の合計数とを	宮 本 日 で う う う 日 し	Ξ	う特別支援学校
(ア) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	聲学校 	五	即的章事者である児童又は主走こ対する教育を主として行う特別支援学校
(1) (1) (1) (2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		四	聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行
の 種 類 乗ずる数に、三分の一(肢体不自由者である児童又は生徒をお、三分の一)を乗じて得た数の合計数とをごとに当該学校の小学部及び中学部の学級数			う特別支援学校
できる   である児童又は生徒を分の一 (肢体不自由者である児童又は生徒を対の一) を乗じて得た数の合計数とをは、三分の一) を乗じて得た数の合計数とをは、三分の一) を乗じて得た数の合計数とを	盲学校	四	視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行
は、三分の一)を乗じて得た数の合計数とを分の一(肢体不自由者である児童又は生徒をごとに当該学校の小学部及び中学部の学級数	学校	乗ずる数	特別支援学校の区分
は、三分の一)を乗じて得た数の合計数とを分の一(肢体不自由者である児童又は生徒をごとに当該学校の小学部及び中学部の学級数	計した数		の一)を乗じて得た数の合計数とを合計した数
分の一(肢体不自由者である児童又は生徒をごとに当該学校の小学部及び中学部の学級数	育する養護学校にあつては	あつては、三分	童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校にあつては、三分
ごとに当該学校の小学部及び中学部の学級数	ら六を減じて得た数に四八	目由者である児	学部の学級数から六を減じて得た数に四分の一 (肢体不自由者である児
	級以上の特殊教育諸学校ご	の小学部及び中	部の学級数が七学級以上の特別支援学校ごとに当該学校の小学部及び中
て得た数の合計数と小学部及び中学部の学級数が七学	に掲げる数を乗じて得た数	小学部及び中学	応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数と小学部及び中学
を除く。)の数に当該学校の種類に応ずる同表の下欄	かれていないものを除く。	援学校の区分に	学部が置かれていないものを除く。)の数に当該特別支援学校の区分に
掲げる学校の種類ごとの学校(小学部及び中学部が置	四 次の表の上欄に掲げる当	(小学部及び中	四 次の表の上欄に掲げる特別支援学校の区分ごとの学校(小学部及び中
に三を乗じて得た数の合計数	殊教育諸学校の数に三を表		援学校の数に三を乗じて得た数の合計数
部及び中学部の児童及び生徒の数が二百一人以上の特	得た数並びに小学部及び中	人以上の特別支	数並びに小学部及び中学部の児童及び生徒の数が二百一人以上の特別支
人から二百人までの特殊教育諸学校の数に二を乗じて	徒の数が百五十一人からこ	一を乗じて得た	の数が百五十一人から二百人までの特別支援学校の数に二を乗じて得た
殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数、小学部及び中学部の児童及び生	殊教育諸学校の数に一を表	の児童及び生徒	別支援学校の数に一を乗じて得た数、小学部及び中学部の児童及び生徒
部の児童及び生徒の数が百一人から百五十人までの特	三 小学部及び中学部の児童	五十人までの特	三 小学部及び中学部の児童及び生徒の数が百一人から百五十人までの特
た数との合計数	数に一を乗じて得た数との		一を乗じて得た数との合計数
二を乗じて得た数と中学部の学級数が十八学級以上の特殊教育諸学校の	二を乗じて得た数と中学報	文援学校の数に	を乗じて得た数と中学部の学級数が十八学級以上の特別支援学校の数に
部の学級数が二十七学級以上の特殊教育諸学校の数に	二 小学部及び中学部の学習	援学校の数に二	二 小学部及び中学部の学級数が二十七学級以上の特別支援学校の数に二

	hote:																			
児童及び生徒の数が六十一人以上の特別支援学校にあつては、	第十二条 養護教諭等の数は、特別支援学校の数に一(小学部及び中学部の		頭教諭等標準定数から特別支援学校教頭標準定数を減じて得た数とする。	標準定数」という。)とし、教諭、助教諭及び講師の数は特別支援学校教	に二を乗じて得た数との合計数(以下この項において「特別	得た数と小学部及び中学部の学級数が二十七学級以上の特別	部の学級数が六学級から二十六学級までの特別支援学校の数に一を乗じ	学校教頭教諭等標準定数」という。)のうち、教頭の数は小学部及び中学	2 前項に定めるところにより算定した数(以下この項におい	二百一人以上	八十一人から二百人まで	八十人以下	寄宿する小学部及び中学部の児童及び生徒の数	下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数	の区分ごとの寄宿舎を置く特別支援学校の数に当該区分に応ずる同表	六 次の表の上欄に掲げる寄宿する小学部及び中学部の児童及び生徒の数	五 特別支援学校の分校の数に一を乗じて得た数	る教育を主として行う特別支援学校	病弱者(身体虚弱者を含む。)である児童又は生徒に対す	
は、二)を乗じ	<b>『及び中学部</b>		行た数とする	別支援学校	「特別支援学校教頭	の特別支援学校の	めに一を乗じ	小学部及び中	いて「特別支援	四	11.1	1	乗ずる数		に応ずる同表	量及び生徒の				
		. <b>L</b>				数	て		援 2				·	İ	の		<b>.</b>	احد	五	
の児童及び生徒の数が六十一人以上の特殊教育諸学校にあつては、	第十二条 養護教諭等の数は、特殊教育諸学校の数に一(小学部及び中学部	た数とする。	育諸学校教頭教諭等標準定数から特殊教育諸学校教頭標準定数を減じて得	学校教頭標準定数」という。)とし、教諭、助教諭及び講師の数は特殊教	校の数に二を乗じて得た数との合計数(以下この項において	じて得た数と小学部及び中学部の学級数が二十七学級以上の特殊教育諸学	学部の学級数が六学級から二十六学級までの特殊教育諸学校の数に一を乗	諸学校教頭教諭等標準定数」という。)のうち、教頭の数は小学部及び中	前項に定めるところにより算定した数(以下この項において	二百一人以上	八十一人から二百人まで	八十人以下	寄宿する小学部及び中学部の児童及び生徒の数	の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数	の区分ごとの寄宿舎を置く特殊教育諸学校の数に当該区分に応ずる同表	六 次の表の上欄に掲げる寄宿する小学部及び中学部の児童及び生徒の数	五 特殊教育諸学校の分校の数に一を乗じて得た数	する養護学校	病弱者(身体虚弱者を含む。)である児童又は生徒を教育	
ては、二)を	部及び中学部		数を減じて得	の数は特殊教	「特殊教育諸	特殊教育諸学	の数に一を乗	小学部及び中	て「特殊教育	四	三	<u></u>	乗ずる数		に応ずる同表	及び生徒の数			五	

て得た数とする。

乗じて得た数とする。

第十三条 るところにより算定した数の合計数(その数が十二に達しない場合にあつ ては、十二)を合計した数とする。 寄宿舎指導員の数は、寄宿舎を置く特別支援学校ごとに次に定め

ある児童及び生徒を除く。)の数の合計数に五分の一を乗じて得た数 寄宿舎に寄宿する肢体不自由者である小学部及び中学部の児童及び生 寄宿舎に寄宿する小学部及び中学部の児童及び生徒 (肢体不自由者で

徒の数の合計数に三分の一を乗じて得た数

第十三条の二 栄養教諭等の数は、 学校給食を実施する特別支援学校の数に

第十四条 を乗じて得た数とする 事務職員の数は、 特別支援学校の小学部及び中学部の部の数の合

(教職員定数の算定に関する特例

計数に一を乗じて得た数とする。

第十五条 数を算定する場合において、 頭及び教諭等、 により算定した数に、それぞれ政令で定める数を加えるものとする。 第七条から第九条まで及び第十一条から前条までの規定により教 養護教諭等、 次に掲げる事情があるときは、これらの規定 栄養教諭等、 寄宿舎指導員並びに事務職員の

(略

第三号の規定により栄養教諭等の数を算定する場合にあつては、 理場に係る小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程とする。 又は聴覚障害者である児童若しくは生徒に対する教育を主として行う 小学校若しくは中学校若しくは中等教育学校の前期課程 (第八条の二 共同調

> 第十三条 めるところにより算定した数の合計数(その数が十二に達しない場合にあ 寄宿舎指導員の数は、 寄宿舎を置く特殊教育諸学校ごとに次に定

つては、十二)を合計した数とする。

寄宿舎に寄宿する小学部及び中学部の児童及び生徒 (肢体不自由者で

<u>-</u> 寄宿舎に寄宿する肢体不自由者である小学部及び中学部の児童及び生

)の数の合計数に五分の一を乗じて得た数

ある児童及び生徒を除く。

徒の数の合計数に三分の一を乗じて得た数

第十三条の二 栄養教諭等の数は、 学校給食を実施する特殊教育諸学校の数

に一を乗じて得た数とする。

第十四条 合計数に一を乗じて得た数とする。 事務職員の数は、 特殊教育諸学校の小学部及び中学部の部の数の

(教職員定数の算定に関する特例)

第十五条 により算定した数に、それぞれ政令で定める数を加えるものとする 数を算定する場合において、 頭及び教諭等、 第七条から第九条まで及び第十一条から前条までの規定により教 養護教諭等、 次に掲げる事情があるときは、これらの規定 栄養教諭等、 寄宿舎指導員並びに事務職員の

(略)

\_ 理場に係る小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程とする。 第三号の規定により栄養教諭等の数を算定する場合にあつては、 又は聾学校の小学部若しくは中学部において教育上特別の配慮を必要 小学校若しくは中学校若しくは中等教育学校の前期課程 (第八条の二 共同調

とする児童又は生徒に対する特別の指導であつて政令で定めるものが行 われていること。 特別支援学校の小学部若しくは中学部において教育上特別の配慮を必要 われていること。 とする児童又は生徒に対する特別の指導であつて政令で定めるものが行

三 • 匹 (略)

(教職員定数に含まない数)

第十八条 援学校教職員定数には、 第六条及び第十条の規定による小中学校等教職員定数及び特別支 次に掲げる者に係るものを含まないものとする。

休職者

教育公務員特例法第二十六条第一項の規定により同項に規定する大学

院修学休業をしている者

合を含む。)の規定により臨時的に任用される者 十年法律第百二十五号)第三条第一項 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律 (同条第三項において準用する場 (昭和三

兀 条第一項の規定により任期を定めて採用される者及び臨時的に任用され 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第六

る者

三 • 四 (略)

(教職員定数に含まない数)

第十八条 第六条及び第十条の規定による小中学校等教職員定数及び特殊教

育諸学校教職員定数には、次に掲げる者に係るものを含まないものとする

休職者

教育公務員特例法第二十六条第一項の規定により同項に規定する大学

院修学休業をしている者

三 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律 十年法律第百二十五号)第三条第一項(同条第三項において準用する場 (昭和三

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第六

合を含む。)の規定により臨時的に任用される者

兀

条第一項の規定により任期を定めて採用される者及び臨時的に任用され

る者

(附則第三十二条関係)

(略)	教育総合研究所	独立行政法人国立特別支援	(略)	名称	別表第三(第百二十四条の三関係)	改
(略)	法(平成十一年法律第百六十五号)	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	(略)	根拠法	関係)	正
(略) (6	総合研究所 平世	独立行政法人国立特殊教育 独立	(略) (四	名称	別表第三(第百二十四条の三関係)	現
(略)	平成十一年法律第百六十五号)	独立行政法人国立特殊教育総合研究所法	(略)	根拠法		行

(傍線部分は改正部分)

## (附則第三十三条関係)

同じ。)をいう。	いう。以下同じ。)(それぞれ常勤の者に限る。第二十三条を除き、以下  者な	年法律第六十七号)第百七十二条第一項に規定する吏員に相当する者を   二-	講師、実習助手、寄宿舎指導員及び事務職員(地方自治法(昭和二十) 助教	の校長とする。以下同じ。)、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教 学校	除き、特別支援学校の高等部にあつては、当該部のみを置く特別支援学校 除き、	第二条 この法律において、「教職員」とは、校長(中等教育学校の校長を 第二条	(定義) (定義)	する。	程及び特別支援学校の高等部の教育水準の維持向上に資することを目的と 課品	標準について必要な事項を定め、もつて高等学校、中等教育学校の後期課 の標	制の適正化及び教職員定数の確保を図るため、学級編制及び教職員定数の  編制	公立の中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部に関し、学級編と立立	に学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定めるとともに、   に営	化並びに教職員定数の確保を図るため、学校の適正な配置及び規模並び 正り	第一条 この法律は、公立の高等学校に関し、配置、規模及び学級編制の適 第一条	(目的)	改 正 案
以下同じ。)をいう。	者をいう。以下同じ。)(それぞれ常勤の者に限る。第二十三条を除き、	二十二年法律第六十七号)第百七十二条第一項に規定する吏員に相当する	助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員及び事務職員(地方自治法(昭和	学校の校長とする。以下同じ。)、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護	さ、特殊教育諸学校の高等部にあつては、当該部のみを置く特殊教育諸	余 この法律において、「教職員」とは、校長(中等教育学校の校長を	(定義)	的とする。	課程及び特殊教育諸学校の高等部の教育水準の維持向上に資することを目	の標準について必要な事項を定め、もつて高等学校、中等教育学校の後期	制の適正化及び教職員定数の確保を図るため、学級編制及び教職員定数	公立の中等教育学校の後期課程及び特殊教育諸学校の高等部に関し、学級	に学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定めるとともに、	正化並びに教職員定数の確保を図るため、学校の適正な配置及び規模並び	余 この法律は、公立の高等学校に関し、配置、規模及び学級編制の適	(目的)	

(削除)

2 | 3 | (略)

第六章 公立の特別支援学校の高等部の学級編制の標準

(学級編制の標準)

第十四条 実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この限りでない 道府県又は市町村の教育委員会が当該都道府県又は市町村における生徒の 徒 やむを得ない事情がある場合及び高等部を置く特別支援学校を設置する都 以外の生徒で学級を編制する場合にあつては八人を標準とする。ただし、 条において同じ。)で学級を編制する場合にあつては三人、重複障害生徒 (文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する生徒をいう。 公立の特別支援学校の高等部の一学級の生徒の数は、 重複障害生 以下この

第七章 公立の特別支援学校の高等部の教職員定数の標準

(教職員定数の標準)

第十五条 校を設置する都道府県又は市町村ごとの総数(以下「特別支援学校高等部 した数を標準として定めるものとする。 教職員定数」という。)は、 公立の特別支援学校の高等部に置くべき教職員の当該特別支援学 次条から第二十一条までに規定する数を合計

2

この法律において、

年法律第二十六号)

第

一条に規定する盲学校、

聾学校又は養護学校をいう

「特殊教育諸学校」とは、

学校教育法

(昭和二十二

3 | • 4 | 略

第六章

公立の特殊教育諸学校の高等部の学級編制の標準

(学級編制の標準)

第十四条 限りでない。 ける生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この 設置する都道府県又は市町村の教育委員会が当該都道府県又は市町村にお ただし、やむを得ない事情がある場合及び高等部を置く特殊教育諸学校を 障害生徒以外の生徒で学級を編制する場合にあつては八人を標準とする。 以下この条において同じ。)で学級を編制する場合にあつては三人、重複 生徒(文部科学大臣が定める心身の故障を二以上併せ有する生徒をいう。 公立の特殊教育諸学校の高等部の一学級の生徒の数は、 重複障害

第七章 公立の特殊教育諸学校の高等部の教職員定数の標準

(教職員定数の標準)

第十五条 高等部教職員定数」という。) 諸学校を設置する都道府県又は市町村ごとの総数(以下「特殊教育諸学校 を合計した数を標準として定めるものとする。 公立の特殊教育諸学校の高等部に置くべき教職員の当該特殊教育 は、 次条から第二十一条までに規定する数

(校長の数)

(校長の数

第十六条 た数とする。 校長の数は、 高等部のみを置く特別支援学校の数に一を乗じて得 | 第十六条

(教諭等の数)

第十七条教諭等の数は、 とする。 次に定めるところにより算定した数を合計した数

数との合計数に一を乗じて得た数 もの(小学部及び中学部の学級数が二十七学級以上のものを除く。 支援学校でその学級数 六学級以上の高等部のみを置く特別支援学校の数と高等部を置く特別 (幼稚部の学級数を除く。) が二十七学級以上の 

特別支援学校の高等部の学級数の合計数に二を乗じて得た数

の数に一を乗じて得た数と特別支援学校の高等部でその学級数が十八学 級以上のものの数に二を乗じて得た数との合計数 特別支援学校の高等部でその学級数が六学級から十七学級までのもの

兀 置くものを除く。)の数との合計数に二を乗じて得た数と養護特別支援 て得た数との合計数 学校の高等部で専門教育を主とする学科のみを置くものの数に一を乗じ 護特別支援学校」という。)の高等部(専門教育を主とする学科のみを じ。)である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校(以下 障害者、 特別支援学校の高等部に置かれる専門教育を主とする学科の数と知的 肢体不自由者又は病弱者 (身体虚弱者を含む。 次号において同 養

五.

次の表の上欄に掲げる特別支援学校の区分ごとの学校

(高等部が置か

の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数、

れていないものを除く。

)の数に当該特別支援学校の区分に応ずる同表

四学級以上の高等部ごとに

校長の数は、 高等部のみを置く特殊教育諸学校の数に一を乗じて

得た数とする。

(教諭等の数)

第十七条 とする。 教諭等の数は、 次に定めるところにより算定した数を合計した数

上のもの(小学部及び中学部の学級数が二十七学級以上のものを除く。 殊教育諸学校でその学級数 六学級以上の高等部のみを置く特殊教育諸学校の数と高等部を置く特 (幼稚部の学級数を除く。) が二十七学級以

の数との合計数に一を乗じて得た数

特殊教育諸学校の高等部の学級数の合計数に二を乗じて得た数

三 のの数に一を乗じて得た数と特殊教育諸学校の高等部でその学級数が十 特殊教育諸学校の高等部でその学級数が六学級から十七学級までのも

八学級以上のものの数に二を乗じて得た数との合計数

兀 する学科のみを置くものの数に一を乗じて得た数との合計数 数との合計数に二を乗じて得た数と養護学校の高等部で専門教育を主と 護学校の高等部(専門教育を主とする学科のみを置くものを除く。)の 特殊教育諸学校の高等部に置かれる専門教育を主とする学科の数と養

五. を乗じて得た数の合計数、 いものを除く。)の数に当該学校の種類に応ずる同表の下欄に掲げる数 次の表の上欄に掲げる学校の種類ごとの学校 四学級以上の高等部ごとに当該部の学級数か (高等部が置かれていな

の合計数及び高等部のみを置く特別支援学校の数に一を乗じて得た数を満の端数を生じたときは、一に切り上げる。第二十条において同じ。)当該部の学級数から三を減じて得た数に六分の一を乗じて得た数(一未

合計した数

	校	> 援	特別支	行うな	として	育を主	する数	徒に対	ある生	病弱者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校
三	対接	特別	て 行 <sub>ら</sub>	とし	育を主	する教	徒に対	ある 生	由者で	学校    技体不自由者である生徒に対する教育を主として行う特別支援
	メ 接 学	別古	行う生	して	を主と	る教育	に 対 す	る生徒	者であ	校知的障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学
<b>─</b>	又接 学	別	行う舞	して	を主と	る教育	に 対 す	る生徒	者であ	校聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学
	メ 接 学	別	行 う 蛙	して	を主と	る教育	に 対 す	る生徒	者であ	校
数 乗 ず る	分		区	の	校	学	援	支	別	特

十一条第一項第六号に定めるところにより算定した数を減じて得た数大、次の表の上欄に掲げる寄宿する法律(昭和三十三年法律第百十六号)第分ごとの寄宿舎を置く特別支援学校の数に当該区分に応ずる同表の下欄分ごとの寄の上欄に掲げる寄宿する特別支援学校の児童及び生徒の数の区へ

寄宿する特別支援学校の児童及び生徒の数

る 乗 数 ず

部のみを置く特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数を合計した数ときは、一に切り上げる。第二十条において同じ。)の合計数及び高等ら三を減じて得た数に六分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じた

			1		
	する養護学校	である生徒を教育する養護学校		(身体虚弱者を含む。	病弱者
111		· 養護学校	を 教育する	肢体不自由者である生徒を教育する養護学校	肢 体 不
-		養護学校	ど教育する差	知的障害者である生徒を教育する養護学校	知的障害
<u> </u>					聾 <sup>タ</sup> 学
-					盲学校
数 乗 ず る	類	種	Ø	校	学
	į		,		;;

六 次の表の上欄に掲げる寄宿する特殊教育諸学校の児童及び生徒の数の六 次の表の上欄に掲げる寄宿する特殊教育諸学校の別定した数を減じて得た数の合計数から公立義務教育諸学校の学級下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数から公立義務教育諸学校の学級の当該区分に応ずる同表のでのでの表の上欄に掲げる寄宿する特殊教育諸学校の児童及び生徒の数の

数

寄宿する特殊教育諸学校の児童及び生徒の数

る 乗 数 ず

一 寄宿舎に寄宿する高等部の生徒(肢体不自由者である生徒を除く。)	つては、十二)を合算した数とする。	舎のみを置く特別支援学校について当該合計数が十二に達しない場合にあ	るところにより算定した数の合計数(高等部の生徒のみを寄宿させる寄宿	第二十条 寄宿舎指導員の数は、寄宿舎を置く特別支援学校ごとに次に定め	(寄宿舎指導員の数)	を除く。)の数に二を乗じて得た数	二 養護特別支援学校の高等部(専門教育を主とする学科のみを置くもの	る学科の数に二を乗じて得た数の合計数	特別支援学校の高等部について、当該部に置かれる専門教育を主とす	計した数とする。	第十九条 実習助手の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合	(実習助手の数)	の合計数に一を乗じて得た数とする。	部及び中学部の児童及び生徒の数が六十一人以上のものを除く。)の数と	を置く特別支援学校でその児童及び生徒の数が六十一人以上のもの(小学	第十八条 養護教諭等の数は、高等部のみを置く特別支援学校の数と高等部	(養護教諭等の数)	二百一人以上	八十一人から二百人まで三	八十人以下
一 寄宿舎に寄宿する高等部の生徒(肢体不自由者である生徒を除く。)	にあつては、十二)を合算した数とする。	宿舎のみを置く特殊教育諸学校について当該合計数が十二に達しない場合	めるところにより算定した数の合計数(高等部の生徒のみを寄宿させる寄	第二十条 寄宿舎指導員の数は、寄宿舎を置く特殊教育諸学校ごとに次に定	(寄宿舎指導員の数)	)の数に二を乗じて得た数	二 養護学校の高等部(専門教育を主とする学科のみを置くものを除く。	する学科の数に二を乗じて得た数の合計数	一 特殊教育諸学校の高等部について、当該部に置かれる専門教育を主と	計した数とする。	第十九条 実習助手の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合	(実習助手の数)	数との合計数に一を乗じて得た数とする。	小学部及び中学部の児童及び生徒の数が六十一人以上のものを除く。)の	部を置く特殊教育諸学校でその児童及び生徒の数が六十一人以上のもの(	第十八条 養護教諭等の数は、高等部のみを置く特殊教育諸学校の数と高等	(養護教諭等の数)	二百一人以上	八十一人から二百人まで	八十人以下

の数に五分の一を乗じて得た数

二 寄宿舎に寄宿する肢体不自由者である高等部の生徒の数に三分の一を

乗じて得た数

(事務職員の数)

第二十一条 事務職員の数は、特別支援学校の高等部の数に二を乗じて得た

数とする。

第八章 雑則

(教職員定数の算定に関する特例)

第二十二条

定した数にそれぞれ政令で定める数を加え、又はこれらの規定により算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算り教諭等、養護教諭等、実習助手、寄宿舎指導員及び事務職員の数を算定

校の後期課程を含む。以下この条において同じ。)についての政令で定一善農業、水産又は工業に関する学科を置く公立の高等学校(中等教育学

した数からそれぞれ政令で定める数を減ずるものとする。

二 公立の高等学校又は特別支援学校の高等部にそれぞれ政令で定める学

科を置くこと。

める特別の事情

特別の指導であつて政令で定めるものが行われていること。 三 公立の高等学校において教育上特別の配慮を必要とする生徒に対する

いての政令で定める特別の事情 公立の高等学校において多様な教育を行うための教育課程の編成につ

の数に五分の一を乗じて得た数

一 寄宿舎に寄宿する肢体不自由者である高等部の生徒の数に三分の一を

乗じて得た数

(事務職員の数)

第二十一条 事務職員の数は、特殊教育諸学校の高等部の数に二を乗じて得

た数とする。

第八章 雑則

(教職員定数の算定に関する特例)

第九条から第十二条まで及び第十七条から前条までの規定によ 第二十二条 第九条から第十二条まで及び第十七条から前条までの規定によ

り教諭等、養護教諭等、実習助手、寄宿舎指導員及び事務職員の数を算定

定した数にそれぞれ政令で定める数を加え、又はこれらの規定により算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算

した数からそれぞれ政令で定める数を減ずるものとする。

校の後期課程を含む。以下この条において同じ。)についての政令で定一 農業、水産又は工業に関する学科を置く公立の高等学校(中等教育学

二 公立の高等学校又は特殊教育諸学校の高等部にそれぞれ政令で定める

学科を置くこと。

める特別の事情

| 三 公立の高等学校において教育上特別の配慮を必要とする生徒に対する

特別の指導であつて政令で定めるものが行われていること。

公立の高等学校において多様な教育を行うための教育課程の編成につ

いての政令で定める特別の事情

兀

校において教育指導の改善に関する特別な研究が行われていることその二十二条第三項に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該学五 当該学校の教職員が教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算)

他の政令で定める特別の事情

第二十三条 習助手、 等部に置く校長、教頭、 立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は特別支援学校の高 者の数に換算することができる。 二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める めるところにより算定した教職員の数は、 寄宿舎指導員又は事務職員で地方公務員法 第八条から第十二条まで又は第十六条から第二十一条までに定 教諭、 養護教諭、 政令で定めるところにより、 助教諭、 養護助教諭、 (昭和二十五年法律第 講師、 公 実

等を考慮して政令で定める者を除く。)の数に換算することができる。八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及びその配置の目的で定めるところにより、公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む2 第九条又は第十七条に定めるところにより算定した教諭等の数は、政令

(教職員定数に含まない数)

支援学校高等部教職員定数には、次に掲げる者に係るものを含まないもの第二十四条 第七条及び第十五条に規定する高等学校等教職員定数及び特別

一 休職者

とする。

他の政令で定める特別の事情 でにおいて教育指導の改善に関する特別な研究が行われていることその だにおいて教育指導の改善に関する特別な研究が行われていること、当該学工 当該学校の教職員が教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算)

第二十三条 第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占め 高等部に置く校長、教頭、 立の高等学校 めるところにより算定した教職員の数は、 る者の数に換算することができる。 実習助手、 第八条から第十二条まで又は第十六条から第二十一条までに定 寄宿舎指導員又は事務職員で地方公務員法 (中等教育学校の後期課程を含む。) 又は特殊教育諸学校 教諭、 養護教諭、 政令で定めるところにより、 助教諭、 養護助教諭、 (昭和二十五年法律 講師、

的等を考慮して政令で定める者を除く。)の数に換算することができる。・) 又は特殊教育諸学校の高等部に置く非常勤の講師(地方公務員法第二で定めるところにより、公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む 第九条又は第十七条に定めるところにより算定した教諭等の数は、政令

(教職員定数に含まない数)

のとする。
教育諸学校高等部教職員定数には、次に掲げる者に係るものを含まないも第二十四条 第七条及び第十五条に規定する高等学校等教職員定数及び特殊

一 休職者

二 教育公務員特例法第二十六条第一項の規定により同項に規定する大学	二 教育公務員特例法第二十六条第一項の規定により同項に規定する大学
院修学休業をしている者	院修学休業をしている者
三 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三	三 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三
十年法律第百二十五号)第三条第一項の規定により臨時的に任用される	十年法律第百二十五号)第三条第一項の規定により臨時的に任用される
者	者
四 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第六	四 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第六
条第一項の規定により任期を定めて採用される者及び臨時的に任用され	条第一項の規定により任期を定めて採用される者及び臨時的に任用され
る者	る者

# (附則第三十四条関係)

_					-	
	2 · 3 (略)	程並びに特別	二年法律第二	第二条 この法	(定義)	
		支援学校の小学	十六号) に規定	[律において「美		改
		程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。	年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、	この法律において「義務教育諸学校」とは、		正
		いう。		とは、学校教育法		案
			中等教育学校の前期課	F法(昭和二十		
	2 · 3 (略)	程並びに盲学校、	二年法律第二十六号)	第二条 この:	(定義)	
				この法律において「美		現
		養護学校の小学	でする小学校、中	義務教育諸学校」		
		,部及び中学				行
		部をい	教育学校	教育法		
		聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。	に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課	「義務教育諸学校」とは、学校教育法		行

### (附則第三十五条関係)

2 (略) 三〜十七 (略)	収益の分配収益の分配の対のでであるものの利子又はです。	が、その学校の長の指導を受けて預入し又は信託した預貯金(前号に規規定する特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部の児童又は生徒	校若しくは中等教育学校又は同法第七十二条(特別支援学校の部別)に二 学校教育法第一条(学校の範囲)に規定する小学校、中学校、高等学	一 (略)	改正案
2 (略) 三~十七 (略)	ものの利子又は収益の分配貯金(前号に規定するものを除く。)又は合同運用信託で政令で定める	の児童又は生徒が、その学校の長の指導を受けて預入し又は信託した預する盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部、中学部若しくは高等部	校若しくは中等教育学校又は同法第七十二条(盲学校等の部別)に規定二 学校教育法第一条(学校の範囲)に規定する小学校、中学校、高等学	一 (略)	現

(附則第三十六条関係)

(傍線部分は改正部分)

#### 別表第三 名称 九 社会福祉法人 の 二 非課税の登記等の表 (略) 改 根拠法 社会福祉 十五号) 法律第四 法 二十六年 (略) (昭和 (第四条、 非課税の登記等 (略) 得登記又は当該校舎等の 規定する幼稚園に限る。 第一条 校 又は当該事業の用に供す ることを証す 建物の所有権の取得登記 項 十二年法律第二十六号) る土地の権利の取得登記 会福祉事業の用に供する | の登記に該当 自己の設置運営する学 定める書類の の校舎等の所有権の取 正 実習用地その他の直接 社会福祉法第二条第一 (学校教育法 (定義) に規定する社 当該学校の運動場 第三十三条関係 (学校の範囲) に (昭和二 案 号又は第二号 添付があるも 第三欄の第 のに限る。 る財務省令で するものであ 備考 略 別表第三 名称 + 社会福祉法人 九 の 二 非課税の登記等の表 (略) 現 根拠法 社会福祉 法律第四 法 十五号) 二十六年 略 ( 昭 和 (第四条、 非課税の登記等 (略) 限る。 権の取得登記又は当該校 規定する盲学校、 校 又は当該事業の用に供す ることを証す 建物の所有権の取得登記 するものであ 項(定義)に規定する社|号又は第二号 舎等の敷地、 十二年法律第二十六号) る土地の権利の取得登記 る財務省令で 会福祉事業の用に供する の登記に該当 自己の設置運営する学 定める書類の 社会福祉法第二条第一 養護学校又は幼稚園に 一条 (学校教育法 第三十三条関係 (学校の範囲) の校舎等の所有 当該学校の (昭和二 |添付があるも 聾学校 行 に のに限る。 第三欄の第一 備考 略

)
二十六号
法律第百
二十六年
法(昭和
十二 宗教法人 宗教法人
十一 (略) (略)

十三~二十五(略)       (略)       (略)       十三~二十五(略)       (略)       (略)	
(略)	

### (附則第三十七条関係)

第十二条各号列記以外の部   所轄庁   都道府県知事	えるものとする。	中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替	の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定	2 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者に係る第十二条から第十四条まで	。)を含むものとする。	稚園を設置する者(以下「学校法人以外の私立の幼稚園の設置者」という	校法人には、当分の間、学校教育法第百二条第一項の規定により私立の幼	第二条 第三条、第九条、第十条及び第十二条から第十五条までの規定中学	(学校法人以外の私立の幼稚園の設置者に対する措置)	附則		に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。	おける教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県	育学校、特別支援学校又は幼稚園を設置する学校法人に対し、当該学校に	第九条 都道府県が、その区域内にある小学校、中学校、高等学校、中等教	(学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助)	改正案
第十二条各号列記以外の部   所轄庁   都道府県知事	るものとする。	同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替え	規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中	2 学校法人以外の私立の学校の設置者に係る第十二条から第十四条までの	私立の学校の設置者」という。)を含むものとする。	学校、聾学校、養護学校又は幼稚園を設置する者(以下「学校法人以外の	校法人には、当分の間、学校教育法第百二条第一項の規定により私立の盲	第二条 第三条、第九条、第十条及び第十二条から第十五条までの規定中学	(学校法人以外の私立の学校の設置者に対する措置)	附則	とができる。	は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助するこ	、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国	育学校、盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園を設置する学校法人に対し	第九条 都道府県が、その区域内にある小学校、中学校、高等学校、中等教	(学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助)	現

			第十二条第四号											第十二条第三号					第十二条第一号				分
行為	処分又は寄附	所轄庁	法令					の役員	当該学校法人					予算が		その帳簿		質問させ	係者	学校法人の関		その業務	
	当該幼稚園についての処分	都道府県知事	又は法令	を設置する者をいう。)	場合にあつては当該幼稚園	る者が法人以外の者である	いい、当該幼稚園を設置す	担当する当該法人の役員を	つては当該幼稚園の経営を	る者が法人である場合にあ	る者(当該幼稚園を設置す	当該幼稚園の経営を担当す	予算が	当該幼稚園の経営に関する	帳簿	当該幼稚園の経営に関する	問させ	当該幼稚園の経営に関し質	者	幼稚園の経営に関係のある	業務	当該幼稚園の経営に関する	
			第十二条第四号											第十二条第三号					第十二条第一号				分
行為	処分又は寄附	所轄庁	第十二条第四号    、法令					の役員	当該学校法人					第十二条第三号		その帳簿		質問させ	第十二条第一号	学校法人の関		その業務	分

り助成を受けるものは、当該助成に係る学校の経営に関	けるものは、当	第十条の規定により助成を受	当該助成に係る幼稚園の経営	は第十条の規定により助成を受けるものは、	は第十条の規定により
一項の規定に基づき第九条又は	私立の学校の設置者で第一	3 学校法人以外の私立の学校	3一項の規定に基づき第九条又	立の幼稚園の設置者で第	3 学校法人以外の私立
都道府県知事	所轄庁	第十四条第二項及び第三項	都道府県知事	第三項 所轄庁	第十四条第二項及び第三項
文部科学大臣			文部科学大臣		
よる特別の会計について、	文部科学大臣	第十四条第一項	よる特別の会計について、	文部科学大臣	第十四条第一項
附則第二条第三項の規定に			附則第二条第三項の規定に		
	する役員			する役員	
担当を解こうとする者	解職しようと		担当を解こうとする者	解職しようと	
該法人の代表者)			、当該法人の代表者)		
である場合にあつては、当	の理事	第十三条第一項	法人である場合にあつては	の理事	第十三条第一項
該学校を設置する者が法人	当該学校法人		当該幼稚園を設置する者が	当該学校法人	
当該学校を設置する者(当			当該幼稚園を設置する者(		
都道府県知事	所轄庁		都道府県知事	所轄庁	
		° )			° )
		おいて準用する場合を含む		を含む	おいて準用する場合を含む
都道府県知事	所轄庁	三項まで(第十三条第二項に	都道府県知事	三項に 所轄庁	三項まで(第十三条第二項に
		第十二条の二第一項から第		から第一	第十二条の二第一項から第
な措置をとるべき旨)			め必要な措置をとるべき旨)		
する人事の是正のため必要			営に関する人事の是正のた		
ては、当該学校の経営に関			あつては、当該幼稚園の経		
以外の者である場合にあつ	職をすべき旨		法人以外の者である場合に	職をすべき旨	
該学校を設置する者が法人	当該役員の解		当該幼稚園を設置する者が	当該役員の解	
者の担当を解くべき旨(当			る者の担当を解くべき旨(		
当該学校の経営を担当する			当該幼稚園の経営を担当す		

6 (略)	V	に係る <u>幼稚園が</u> 学校法人によつて設置されるように措置しなければならな	ととなつた年度の翌年度の四月一日から起算して五年以内に、当該補助金	は第十条の規定により補助金の交付を受けるものは、当該交付を受けるこ	5 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者で第一項の規定に基づき第九条又	4 (略)	八条の規定を準用する。	らない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第四十	に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければな
6 (略)		係る学校が学校法人によって	となつた年度の翌年度の四月	第十条の規定により補助金の	5 学校法人以外の私立の学校	4 (略)	の規定を準用する。	い。この場合において、その	する会計を他の会計から区分

て設置されるように措置しなければならない。 [月一日から起算して五年以内に、当該補助金に の交付を受けるものは、当該交付を受けること ·校の設置者で第一項の規定に基づき第九条又は の会計年度については、私立学校法第四十八条 1分し、特別の会計として経理しなければならな

#### (附則第三十八条関係)

3 新法第十三条の二第一項及び第二項の規定は、当分の間、幼稚園等の教				
なければならない。				
等の教諭等に対して都道府県の教育委員会が行う前項後段の研修に協力し				
2 市(指定都市を除く。)町村の教育委員会は、その所管に属する幼稚園				
施しなければならない。				
る年度から、幼稚園等の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実				
に対して、昭和六十四年度から昭和六十七年度までの年度で政令で指定す				
起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等(政令で指定する者を除く。)				
ては、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会)は、採用した日から				
「指定都市」という。)以外の市町村の設置する幼稚園等の教諭等につい				
法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(次項において				
場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者(地方自治法(昭和二十二年				
(以下「新法」という。) 第二十条の二第一項の規定は適用しない。この				
という。)の任命権者については、当分の間、改正後の教育公務員特例法				
おいて「幼稚園等」という。)の教諭、助教諭及び講師(以下「教諭等」				
第二条 幼稚園並びに盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部(以下この条に				第二条削除
(幼稚園等の教諭等に対する研修等の特例)				
附則				附則
現	案	正	改	

#### (傍線部分は改正部分)

# (附則第三十九条関係)

	第二欄に掲げる基礎資格については、学士の学位を有することを要しない	の教育職員免許法別表第一特別支援学校教諭の項中一種免許状に係る同表	部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)第二条の規定による改正後	8 この法律の施行の際現に教育職員である者についての学校教育法等の一	附則	改正案
		に掲げる基礎資格については、学士の学位を有することを要しない。	校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭の項中一種免許状に係る同表第二欄	8 この法律の施行の際現に教育職員である者についての新法別表第一盲学	附則	現

#### (附則第四十条関係)

(略)	図書(別表第二において「教科用図書」という。)の譲渡	校)においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に規定する教科用	等教育学校)において準用する場合並びに同法第七十六条 (特別支援学	条(中学校)、第五十一条(高等学校)及び第五十一条の九第一項(中	十二 学校教育法第二十一条第一項(小学校の教科用図書)(同法第四十 -	一~十一 (略)	別表第一(第六条関係)	改正案
十三(略)	(別表第二において「教科用図書」という。)の譲渡	においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に規定する教科用図書	等教育学校)において準用する場合並びに同法第七十六条 (特殊教育)	条(中学校)、第五十一条(高等学校)及び第五十一条の九第一項(中	十二 学校教育法第二十一条第一項(小学校の教科用図書)(同法第四十	一~十一 (略)	別表第一(第六条関係)	現

(附則第四十一条関係)

(傍
線部
分
は改
正
部分
Ŋ

2 (略)		2 (略)
十一~二十 (略)	PT)	十一~二十 (略)
強を要するもの		
十 公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち、地震防災上改築又は補	公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの	十 公立の特別支
一~九 (略)		一~九 (略)
項について定めるものとする。	るものとする。	項について定めるものとする。
事 て、当該施設等に関する主務大臣の定める基準に適合するものに関する事	当該施設等に関する主務大臣の定める基準に適合するものに関する事	て、当該施設等に
つ 第三条 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲げる施設等の整備等であっ	地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲げる施設等の整備等であっ	第三条 地震防災緊
(地震防災緊急事業五箇年計画の内容)	地震防災緊急事業五箇年計画の内容)	(地震防災緊急車
現	改正案	7/.

### (附則第四十二条関係)

同項の規定により幼稚園を設置する学校法人以外の者を含むものとする。 (私立学校等の特例) (私立学校等の特例) の者によって設置された私立の幼稚園を含み、学校法人には、当分の間、学校教育法第百二条第一項の規定により学校法人以外 関 則 正 案	現定により幼稚園を設置する学校法人以外の者を含むものとする。 よって設置された私立の幼稚園を含み、学校法人には、当分の間、 一	規定により 幼稚園を設置する学校法人以外の者を含むものとする。 この法律(第二十三条第一項第一号を除く。)において、私立学字校等の特例) 正 当分の間、学校教育法第百二条第一項の規定により学校法人以外則 正 案						
置する学校法人以外の者を含むものとする。の幼稚園を含み、学校法人には、当分の間、法第百二条第一項の規定により学校法人以外条第一項第一号を除く。)において、私立学	外 字     第     学 み の 校 十 (     校 、 者 に 三 私	外 字     第     学 み の 校 十 (     校 、 者 に 三 私	同項の規定により幼稚園を設	の者によって設置された私立	当分の間、		(私立学校等の特例)	改
者を含むものとする。 (法人には、当分の間、 (法人には、当分の間、	外 字     第     学 み の 校 十 (     校 、 者 に 三 私	外 字     第     学 み の 校 十 (     校 、 者 に 三 私	置する学校法人以外の	の幼稚園を含み、学校	法第百二条第一項の規	条第一項第一号を除く		正
	所 第十三条 でには、当分の間、 校には、当分の間、 がには、当分の間、	第十三条 この法律(第二十三条第一項第一 (私立学校等の特例) (私立学校等の特例) 附 則 附 則 附 則 財 則 所 則 所 則 所 則	者を含むものとする。	法人には、当分の間、	党により学校法人以外			案

(附則第四十三条関係)

(傍線部分は改正部分)

3 (略)	3 (略)
関し必要な協力を行うよう努めるものとする。	行うよう努めるものとする。
学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものの設置者は、介護等の体験に	大臣と協議して定めるものの設置者は、介護等の体験に関し必要な協力を
2 盲学校、聾学校及び養護学校並びに社会福祉施設その他の施設で文部科	2 特別支援学校及び社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働
行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
第三条 国、地方公共団体及びその他の関係機関は、介護等の体験が適切に	第三条 国、地方公共団体及びその他の関係機関は、介護等の体験が適切に
(関係者の責務)	(関係者の責務)
2・3 (略)	2・3 (略)
との交流等の体験を行った者に限る。)」とする。	行った者に限る。)」とする。
定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者	、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を
又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して	の他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて
内において文部科学省令で定める期間、盲学校、聾学校若しくは養護学校	内において文部科学省令で定める期間、特別支援学校又は社会福祉施設そ
者」とあるのは、「修得した者(十八歳に達した後、七日を下らない範囲	者」とあるのは、「修得した者(十八歳に達した後、七日を下らない範囲
許法第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「修得した	許法第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「修得した
第二条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての教育職員免	第二条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての教育職員免
(教育職員免許法の特例)	(教育職員免許法の特例)
現	改正案

#### (附則第四十四条関係)

別表(第百五条関係)	別表(第百五条関係)
4~8 (略)	4~8 (略)
算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。	- 、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。
定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予	で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して
3 国は、前二項に規定する事業のほか、沖縄振興計画に基づく事業で政令で	3 国は、前二項に規定する事業のほか、沖縄振興計画に基づく事業で政令
付金の額を算定するものとする。	、当該交付金の額を算定するものとする。
とするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交	用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して
ては、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用した	おいては、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適
るものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合におい	めるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合に
2 国は、沖縄振興計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定め	2 国は、沖縄振興計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定
、政令で特別の定めをすることができる。	かかわらず、政令で特別の定めをすることができる。
その他の者の負担又は補助の割合については、他の法令の規定にかかわらず	公共団体その他の者の負担又は補助の割合については、他の法令の規定に
割合とする。この場合において、当該事業に要する経費に係る地方公共団体	定める割合とする。この場合において、当該事業に要する経費に係る地方
関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合の範囲内で政令で定める	業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合の範囲内で政令で
るものに要する経費について国が負担し、又は補助する割合は、当該事業に	めるものに要する経費について国が負担し、又は補助する割合は、当該事
第百五条 沖縄振興計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定め	第百五条 沖縄振興計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定
(国の負担又は補助の割合の特例等)	(国の負担又は補助の割合の特例等)
現	改正案

														<u>-</u> + -		項
													設等	義務教育施		事業の区分
育振興法(昭和二十八年法律第じ。)及び中学校に係る理科教	を含む。以下この項において同小学校(特別支援学校の小学部	産業教育のための設備、公立の	百二十八号)第二条に規定する振興法(昭和二十六年法律第二	おいて同じ。)に係る産業教育	の中学部を含む。以下この項に	校の前期課程及び特別支援学校	ル、公立の中学校(中等教育学	において同じ。)及び水泳プー	項に規定する建物をいう。次項	育諸学校に係る建物(同条第二	第二条第一項に規定する義務教	昭和三十三年法律第八十一号)	費の国庫負担等に関する法律(	公立の義務教育諸学校等の施設	(略)	
														十分の八・五以内		の割合の範囲国庫の負担又は補助
															1	
														<u>-</u>		項
													⇒л.		_	項
													設等	二十二 義務教育施	_	-
同じ。)及び中学校に係る理科部を含む。以下この項において	校、聾学校及び養護学校の小学めの設備、公立の小学校(盲学	第二条に規定する産業教育のた	二十六年法律第二百二十八号)	む。以下この項において同じ。	学校及び養護学校の中学部を含	校の前期課程並びに盲学校、聾	ル、公立の中学校(中等教育学	において同じ。)及び水泳プー	項に規定する建物をいう。次項	育諸学校に係る建物(同条第二	第二条第一項に規定する義務教	昭和三十三年法律第八十一号)	設等費の国庫負担等に関する法律(		(略)	項

(略)	(略)
要な施設の整備	
に規定する学校給食の開設に必	な施設の整備
法律第百六十号)第三条第一項	規定する学校給食の開設に必要
係る学校給食法(昭和二十九年)	律第百六十号)第三条第一項に
びに公立の小学校及び中学校に	る学校給食法(昭和二十九年法
の規定によるものを含む。)並	に公立の小学校及び中学校に係
施設(同法第四条第一項第四号	規定によるものを含む。)並び
及び第三号に規定する住宅及び	設(同法第四条第一項第四号の
律第百四十三号)第三条第二号	び第三号に規定する住宅及び施
地教育振興法(昭和二十九年法	第百四十三号)第三条第二号及
る理科教育のための設備、へき	教育振興法(昭和二十九年法律
第百八十六号)第二条に規定す	理科教育のための設備、へき地
教育振興法(昭和二十八年法律	

#### (傍線部分は改正部分)

### (附則第四十五条関係)

、同項の規定によりその公立の義務教育諸学校の設置者が支払う額は、同	同項の規定によりその公立の義務教育諸学校の設置者が支払う額は、同項
以下同じ。)の設置者が前条第三項の規定による支払をしていないときは	下同じ。)の設置者が前条第三項の規定による支払をしていないときは、
教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校の小学部若しくは中学部をいう。	教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。以
場合において、学校のうち公立の義務教育諸学校(小学校、中学校、中等	場合において、学校のうち公立の義務教育諸学校(小学校、中学校、中等
第十八条 センターが第二十九条第二項の規定により補助金の交付を受けた	第十八条 センターが第二十九条第二項の規定により補助金の交付を受けた
(国の補助がある場合の共済掛金の支払)	(国の補助がある場合の共済掛金の支払)
もって国巨の心身の優全な発達に著与することを目的とする	
の 一引たのいへの 健康の保持・増進に	V もって国民の心身の傾全な発達に寄与することを目的とする。
単生徒等の災	<del>す</del> の
第十五条第一項第七号を除き、以下「学校」と総称する。)の管理下にお	る児
校、聾学校又は養護学校をいう。第十八条において同じ。)又は幼稚園(	園(第十五条第一項第七号を除き、以下「学校」と総称する。)の管理下
中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特殊教育諸学校(盲学	中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校又は幼稚
の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、	の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、
等」という。)の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設	等」という。)の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設
。)は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児(以下「児童生徒	。)は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児(以下「児童生徒
第三条 独立行政法人日本スポーツ振興センター (以下「センター」という	第三条 独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という
(センターの目的)	(センターの目的)
現	改正案

校の設置者に返還しなければならない。いるときは、センターは、当該政令で定める額をその公立の義務教育諸学の額から政令で定める額を控除した額とし、同項の規定による支払をして

学校の設置者に返還しなければならない。ているときは、センターは、当該政令で定める額をその公立の義務教育諸項の額から政令で定める額を控除した額とし、同項の規定による支払をし

105

(附則第四十六条関係)

(傍線部分は改正部分)

	2 (略)		2 (略)
	とする。		
ため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるもの	ため、適切な教育的支援、支援	眉置を講じるものとする。	教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。
害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにする	を含む。)がその障害の状態に	られるようにするため、適切な	その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な
盲学校、聾学校及び養護学校に在学する者	って高等学校、中等教育学校、	中等教育学校及び特別支援学校に在学する者を含む。)が	って高等学校、中等教育学校及び特別支援学
発達障害児(十八歳以上の発達障害者であ	第八条 国及び地方公共団体は、	発達障害児(十八歳以上の発達障害者であ	第八条 国及び地方公共団体は、発達障害児
	(教育)		(教育)
行	現	案	改正

(傍線部分は改正部分)

### (附則第四十七条関係)

立博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立博物館の、独立行政法	術館を退職した者にあつては独立行政法人国立美術館の、独立行政法人国	者にあつては独立行政法人放射線医学総合研究所の、独立行政法人国立美	人防災科学技術研究所の、独立行政法人放射線医学総合研究所を退職した	の、独立行政法人防災科学技術研究所を退職した者にあつては独立行政法	・材料研究機構を退職した者にあつては独立行政法人物質・材料研究機構	退職した者にあつては独立行政法人国立科学博物館の、独立行政法人物質	あつては独立行政法人国立国語研究所の、独立行政法人国立科学博物館を	政法人国立女性教育会館の、独立行政法人国立国語研究所を退職した者に	興機構の、独立行政法人国立女性教育会館を退職した者にあつては独立行	少年総合センターを退職した者にあつては独立行政法人国立青少年教育振	独立行政法人大学入試センターの、独立行政法人国立オリンピック記念青	育総合研究所の、独立行政法人大学入試センターを退職した者にあつては	特殊教育総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立特別支援教	十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人国立	第五条 施行日前に施行日前の研究所等を退職した者に関する退職手当法第	(退職手当法の適用に関する経過措置)	附則	改正案
物館を退職した者にあつては独立行政法人国立博物館の、独立行政法人文	を退職した者にあつては独立行政法人国立美術館の、独立行政法人国立博	あつては独立行政法人放射線医学総合研究所の、独立行政法人国立美術館	災科学技術研究所の、独立行政法人放射線医学総合研究所を退職した者に	独立行政法人防災科学技術研究所を退職した者にあつては独立行政法人防	料研究機構を退職した者にあつては独立行政法人物質・材料研究機構の、	した者にあつては独立行政法人国立科学博物館の、独立行政法人物質・材	ては独立行政法人国立国語研究所の、独立行政法人国立科学博物館を退職	人国立女性教育会館の、独立行政法人国立国語研究所を退職した者にあつ	構の、独立行政法人国立女性教育会館を退職した者にあつては独立行政法	総合センターを退職した者にあつては独立行政法人国立青少年教育振興機	行政法人大学入試センターの、独立行政法人国立オリンピック記念青少年	合研究所の、独立行政法人大学入試センターを退職した者にあつては独立	特殊教育総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立特殊教育総	十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人国立	第五条 施行日前に施行日前の研究所等を退職した者に関する退職手当法第	(退職手当法の適用に関する経過措置)	附則	現

、退職手当法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。人文化財研究所を退職した者にあつては独立行政法人文化財研究所の長は

職手当法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。化財研究所を退職した者にあつては独立行政法人文化財研究所の長は、退

## (附則第四十八条関係)

に関する教科の教科用図書並びに盲学校、聾学校及び養護学校の教科用図	に関する教科の教科用図書及び特別支援学校の教科用図書の編修及び改訂	に 関
のほか、当分の間、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の職業	か、当分の間、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の職業	のほ
2 文部科学省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務	文部科学省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務	2 *
(所掌事務の特例)	(所掌事務の特例)	( ) ( ) ( )
附則	附則	
の無償措置に関すること。	すること。	<u></u>
び養護学校の小学部及び中学部をいう。)において使用する教科用図書	学部及び中学部をいう。)において使用する教科用図書の無償措置に関	学
校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及	校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小	校
十一 教科用図書その他の教授上用いられる図書の発行及び義務教育諸学	教科用図書その他の教授上用いられる図書の発行及び義務教育諸学	+
八~十 (略)	十 (略)	八~十
に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。	及び立案並びに援助及び助言に関すること。	乃
聾学校、養護学校及び幼稚園における教育をいう。以下同じ。)の振興	学校及び幼稚園における教育をいう。以下同じ。) の振興に関する企画	<u>学</u>
七 初等中等教育(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、	初等中等教育(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援	七
一~六 (略)	六 (略)	一~六
さどる。	న <sub>ం</sub>	さどる。
第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつか	文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつか	第四条
(所掌事務)	(所掌事務)	(fi
現	改正案	